KAN00010 スイス【安全の基礎】 スイス連邦 Swiss Confederation

出入国時の留意事項

●査証

日本とスイスの間には査証免除取極が結ばれており、3カ月以内のおもに観光等の非営利活動を目的とした入国の場合は、査証が免除される。就労を目的とした滞在、または3カ月以上滞在することが前もって明らかな場合は、日本出国前に在日スイス大使館、領事館またはスイス国内の雇用主を通じ、滞在許可の確約書を取得し、目的に応じた滞在許可証を取りつける必要がある。

●出入国審査

入国の際は旅券のチェック、出国の際は旅券および搭乗券のチェックを受ける程度の簡単なもので、通常出入国スタンプは押印されない。なお、別途セキュリティ・チェックが行われる。

●外貨申告

なし(入国、出国ともに制限並びに義務はない)。

国紙●

一般旅行者に対する税関検査は自己申告制で比較的簡単である。なお、酒、煙草等は免税持ち込み限度が設けられているので、これを上回る場合は自主的に申告する必要がある。そのほか、持ち込みが規制または禁止されている物品には、肉、銃器、麻薬、大麻等がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以内の滞在の場合は不要。病気などで滞在が3カ月以上に長引く場合は、それを知った日から各州当該官権(外国人警察等)に届け出て許可を取りつける必要がある。

●旅行制限

特になし。

●写真撮影の制限

特に写真撮影の制限はない。ただし、撮影禁止と表示されている軍事施設等については、撮影できない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬、大麻等の持ち込みは禁止されているが、最近若者を中心として麻薬等が出回っているので社会問題のひとつとなっている。持ち込み、所持、使用した違反者は罰金、懲役等厳しく罰せられる(深夜に都市部の裏通り、公園などに近寄らないほうがよい)。

●不法就労

労働許可なしで働くことは禁止されている。就労に関しては、労働許可を入国するまで に取得する必要があり、不法就労した者には罰金等の刑罰がある。そのほか、入国禁止(最高3年)になる場合がある。

●治安維持

麻薬患者,不良外国人の増加に伴い,近年の一般犯罪数は急激に増加しており,単位人口当たり,日本の約4倍に達していることから,「スイスは安全な国」という神話は,過去のものとの認識が必要である。

●その他特殊取締 特になし。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

質素を尊び清潔を好む。また,不道徳行為を嫌うので行動に注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

近年、特にチューリヒ、ルツェルン、バーゼル、ジュネーブおよびベルン (最近) において、日本人旅行者を狙ったものと思われる窃盗事件が相当発生している。また、空港、駅、ホテル等 (ロビー、朝食時の食堂) においても置き引きが多発しているため、旅券・現金等は身体から離さないようにすると同時に、見知らぬ人から声をかけられた場合は十分持ち物に注意する必要がある (スイスに到着しても決して安心しないこと)。

ツェルマット、マッターホルン、モンブラン(仏領)等に本格的な登山をする場合は、 事前に地元ガイド等のアドバイスを十分聴き無理をしないよう心がける必要がある(1993年7月中にアルプスにおいて登山事故で40名死亡している)。

健康上の留意事項

スイスでは風土病と言われるものもなく、健康上特に注意することはない。あえて言うならば、水はヨーロッパのなかでは良いといわれているが、習慣として通常スイス人はミネラル・ウォーターを飲んでいる。また、全般的に高度は高く、登山電車やケーブルカー等の発達で高い山に登れるようになっているが、気圧が低くなるので、特に心臓の弱い人、体調の悪い人、お年寄り、幼児は無理をしないようにすること。

緊急時の連絡先

病院

緊急医師紹介サービス

ベルン Tel.311-22-11

チューリヒ Tel.261-61-00

バーゼル Tel.261-15-15

ジュネーブ Tel.320-25-11

大学病院・州立病院

ベルン Tel.632-21-11

チューリヒ Tel.255-11-11

バーゼル Tel.265-25-25

ジュネープ Tel.372-33-11

(警察) Tel.117

伙災) Tel.118

(救急車) Tel.144

緊急時の言葉

(ドイツ語)

「警察」=ポリツァイ

「火事」=フオイヤ

「救急車」=アンブランツ

「病院」=シュピタール

「助けて」 = ヒルフェ 「泥棒」 = ディープ

ジュネープ(フランス語) 「泥棒」=オー・ヴォラー 「助けて」=オー・スクール 「警察」=ポリス 「救急車」=アンビュランス 「病院」=オピタル 「痛い」=ジェ・マル

在外公館アドレス

●大使館

在スイス大使館

Ambassade du Japon, 43, Engestrasse, 3012 Berne, Suisse Tel.302-08-11

●総領事館

在ジュネーブ総領事館

Consulat General du Japon, 3, Chemin des Fins, 1218Grand-Saconnex, Geneve, Suisse Tel.717-31-11 領事関係窓口および広報文化センター Consulat General du Japon, Service d'Information, 16, Place Longemalle, 1204 Geneve Suisse Tel.311-46-88

●名誉総領事事務所

在チューリヒ名誉総領事事務所 (日本人職員常駐) Consulat General honoraire du Japon, 55, Utoquai, 8008 Zurich, Suisse Tel.252-98-97

●日本政府代表部

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

Mission Permanente du Japon aupres des Organisations Internationales a Geneve, 3, Chemin des Fins, 1218 Grand-Saconnex, Geneve, Suisse Tel.717-31-11

軍縮会議日本政府代表部

Delegation du Japon a la Conference du Desarmement, 3, Cheimn des Fins, 1218 Grand-Saconnex, Geneve, Suisse Tel.717-34-44

平成4年10月 在スイス日本国大使館

目次

- 1. はじめに
- 2. 当国の犯罪傾向
- 3. 一般犯罪
 - (1) 一般犯罪の特徴
 - (2) 具体的注意事項
- 4. 交通事故
- 5. テロ・誘拐
- 6. 緊急連絡先
- 7. 大使館案内
- 8. 名誉総領事事務所

1. はじめに

スイスはヨーロッパの中央に位置し、ヨーロッパの屋根とよばれる山国である。そして、その国民性はとなると、4ヵ国語を連邦国語として認められている多言語国家であるが、これはヨーロッパの中央に位置し、古くから周辺の部族の侵入を受けつつ形成されてきたスイス人の人種的多様性に由来する。そして、言語の統一を尊ぶより、むしろ言語的・人種的多様性を積極的に維持し、国民生活、経済体制、社会機構の全般にわたりそれぞれの特徴を生かして相互補完の関係にたち、独自の文化と国民性をつくり上げているのがスイス最大の特色である。

社会生活においては、市民一人ひとりの自発的意思が強く、公共施設の維持・管理は行き届き、その清潔さは世界に類をみない。また、一般スイス人の生活は質素堅実であり、勤勉かつ効率的によく働く。

人口は1990年12月の統計によれば 679.6万人で、このうち在住外国人は 118.1万人にも 及ぶ。

また、スイスにおける在留邦人は近年増加しており、1991年10月で 4,546人となっている。邦人は主として、チューリッヒ州(1,589人)、ジュネーブ州(1,063人)、ベルン州(277人)、及びバーゼル州(321人) に在住している。

2. 当国の犯罪傾向

(1)91年の刑法犯は359,201件で前年に比べ7.1%(23,815件)増加した。人口10万人当たりの件数は、5,258件に上昇しており、治安状況は他の西欧諸国に比べ良好といわれてきたが、現在は他の西欧諸国並となっている。犯罪件数を日本に比較すると約4倍にも昇り、「スイスは安全」という神話は既に通用しない。

刑法犯のうち42.6%は外国人が占めており、82年以降毎年増加の傾向を示している。

- (2) 犯罪のうち92.4%が盗犯に該当するもので、特に財産犯の増加が顕著である。
- (3)時間的発生頻度を見ると、殺人は2日毎、強盗は3時間56分毎、侵入犯は6分48 秒毎及び自動車盗は5分毎にそれぞれ1件が当国で発生している。

3. 一般犯罪

(1) 犯罪の特徴

91年の犯罪統計によると、盗犯の増加率が大きく、特に外国人による犯罪が非常に多くなっている。また、傷害、強盗、ひったくりのような暴力を伴う事件も増加している。

イ. 増加犯罪種別 (前年比)

強盗 1,821件(9.0%增) 窃盗 : 133,624件(11.8%増) 侵入犯 : 72,638件(10.2%增) ひったくり 2,025件(20.8%增) 自動車盗 : 101,565件 (1.7%增) 3,340件 (17.4%增) 横領 恐喝 131件 (20.2%増) 爆破予告 230件 (12.7%增) 719件 (102 %增) 脅迫 監禁・誘拐 118件 (29.7%增) 人質 13件 (550 %増) 強姦 428件 (19.9%增) 殺人 214件(44.6%增)

口. 減少犯罪種別(前年比)

傷害 詐欺 シャせつ ・ 2,655件(6.4%減) 放火 公務執行妨害 ・ 3,376件(2.5%減) ・ 9,238件(15.4%減) ・ 2,655件(6.4%減) ・ 1,256件(4.9%減) ・ 323件(8.5%減)

(2) 具体的注意事項

当国では麻薬患者が多く、近年、旅行者を中心に金目当てのスリ、置き引きが日常的に発生しており、特に日本人は現金を持ち歩くと思われており、狙われ易い。

特に空港・駅・ホテル等(ロビー、朝食時)では一瞬のスキにバック等が盗まれており、旅券・現金等の貴重品は身体から離さないようにすると同時に、見知らぬ人から声をかけられた場合には充分持ち物に注意する必要がある。スイスだからと言って、決して安心してはならない。被害者からよく聞く言葉に「スイスだから安心していた」というのが最も多い言葉であり、他人事と思わず、アドバイスを充分聞き、持ち物に注意するよう心掛ける事が肝要である。

4. 交通事故

(1) 当国の交通事情

右側通行であり、主要幹線道路は時間帯によっては相当混雑する場合がある。運転マナーは日本と同様であり、歩行者も交通ルールを順守している。主な都市部の交通は、バス・タクシー・路面電車であり、道路標識は完備されており、舗装率も良い。

(2) 事故傾向

年々増加の傾向であり、特に都市部交差点における衝突事故が増えている。よく見るケースは信号のないロータリー式交差点での側面衝突であり、日本人の場合慣れるまで慎重に運転することが必要である。

(3)事故発生時の処置

- イ. まず被害者の病院への搬送
- ロ・車両の前後に停止表示機材を設置し、非常点減燈を点燈させ、二次的事故を防止
- ハ、警察への通報並びに目撃者の確認
- ニ・加入保険会社に連絡

5. テロ・誘拐

(1) テロ事件

現在、当国にはてテロ・グループは存在していないと言われているが、4月にイラン大 使館が抗議集団によって相当の被害を受けた。また、当国の極右グループによるものと思 われる難民収容施設への放火事件等が相次いでいる。

(2) 監禁誘拐事件

91年は、113件の事件が発生しており、前年に比べ5件(4.2%)減少している。犠牲者 のうち32.5%は未成年であり、有罪となった犯人のうち71.9%は外国人であった。

(3) 邦人に対する脅威

地理的にも政治的にも将来外国人の流出入が益々容易となることに鑑み、テロ、監禁及 び誘拐の発生率が増大し、合わせて邦人が事件に巻き込まれる可能性も増えることが予想 される。

(4) テロ対策

後述の「在留邦人テロ対策」を参考として以下の点に留意していただきたい。

- イ・連絡網の見直し、強化
- ロ、隣人等との協力関係の緊密化
- ハ・非常時の代替連絡方法の確保
- ニ.不審車両、不審人物のチェック
- ホ. 不審電話、郵便物等のチェック
- 6. 緊急連絡先
 - (1) 必要な電話番号

イ.警察 : 117

: 118 口.消防

ハ. 救急車 : 144

- 二. 番号案内:111
- (2) 関連連絡先
- イ.スイス救助隊

(036) 22 92 30 (BOHAG, Interlaken)

(036) 55 21 00 (Air Glacier, Lauterbrunnen)

(01) 383 11 11 (REGA)

口.病院

チューリッヒ大学病院 : (01) 255 11 11 ベルン・インゼルシュピタル: (031) 64 21 11 インターラーケン : (036) 26 26 26

ハ、航空会社

日航チューリッヒ支店 : (01) 211 15 57 チューリッと空港事務所: (01) 816 35 65

- 7. 大使館案内
 - (1) 住所

Engestr. 43, 3012 Berne

(2) 開館日

月曜日から金曜日

(3)受付時間 (事務時間)

 $(09:00\sim12:30)$ 午前=09:00~12:00

午後=14:00~16:30

 $(13:45\sim17:15)$

(4) 休館日

年末年始、当国の祭日並びに日本の祭日(年度により―部異なる)

(5) 電話

受付時間内 : (031) 24 08 11 受付時間外緊急: (031) 24 08 12

8. チューリッヒ名誉総領事事務所条内

(1) 住所

Utoquai 55, 8008 Zurich

(2) 開館日

大使館と概ね同様

(3)受付時間

午前=10:00~12:00 午後=15:00~17:00

(4) 休館日

大使館と概ね同様

(5) 電話

受付: (01) 252 98 97

防犯の手引(在留邦人テロ対策)

- (1)通勤・旅行時対策
- (イ) 犯罪者は犯行前にその目標とする者の行動を下調べするので、通勤や買物の際は その経路や時間を変える。
- (ロ)任地の状況によっては不必要な夜間外出はできるだけ避け、外出する場合は帰宅 予定時間を家族ないし信頼できる友人に告げておく。
- (ハ) 過去の例を見ると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲 に居ないか注意する。また、待伏せ予防のために、自宅や事務所前などに駐車中のタクシ 一は可能な限り利用しない。
 - (二) 車で走行する際は次の点に留意する。
 - (a) 尾行車の有無に注意し、尾行されたら最寄りの警察署又は兵舎に避難する。
- (b) 道路ではなるべく中央車線を走り、交通渋滞道路・事故発生現場・デモ等の集会地を回避する。
 - (c)ドアは必ずロックし、窓は僅かしか開けない。
 - (d) ヒッチハイカーなどを同乗させない。
 - (e)駐車時には短時間でも必ずドアロックする。
 - (f)淋しい田舎道を避け、用のない区域には立寄らない。
- (g)乗車前には車の内部、車台の下を点検し不審物、紐、線などの存在を調べて爆発物を警戒し、もしそのようなものが見つかれば自ら手を触れることなく当局に届け出る。
- (2) 自宅・事務所等における対策
 - (イ) 然るべき安全設備を施す。
 - (ロ) インタビュー等の際を含め、不必要に自分・家・事務所等の写真をとらせない。
 - (ハ) 未知の者を家に入れない。
- (二)使用人の身許を良く調査し身許不明の者は雇用しない。また使用人に旅行計画や 取引の細部等を聞かせない。
- (ホ) 犯人は予め、セールスマン・道路工夫・公共労働者・露店の売子等を装い、目標とする者について事前調査を行うことが多いので、不審な場合には警察に通報する。
 - (へ)自分や家族の行動・所在を未知の者に知らせない。
 - (ト)発送人不明の郵便物、小包等の処理に注意する。
- (3)誘拐対策
- (イ) 誘拐事件に備え必要書類(旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リスト等)、医療関係記録(病歴、血液型、常用薬名とその入手先、特定の持病、かかりつけの医者名等)を整理し、これらの所在を同僚、家族に判るようにしておく。
- (ロ) 特に身代金支払問題については相談あるいは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚、家族に知らせておく。
 - (ハ)誘拐された時の心得
 - (a)捕えられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在地国当局、わが国官民など

多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心掛け情勢を有利に導くよう努力する。

- (b)犯人は一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をすると考えてはならない。
- (c)犯人の指示には出来るだけ従い挑発したり刺激しないようにし、特に肉体的争いは 絶対にしない。
- (d)一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して 逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には逃走を計らない。
 - (e)家族、友人、会社のことは出来るだけ話さない。
- (f)連行される際は移動時期、方向、速度、距離を記憶し、道標、臭、声、音を含むすべての外界の動きに注意する。
 - (g)犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意する。
 - (h)犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくると有利なことがある。

ジュネーブ安全対策

安全な生活を送るために

平成4年10月1日 在ジュネーブ日本総領事館

はしがき

風光明媚なレマン湖畔に位置する国際都市ジュネーヴは、政情も安定し、ヨーロッパの中では比較的安全な都市と言われています。

しかしながら、ジュネーヴ州の38万人の、人口の約34%は外国人であり、かつ、さまざまな考えを持った外国人が多数訪れる観光地でもあります。

過去に爆破事件、テロ事件も起こっています。最近は、麻薬を打つ者が増え、大きな社会問題となっています。1991年のジュネーブ州で発生した窃盗事件は、15、485件でしたが、この内、侵入窃盗は3、880件で前年より752件、ひったくり事件は269件で前年より33件それぞれ減少しているものの、自動車盗が前年1、082件に比べ91年は1、220件に増加し、また、すりによる被害が、前年の2、042件に比べ、同じく、4、370件と2倍以上に増加しています。警察では、すりの大半は、国際的な窃盗グループによるものと見ています。このように、犯罪者が簡単に侵入できる場所でもあり、ジュネーブは決して安心できる場所とは言えません。

総領事館では、このような被害を未然に防ぐため、日常的な最低限度の留意事項をチェック・リストとして挙げました。

このチェック・リストが皆様にとって快適で安全な在外生活を送るための一助となれば 幸です。

1. 一般的チェック項目

- (イ) 緊急の場合必要な電話リストはあるか。
- (ロ) 自宅付近の地理、警察、消防、病院の場所を知っているか。
- (ハ) 有事の際、気軽に援助を求めることが出来る人がいるか。
- (二) 近隣の人と仲良くしているか。管理人と仲良くしているか。
- (ホ) 有事に備え、家族間の連絡方法、連絡先、その他(血液型等)を常に持っているか。

2.家

- (1) 外まわり
- (イ) 門に施錠しているか。
- (ロ) 庭等の照明は良いか。
- (ハ) 塀の高さは十分か。
- (二) 塀の周囲によじ登るのに都合のよいものはないか。
- (ホ) 植込み、生け垣は隠れ場所とならないよう十分刈り込んであるか。
- (2) 玄関
- (イ) 玄関の鍵は二重以上になっているか。
- (ロ) 頑丈に取り付けてあるか。
- (ハ) ドアチェーンはあるか。
- (二) のぞき穴、透視鏡はあるか。
- (ホ) 錠はすべて正常に働くか。
- (へ)家族以外で錠を持っている者がいるか。
- (ト) 錠を玄関近くの植木鉢、マットの下等に隠していないか。
- (チ) 来訪者に対して不用意にドアを開けていないか。
- (3) 窓
- (イ)すべての窓にロールダウン式鎧戸があるか。

- (ロ) 鎧戸の働きは良いか。
- (ハ) 夜間、長期不在時には鎧戸を閉めているか。
- (二) 使用しない窓は永久封鎖されているか。
- (ホ) 二階の窓から侵入するのに利用されそうな物を放置していないか。
- (4) ガレージ
- (イ) 夜間、外出時には鍵をかけているか。
- (ロ) 鍵は正常に働くか。
- (ハ) ガレージの中に侵入の道具や凶器となるような物を置いていないか。
- (5) その他
- (イ)消火器はあるか。使用方法に習熟し、かつ正常な状態か。
- (ロ) 現金・貴重品は安全な場所に保管してあるか。
- (ハ) 貴重品、電気製品等の製造番号は控えてあるか。
- (二) 盗難にあったら、そのままにして警察を呼ぶよう、家族にも言ってあるか。
- (ホ) 侵入しようとしている者や、既に侵入している者がいる場合、どう行動するか家族を含め言い聞かせてあるか。
 - (6) 使用人
 - (イ) 使用人の身元、家族、友人などにつき調査しているか。
 - (ロ) 緊急の場合、どこへ連絡するか、どのような行動を取るか言い聞かせてあるか。
 - (ハ) あまりに過度に、家の事や旅行等の行事を話していないか。
 - (7) 外出時
 - (イ) 鍵はきちんとかけてあるか。
 - (ロ) ドア等に書き置き等張っていないか。
 - (ハ) 鍵を玄関近くに隠していないか。
 - (二) 暗くなると自動的に照明がつくような設備はあるか。
- (ホ) ラジオあるいは、部屋の一室の電燈をつけたままにしておく等、家人が居るように見せる工夫をしているか。

3. 車

- (イ) 駐車する時必ずドアロックをしているか。
- (ロ) 座席などに、ハンドバック、ケース、袋、カメラ等置いたままにしていないか。
- (ハ) 通勤時いつも同じ道を利用していないか。
- (二) 運転時ドアロックは必ずしているか。
- (ホ) 信号などで停車した際、前車との間隔はあるか。 (緊急時、発進して逃げることができる。)
 - (へ) 運転中前後の車に注意を払っているか。 (乗っている人物)
 - (ト) ヒッチハイカーを乗せてはいないか。
 - (チ) 停車時誰かが話しかけてきた時、必要以上に窓ガラスを開けていないか。
 - (リ) 夜間、可能な限り照明があり、にぎやかな所に駐車しているか。

4. 誘拐等

- (イ) 事務所、自宅の戸締まりは厳重か。
- (ロ) 鍵の保管はよいか。 (所持者は必要最小限度か。)
- (ハ) 事務所に執務エリア・来客用エリアを遮断するもの (防弾ガラス) はあるか。
- (二) 事務所、自宅に侵入された場合、緊急脱出口はあるか。
- (ホ)訓練などを行い、避難方法を全職員に徹底させているか。
- (へ)緊急時、警察、領事館等への連絡体制はよいか。
- (ト) 各人の行動スケジュールを必要以外の人に漏らしていないか。
- (チ) 現地従業員の身元調査は完全か。
- (リ)常に自宅、事務所周辺の異常な物、人物に気を配っているか。
- (ヌ) 毎日同じパターンの行動をしていないか。

- (ル) 通勤経路を不定期に変更しているか。
- (ヲ) 車両に乗車前、車及び周囲に気を配っているか。
- (ワ) 必要な時以外中央寄りを走行しているか。 (カ) 脅迫状、脅迫電話を受けた時は、取扱について考えているか。

KAN00010 スウェーデン【安全の基礎】 スウェーデン王国 Kingdom of Sweden

出入国時の留意事項

●査証

3カ月以内の観光,知人訪問等の目的で入国滞在する場合は、日本スウェーデン間の査証免除取極により査証取得の必要はない。ただし、3カ月の滞在期限切れに伴い出国する場合は他の北欧諸国(アイスランド、デンマーク、ノルウェー、フィンランド)以外の国に6カ月以上滞在した後でないと、再度無査証で入国することはできない。滞在期間が3カ月を超える留学、あるいは就職等報酬を得る目的で入国、滞在する場合には、同伴家族を含め、あらかじめ査証を取得しておかなければならない。

●出入国審査

出入国審査は簡単である。なお、ほかの北欧諸国に滞在後、ただちにスウェーデンに入国する場合(査証免除による場合)には、旅券への入国スタンプは通常押印されない。

●外貨申告

特に外貨申告は必要としない。出国にあたっても、外貨持ち出しに制限はない。スウェーデン・クローネの持ち出しも無制限。

■涌思

通関は自己申告制をとっており、携行荷物に免税枠(日本の免税枠の約半分の量)を超える物品が含まれていない場合、単に申告不要の出口を用いて入国すればよく、通常荷物検査はない。

滞在時の留意事項

●滞在届

1年以上の長期滞在者は、税務署に住民登録のための届出をする。1年以内の中期滞在者は、移民庁の許可を得て上記登録をする。登録しないと各種社会保障制度の恩恵を受けられない。

●旅行制限 特になし。

●写真撮影の制限

北方国境地帯および沿岸海軍基地の要塞等、限られた軍事施設のみ撮影が禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類の製造,販売,所持等を行った者は,最高3年の拘禁刑を科せられ,また悪質な麻薬犯罪は2~10年の拘禁が科せられる。また,1993年7月1日からは単純な自己使用についても6カ月以下の拘禁刑が可能になった。最近,麻薬類の乱用が大きな社会問題となっており、最高刑が科せられるケースが多い。

持ち込みはもちろんのこと、いかがわしい場所で声をかけられても近寄らないように注意すること。

●不法就労

入国以前に就労許可を得ていない限り、職業に就くことはできない。許可なく就労して いた場合は、罰金が科せられ、また国外に追放される場合がある。

●治安維持

特になし。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

興味本位でフリーセックスの国と報じられた経緯もあり、誤った認識で訪問する旅行者がいるが、スウェーデンの性風俗は、男女間の基本的平等概念から派生してきたものであり、法的に婚姻関係にないだけで、実体上それと全く異ならない男女関係を維持している。常識外の性風俗は考えられないので注意すること。

人口が少なく税金も高率のため、既婚女性であっても勤労する者が多く、国会議員をは じめほとんどの分野で女性が活躍している。また、職業に貴賎観がないので通常下位の職 種と考えられる部門に働く人に対しても、不用意な言動をしないよう注意すること。人種 差別ととられる発言は罰せられることもあるので注意すること。

安全のためのひとくちアドバイス

他のヨーロッパ諸国と比較すると治安が良いと言われているため、入国したとたん気が緩む人が多い。しかし近年、特に夏の観光シーズンにはホテル等を専門とする窃盗・置き引きグループが暗躍し、日本人の被害も多くなっている。有名ホテルでも安心できず、バイキング・スタイルの朝食時、テーブルから離れた呼ば置き引きに遭うケースが多い。この種の事犯の検挙率は低く、またホテル側は何ら責任を負わないので、貴重品は必ずフロントのセーフティ・ボックスに預けるように心がけることが必要である。

健康上の留意事項

一般的な衛生観念、地勢に照らし、日本の場合と同様の注意をしていれば、健康上問題となるような事項はない。ただし長期滞在の場合、冬季は日照時間がきわめて短くなるため、適当なビタミン剤を用意しておくことも場合によっては必要となる。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.90-000 (警察, 消防, 救急サービス共通)

緊急時の言葉

「泥棒」=シューブ 「助けて」=イェルプ 「警察」=ポリース 「パトカー」=ポリースピール 「救急車」=アンピュランス 「警察を呼んでくれ」=カッラ・ポー・ポリース

在外公館アドレス

●大使館

在スウェーデン大使館

Embassy of Japan, Gardesgatan 10, 115 27 Stockholm, Sweden Tel.663-0440

KAN00010 スウェーデン「防犯の手引き」 長期滞在者の手引き (在留邦人向け安全マニュアル)

平成4年10月1月 在スウェーデン日本国大使館

目 次

安全生活情報

犯罪事情

緊急事態の際の連絡

長期滞在者となるために

在留届

住民登録

社会保障制度の享受

パーソナル・ナンバー

身分証明書 (IDカード) の取得

住居移転通知

滞在/労働許可の延長

健康生活情報

病院 (公立病院)

私立病院

電話相談·往診電話病院

薬が必要なときは

歯が痛い時は

子供が病気の時は

快適生活情報

電話の加入

銀行口座の開設

運転免許証

育児関係

幼児・初等教育

日本人会

スウェーデン語

大使館窓口案内

安全生活情報

犯罪事情

他のヨーロッパ諸国と比較すると治安は良いと思われていますが、最近は路上犯罪が急増しており、特に夜間の繁華街地区等(下記危険地域参照)は注意を要します。従って当該地区での夜間の女性の一人歩き、地下鉄の乗車は避けたほうがよい情況です。

また、地下鉄、空港、中央駅はスリ、置引が多く、ハンドバッグやショルダーバッグ等の特物には気をつけねばなりません。

更に夏の休暇シーズンはアパート、一軒家の空巣事件が増加しますので長期間家を留守にする場合は、電灯、ラジオ等のつけっぱなし等により、ひとけがあるように見せ掛けることも必要です。

ホテルでのブュッフェスタイル式朝食時の置引も、最近は1年中起きており決して貴重 品を身から放さないように気をつける事が必要です。

危険地域

市内:

T-Centralen, Hotorget, Sergels Torg, Kungsgatan, Vasagatan, Hamngatan, Stureplan, Gamla-Brogatan, Bryggargatan, Norrabantorget, Regeringsgatan, Kungstragarden, Sveavagen, Ostermalmstorg

およびこれらに隣接する公園 並びにガムラスタン全域

Folkengagatan, Medborgarplatsen, Stadsgarden, Hornsgatan, Sodermalmstorg, Slussen, Gotagatan,

郊外:

Husby, Tensta, Rinkeby, Hasselbygard, Hasselbystrand, Vallingby

緊急事態の際の連絡

A:一般

火事、急病、犯罪等の緊急事態の際は電話で 90000に連絡します。この 90000は緊急事 態の代表番号なので交換台がでたら警察、消防あるいは救急のいずれかを告げなければな りません。

B:特殊事態

スウェーデンでは、下記の通りの警報システムにより緊急事態の発生を国民に通報する 体制をとっているので、それぞれ決められた行動を迅速にお取りください。また、これら 警報体制訓練を3、6、9、12月の第一月曜日午後3時に注意喚起のため実施していま すので念の為。

(1)全般的緊急情報

平時、戦時を問わず、次のような緊急警報が発せられます。

●警報音

≦≦サイレン7秒≧≧ 休止 (14秒)

≦≦サイレン7秒≧≧ 休止 (14秒)

≦≦……2分間続く

●対処振り

屋内に避難し、窓・ドア等を閉め、ベンチレーションを止める。 緊急情報があるのでラジオ、テレビ等よりの情報入手に努めて下さい。

(2) 戦争状態

(イ) 戦闘体制準備指示警報

警報音

≦≦サイレン30秒≧≧ 休止 (15秒)

≦≦サイレン30秒≧≧ 休止 (15秒)

≦≦……5分間続く

●対処振り

ラジオを聞くこと。

近隣のシェルター位置を確認し、退避準備を整えること。 戦闘配置の任を受けている者は、即座に自分の部署に赴くこと。 警報が発せられたら、1時間は電話を使用してはならない。

(口)空襲警報

警報音

≦≦断続的に短い間隔のサイレン≧≧ が1分間続く。

●対処振り

食料とトランジスタ・ラジオを持参し、シェルターに退避。

(3) 緊急事態解除通報

●通報音

≦サイレン40秒≧≧

注:解除になった場合にも解除後1時間は電話を使用しないこと。

(4)原子炉関係事故について

スウェーデン国境から 600km以内の地域には、数十基の原子炉が所在していますが、旧東欧諸国には適切な安全防護装置を備えていない原子炉もあるため、仮に炉心溶融を伴う重大事故が発生した場合には、広範囲な地域が放射能汚染を受ける危険性があります。 放射能汚染の程度は、概ね次の3段階に分類されています。

- *高レベル放射能汚染 (第1日目の最大放射線量が1000mSV(ミリ・シーベルト)以上)
 - →激しい放射能宿酔と甲状腺等の器官損傷が生じる。
- *中レベル放射能汚染(第1日目の最大放射線量が10~1000mSV)
 - →長期間の疎開が必要。
- *低レベル放射能汚染(第1日目の最大放射線量が10mSV 以下)
 - →食料摂取等の規制が必要。

以上の通り汚染のレベルにより汚染にさらされた地域の食物の摂取制限、外出時のレインコート着用、ヨウ素の服用等各種手段がありますが、事故原子炉の位置、事故後の風向き・強さ等により汚染される地域が異なってくるため詳しくは、上記(1)の全般的緊急警報時等の際、当局より出される指示に従って下さい。

長期滞在者となるために

在留届

外国に3か月以上滞在する日本人は、その地域を管轄する大使館に「在留届」を提出することになっています(旅券法第16条)。在留届は、海外で事件に巻き込まれたり、事故や緊急事態の渦中に置かれた際大使館から皆様に連絡する際の拠り所とるものです。また後述します各種領事サービス(身分上の各種証明、旅券の新規発給及び再発給等)の基礎資料としても大変重要なものですから、3か月以上滞在される方は早い機会に提出してください。また、在留届を提出された後に住所、所属先等を変更された方は、大使館領事部までご連絡ください。

住民登録 (Folkbokforing)

当国に1年以上滞在予定の人は、自分の居住している地区を管轄している地方税務署にて、スウェーデン到着より14日以内に住民登録をしなければなりません。

届出に際し、バスポート、婚姻し同伴家族がある場合には婚姻証明あるいは家族証明の 呈示を要求される事があります(証明書の取得については大使館窓口案内(各種証明書) の項を参照してください)。

社会保障制度の享受

(社会保険事務所=(Forsakringskassan) への登録)

スウェーデンに1年以上滞在する人については、疾病保険、児童手当等の種々の社会保障の適用がありますが、右を受けるためには、居住地区の社会保険事務所に同地区に住居を定めた日より14日以内に出頭し、滞在許可証(ビザ)のある旅券を呈示の上、届けなければなりません。

なお、住民登録をすると自動的に社会保険事務局にもその旨連絡が行きますが、規則上は、本人が出頭し手続きをする事となっています(そのほうが手続きも早いようです)。

パーソナル・ナンバー

住民登録が受理されると、10ケタ(6ケタの生年月日表示+4ケタ)のパーソナル・ ナンバーが国税庁によって決められます。通常申込んでから取得まで6週間程度を要しま すが、事情によっては9週間を必要としたケースがあります。

なお、このパーソナル・ナンバーが未取得ですとIDカードは作成してもらえませんので注意して下さい。

身分証明書(IDカード)

スウェーデンでは、何かにつけてIDカードを必要とします。IDカードとしては、スウェーデンの運転免許証の他、銀行及び郵便局で作成されるものがあります。銀行、郵便局でIDカードを作成して貰うには、旅券、写真1枚、身分事項証明書等を添えて、本人が直接申請することとなっています。(その際は、18歳以上の者で既に発行されたIDカードを携行した者が本人確認の証人として、本人に同行する必要あり)

なお、IDカード作成の料金及び所要期間は、郵便局及び銀行共、料金は約150kr、所要期間は2~3週間となっております。

住居移転通知

スウェーデン国内で、登録している住所より移転する場合は、郵便局にて住居移転通知 の為の申請書(必要書式が一括入っています)を入手し必要事項を記入の上、郵便局に返 送すれば、郵便局より関係官庁(税務署、社会保険局等)に連絡がいきます。ちなみに、 銀行、保険会社、電話局、電気/水道会社等には自分で連絡をしなければなりません。

国内での移転を個人的に知らせたい場合には、郵便局の窓口(局によっては、案内棚に置いてある場合もあります)で申込めば住所変更を連絡するハガキを入手出来ます。このハガキでの住居移転の連絡は無料です。

滞在/労働許可の延長

滞在許可あるいは労働許可の延長を行う必要がある場合は、所属している企業、病院あるいは研究所等より延長が必要である旨を明記した書簡を入手し(駐在員の場合には労働許可申請書(Arbertserbjudande)も付す)、居住地区の警察の「外国人係り」(Utlanningsroteln、下記の例参照)に対し延長の手続きをとります。この手続きは、1994年現在、滞在期限の失効する3か月前より受理されています。

なお、難民の増大等により受理後延長許可がおりるまでに相当長期間(4~5か月間) 待たされますが、受理証 (通常イェローペーパーといわれる受理証あるいは旅券への受理 中である旨の押印) があれば、許可が失効していても滞在並びに出入国について問題はありません。

『居住地区の警察』参考例(ストックホルム市及び近郊)

ストックホルム (Stockholm) : Kungusholmsgatan 35-37	TEL769 41 76
ダンデリード (Danderyd) : Golfvagen 2 (Morby centrum)	TEL755 26 40
リーディンゲー(Lidingo):Lejonvagen 19	TEL765 29 00
テービー(Taby):Biblioteksgangen 11	TEL768 04 00

健康生活情報(ストックホルム市及び近郊を対象に)

病院(公立病院)

不幸にも病気になり病院で診察を受けたい時は、Vardcentral (地区診療所。電話帳の内の「Rosa Sidorna」版のブルー枠のページHalso-och Sjukvardに地区別に記載がありますので参照して下さい)に電話をし、予約を取ります。

なお、当国では目下、家庭登録医師制度(huslakare)が導入されつつあります。

急病の場合は、救急(Akut)(下記参照)で受付けますが、その際も電話で通報しておく必要があります。

大病院での診察が必要な時は、Vardcentralの医者より病院側に連絡がされ時間を予約することになります。

なお、救急車を呼びたい場合は90000にかけて、その旨伝えます。 それほど緊急でない場合は、22 75 00でも呼ぶことができます。

なお、ストックホルム市及び近郊のおける救急受付(Akut)のある公立病院は次の通りです。

90.

☆Danderyd (ダンデリード) 病院 (TEL 655 50 00)

☆Karolinska (カロリンスカ) 病院 (TEL 729 20 00)

☆Soder (セーダ) 病院 (TEL 616 10 00)

☆St.Goran (セント・ヨーラン)病院 (TEL 672 10 00)

☆Huddinge (フディンゲ) 病院 (TEL 746 10 00)

私立病院

私立の病院、診療所もありますがその数は多くありません。

例:Sophiabermet (ソフィア・ヘメット)

(Valhallavagen 91 TEL 796 07 00)

City Akuten (シティー・アクテン)

(Hollandargatan 3 TEL11 71 77)

Dr. Goto (後藤医師、日本人の個人一般開業医です)

(Kungsgatan 29 6 tr TEL 624 0271)

Dr. Dho(洞医師、韓国系の個人一般開業医で、日本語を話します)

(Vapnarstigen 9 Lidingo TEL 766 15 43)

電話相談·往診電話病院

上記病院の他、電話により次のように相談も受付けています。

Jourlakarbilarna TEL 644 92 00

24時間受付けており、コンサルテーションを行っています。また、希望すれば医師の往 診をアレンジしてくれます(料金:140Kr)。

薬が必要な時は

病院で治療を受けた場合は処方箋をもらい、薬局 (Apotek) で薬を買いますが、その他の場合処方箋なしでは薬は買えません。処方箋なしで買えるのは咳止め、解熱剤、アスピリン等ですが、薬局で(または電話で)症状を話し処方箋なしでも買える薬を相談することもできます。

☆24時間営業の薬局

C.W.Scheele

(所在地) Klarabergsgatan64 TEL 21 89 34

歯が痛いときは

通常の治療は上記Vardcentralと同様に各地区のFolktandvardに電話し予約を取ります。なお、歯科の教急受付もあります。

☆救急受付 (歯科)

S:t Erik病院

Fleninggatan 22 TEL (8~21時) 654 11 17

(21~8時) 644 92 00

Dr. Miura (三浦医師、日本人の個人一般開業医です)

Sveavagen 74 TEL (9時~18時) 673-40 00

☆歯科相談 TEL 98 91 00 (8時半~15時)

子供が病院の時は

最寄りのBarnavardscentral (日本の保健所に相当する) に電話し予約をとります。

Barnavardscentralでは各種予防接種、乳児定期検診、育児指導も行っていますので、 あらかじめ登録しておくと便利です。

☆救急受付

S:t Gorans sjukhus, barnsjukhuset (セント・ヨーラン小児病院)

S:t Goransgatan 143 TEL 672 10 00 (代表)

(その他の役に立つ電話番号)

献血 (blodgivarcentralen) 616 42 20 エイズ・インフォメーション 020-78 44 40 癌インフォメーション 729 43 16 海外旅行のための予防接種

各地区のVardcentral

(7ページの病院の項参照)

快適生活情報

電話の加入

個人で電話に加入する場合は、最寄りの電信・電話局(Telia)で申し込めば通常数日 で使用可能となります。加入料金は1,250kr (1994年5月現在)、基本料金は260kr (同、 3か月分) です。

また、移転、電話番号の変更、秘密番号(電話帳に載せず、電話局も番号の問い合わせ に応じない)等の続きは電話で行うことができます。

〈役に立つ電話番号一覧〉 (カッコ内は有料の場合の料金、単位kr.) 電話に関する一般的問い合わせ(個人) 90 200 故障の場合(個人) 90 250

番号案内(スウェーデン国内) 07975 (10.15/min.) (国外) 07977 (10.15/min.)

先方が話し中の際の割込 90 130 (30) 通話申し込み (オペレーター・スウェーデン国内) 90 130

 $(30+2.50/\min.)$

(オペレーター・海外) 0018 (40+通話料) 時報 90 510 モーニング・コール

90 180 (30)

銀行口座の開設

銀行口座を開設したい時は、希望する銀行に行き、開設の手続きをとることになります

日本の普通預金口座にあたる口座は、銀行によって呼び名が異なりますが、例えば、 Handelsbankenの場合はALLKONTO (アルコント)と呼ばれています。

運転免許証

スウェーデンでは、住民登録の12か月以内に、居住するコミューンが所属する県 (Lansstyrel) a の交通局に申請すれば、有効な日本の運転免許証をスウェーデンの免許証に 書き換えることができます。

下記1~5の書類を揃え、居住地の県交通局に申請してください。 なお、申請手数料は 1件につき275krであり、大使館での翻訳証明発給手数料は1件につき338krです。申請用 紙は県交通にて入手可能です。

- 1) 有効な(*) 日本の運転免許証(オリジナル)
- 2) 1) の英語の翻訳証明(大使館領事部で取得可能)
- 3) 身分事項証明書 (Personbevis)

通常住民登録した日が記載されています。税務署で取得可能。

- 4) 健康状態の説明 (申請用紙内に記入欄がある)
- 5) 視力診断書 (一般の眼科医またはメガネ店にて発行)

申請先(例): ストックホルム Lansstyrelsen Trafikenheten Box 22056 104 22 Stockholm

ョーテボリ Lansstyrelsen Korkortsenheten L.Bandhusgatan 4 403 40 Goteborg

マルメ Lansstyrelsen Korkortsfunktionen Kungsgatan 15 205 15 Malmo

*日本の運転免許証の更新手続きは、日本国外では出来ませんので、日本帰国時に、国内住所地を管轄する警察署または、都道府県の公安委員会にて更新する必要があります。 日本の運転免許証が既に失効している場合は、失効後の経過期間により手続きが異なりますが、試験等免除にて免許証を取得することができます。詳細は、国内の各都道府県運転免許試験場または、警察庁テレフォンサービス(東京3450-5000)まで紹介額います。

育児関係

(A) 育児休暇 (Foraldraledighet)

育児休暇には次の2つの規定があります。

- 1.8才以下または小学校1年生に在学している子供のある人は、就学時間を6時間に 短縮出来る権利を有する。
- 2. 1才半以下の子供を有する親は、育児休暇をとる権利を有する。 この権利は両親ともが行使できる。この場合『親』とは産みの親、養父母、里親をいう。 共通の子供のあるSAMBOにも適用される。

(B) 育児休暇手当 (Foraldrapenning)

育児休暇手当は、社会保険事務所より支給される。1988年10月以後に生まれた子供を持つ親には、産前・産後を問わず子供が8才になるまで(あるいは第1学年を終了するまで)父母いずれでも総計450日に亘り育児休暇をとる権利があり、その間国より育児休暇手当が支給されます。当初の360日間は本人の給与の90%相当(但し1日当たり最低60kr)が支給され、残りの90日分は1日当たり60krが支給されます。

(C) 児童手当

第一子より月額750kr (1993年度) が支給されますが、外国籍の子の場合は、両親あるいはその子がスウェーデンに6か月滞在していることが条件です。詳しくは、居住地区を管轄する社会保険事務所 (5項参照) にお問い合わせ下さい。

幼児・初等教育

(A) 幼稚園

幼稚園(保育園)には、全日制と半日制とがあります。

- (イ)全日制 (Daghem) は、6か月の乳児より7才児 (学齢に達するまで)までが通う。これは、主に両親が就学中であるか、働いている場合の児童が対象となる。通常月曜~金曜日の朝7時頃~夕方6時半頃まで開園していますが、幼稚園によっても異なります。
- (ロ) 半日制幼稚園 (Deltidsforskola) は、全日制保育を受けていない母親が家にいる全ての6才児を第1の対象としている。また5才児4才児も多くの場合受入ている。月曜~金曜日午前中と午後の2つの時間帯に分けられています。

以上2種類の幼稚園の他に、学童を対象とした課外活動施設としてFritidshemと呼ばれるものがあります。これは、7才-12才の子供について登校時間帯以外(早朝及び放課後)の時間及び夏休み、冬休等授業のない日(但し、土曜・日曜を除く)に児童を受け入れるものです。幼稚園等に入園を希望する場合は居住地区の社会福祉事務所児童課(Barnomsorgs byra)に申し込みます。入園は空席があり次第認められます。

(B) 小学校及び中学校(公立)

公立学校に入学する場合は、各コミューンのSkolkontorに申し込むか、あるいは直接居住地区の該当学校の事務所に電話で問合せます。なお、スウェーデンでは、小学校6年間および中学校3年間は義務教育であり給食代も含め経費はかかりません。

(C) 日本人補習学校 (Japanska Skolan)

ストックホルム補習学校(日本の小学校1年より中学3年生を対象)及びヨーテボリ補習学校(日本の分稚園より小学校6年生を対象)の2校があり、毎週土曜日に夫々市内の学校を借りて補習授業を行っています。詳しくは下記の同校事務所に直接ご連絡ください。ストックホルム補習学校事務所 Hogbergsgatan 68B

116 53 Stockholm

TEL 640 33 13 (月曜~金曜日の午後)

ヨーテボリ補習学校ニーラウセン校長 Brovaktargatan 45A

431 36 Molnsdl

TEL 031-87 68 32 (ご自宅)

(D) インターナショナル・スクール等

当地には外国人子女を受入れ英語で教育を行っている学校もあります。連絡先は次のとおりです。(他に仏語学校や独語学校もあります)

International School of Stockholm TEL 24 97 15

British Primary School TEL 755 23 75

日本人会

現在、スウェーデンでは5つの日本人会がそれぞれの地方において活動を行っています。いずれかの日本人会に入会すると日本人会の全国組織であるスウェーデン日本人連合会より2か月に1度会報が送られてきます。また、日本人会によっては様々な活動に関するお知らせを発行しているところもあるようです。入会方法、会費等についてはそれぞれの日本人会に直接お問い合わせください。

ストックホルム日本人会

会長 和田 俊之(わだ としゆき)

ヨーテボリ日本人会

会長 大上 眞吾 (おおがみ しんご)

スコーネ日本人会 会長 ベングトソン・悠美子 (ゆみこ)

オステルヨットランド日本人会 会長 上田 昭(うえだ あきら)

スモーランド・ブレーキング日本人会 会長 ブラウアー・英子(えいこ)

その他に、文化交流等の活動を行っている組織としてInternational Women's Club、The International Club、日瑞協会があります。

スウェーデン語

スウェーデンでは、スウェーデン語のできない外国人のために各コミューンが無料でスウェーデン語教育を実施しています。ストックホルムコミューンの場合はSFI-centralen (S:t Paulsgatan 41,TEL 84 01 22 (月~木09:00~11:00) または84 02 35 (月~木13:00~15:00)) がスウェーデン語コースの手配を行っています。

大使館窓口案内

(旅券の切り替え)

現在所持されている旅券の有効期間が1年未満となった時点で、切替手続(新規発給手続

- き)を行うことができます。その際に必要な書類は、
- 1) 申請時に有効な旅券
- 2) 一般旅券発給申請書 (大使館にあります)
- 1通
- 3) 写真 (45m×35m) 6か月以内に撮影されたもの
- 2葉 1诵
- 4) 戸籍階(抄)本 6か月以内に作成されたもの
- 以下の条件を満たす場合は戸籍階(抄)本は不要です。
- (1)申請時に現旅券が有効
- (2) 大使館に在留届を提出済
- (3) 現旅券の記載事項と今回の旅券の発給申請書の記載内容および在留届の記載内容が一致している

なお、旅券記載の姓名については、別名の併記ないと非へボン式名の併記をすることができます。詳しくはお問い合わせ下さい。

(各種証明)

各証明書の申請に際しては、申請人本人が大使館へ出頭して申請し、またその際には本人 を確認するための公文書(旅券等)が必要です。

◆在留証明

在留証明とは、申請人が外国のどこに住所(生活の基本)を有しているか、または有していたかを証明するもので、恩給または年金受給手続、不動産登記手続、在外子女の本邦学校受験手続等に使用されます。なお、この証明書を取得するためには、当地に申請者本人が3か月以上滞在していることが必要です。(ただし、駐在員の方で着任草々の場合はこの限りではありません)。

必要書類: 1. 本人の滞在期間、住所を確認できる公文書(身分事項証明書(Personbevis)、居住地区を管轄する税務署で取得可能)

2. 戸籍騰(抄)本

《身分上の証明》

◆婚姻要件具備証明書

本人が独身であり、かつ、日本の法令上婚姻可能な年齢に達していることを証明するも ので、主に日本人と外国人との婚姻手続きのために使用されます。 必要書類: 戸籍譜(抄)本(発給日より3か月以内の新しいもの)

◆戸籍記載事項証明書

ある特定の身分上の事項が戸籍謄(抄)本に記載されていることを証明するものです。 スウェーデンにおいては、住民登録の際に家族関係を証明するために必要となります。 必要書類: 戸籍譜(抄)本(発給日より6か月以内の新しいもの)

その他大使館において申請できる身分上の証明には、婚姻証明、離婚証明、死亡証明等が ありますので、詳細については大使館領事部までお問い合わせ下さい。

◆公文書の翻訳証明

翻訳証明とは、申請人が作成した翻訳書が原文書(本邦公文書)の忠実な翻訳であるこ とを証明するものです。翻訳証明は、翻訳文が忠実な翻訳であることを証明するものであ って、原文書の内容の真実性まで証明するものではありません。翻訳証明の対象となる原 文書は原則としてわが国の官公署が発給した公文書であり、私文書は対象となりません。 翻訳文書は申請人が特参し、原文書とともに提出します。

なお、外国の公文書を本邦において使用する際は単に和訳文を添付すればよいことになっ ています。

◆署名 (および採印) 証明

申請人の署名(拇印)に相違のないことを証明するもので、申請人本人が大使館へ出頭 し、領事担当官の面前で本人自らが証明することが必要です。

- 1) 署名すべき文書がある場合は、当該文書に領事担当官の面前で署名(および採印)し 証明を受けてください。(予め署名された文書には証明できません。従って、署名欄は空 白のまま大使館へお持ちください)。
- 2) 署名すべき文書がない場合は、大使館に用意されている証明書に署名(および拇印) し証明を受けてください。

(各種届書)

子の出生、結婚、認知、国籍の取得、喪失など戸籍に関係のある事柄が発生した時には 、大使館の窓口を通じて届け出ることになっています。

◆出生届

1. 大使館にある出生届書

2通

2. 身分事項証明書 (Personbevis)

2通 居住地を管轄する地方税務署が発行。請求する際には、出生病院名および所在地を記載 するように頼んでください。

3.2.の訳文

2诵

なお、出生により外国の国籍をも取得した子で国外で生まれた者は、出生届とともに日 本の国籍を留保する意思を表示して、出生の日を含めて3か月以内に届け出をしなければ なりません。

◆婚姻(日本人・外国人間) 届

1. 大使館にある婚姻証明書

2通

2. 婚姻証書 (Vigselbevis)

2通

婚姻の挙行者(市民婚の場合はコミューン等の担当者または挙行資格を付与された個

人、教会婚の場合は牧師) が発行。

3.2.の訳文

4. 配偶者がスウェーデン人の場合、婚姻後の夫婦の身分事項証明書

(Personbevis) 2通

居住地を管轄する地方税務署が発行。

*配偶者がスウェーデン人でない場合は、更に旅券の提示が必要

5.4.の訳文

*配偶者がスウェーデン人でない場合は、更に旅券の主要部分の訳文1通

6. 戸籍謄本

2通

届け出時から遡って3か月以内に発行された謄本。

なお、日本人配偶者は、婚姻成立後6ヶ月以内に限り、その氏を外国人配偶者の称している氏に変更することができます。

(その際には外国人との婚姻による氏の変更届の提出が必要です)

その他、養子縁組届、養子離縁届、離婚届、死亡届、認知届、外国人との婚姻による氏の変更届、外国人との離婚による氏の変更届、入籍届等については大使館領事部までお問い合わせください。

〈領事手数料〉

大使館が徴収する領事手数料は、日本国内での各種公文書作成手数料の邦貨額を現地通貨(当国の場合はスウェーデン・クローナ)に換算したもので、現行手数料は、平成6年(1994年)4月1日に、その時点での為替レートを参考に全世界的に改定されたものであり、今後、為替レートに大幅な変動が見られる場合は、領事手数料も変更されることがありますのでご了解題います。

領事手数料のうちの主たるものは次の通りです。

(日本人関連)	(単位はスウェーデン・クローナ)
一般旅券の発給	769.00 (5年間有効の新旅券)
" 再発給	615.00(盗難時等、有効期限は元の旅券に同じ)
" 記載事項の訂正	69.00 (姓の変更、子の併記等)
" 査証欄の増補	192.00
在留証明	92.00
翻訳証明	338.00
署名証明(官公署に係るもの)	346.00
" (その他のもの)	131.00(例:遺産相続関係等)
(外国人関連)	
一次入国查証	231.00(但し、各国ごとに交わされた相互査証免除協
定等より異なる)	
数次入囯査証	462.00
通貨查証	54.00

なお、当国には以下の二つの日本国名誉(総)領事館がありますが、両名誉(総)領事館では一切の領事事務は受付けておりませんので、領事事務については、日本大使館領事部に申請・お問い合わせ願います。

在ヨーテボリ名誉総領事館:

Sydatlanten Skandiahammen, 403 38 Goteborg TEL.031-53 18 00 FAX.031-63 25 63

在マルメ名誉領事館:

Stationgatan 65, P.O.Box 20047, S-200 74 Malmo TEL.040-35 99 99 FAX.040-91 77 65

帰国(他の国への転出)の際には・・・

郵便局で国外への転居のための届出用紙(ANMALAN Flyttning till utlandet)を入手し、住民登録している地方税務署または社会保険事務所に出国する日の1週間前までに提出します(郵送可)。届出が受理されると住民登録が採消されることになります。なお、銀行、電話局等の手続は別途必要です。

また、帰国(他の国への転出)の際には、在留届を抹消する必要がありますので、大使館領事部にもその旨ご連絡お願いします。

(電話または郵便局の住所変更通知用の葉書で結構です。)

(大使館の所在地及び連絡先)

所在地:Gardesgatan 10

115 27 Stockholm

最寄りのバス停:アンバサーデナ (Ambassaderna) またはディプロマート

バス停:スターデン (Diplomatstaden)

(コンティネンタルホテル (中央駅前) より69番)

電話番号:08-663 04 40

領事部及び文化・広報の窓口受付時間は、10:00-12:00及び14:00-16:00です。 緊急の要件で受付時間外に来訪される方は、事前に電話でご相談ください。 KAN00010 ●ストックホルム「防犯の手引き」

昭和59年2月

防犯手引

在スウェーデン日本大使館

領事部

1. 当地に於いても、近年特に夏になりますと、主として旅行客を狙ったカッパライ、万 引、スリ等の被害件数が増えており、その中、日本人が最も多く被害を受けるのは、団体旅行者がホテルロビー、バス、列車内等において、身の回り品、特にハンドバッグをひょっとしたスキに盗まれるケースです。近年、この種事件は、観光シーズンになると週に1~2回の割合で発生しています。これは多分にホテル等周辺に散在する専門的窃盗グループが「スウェーデンだから安心だ」と思う日本人旅行者の気の緩みを狙ったものであると思われます。

2. 空巢侵入

ストックホルム市内及び郊外の住宅地域に於いて空巣侵入も発生する傾向にあります。これは、当地における各家屋が割合離れていること、昼間留守にしがちであること等の為発生し易いものと思われますが、一旦被害を受けた場合、容易に犯人をるかまえることもむつかしい(検挙率低い)と見られています。この種事件の犯人は発覚を極度に恐れるもののように思われますので留守する場合、屋内の電燈(場合によってはラジオ等)をつけたままにして、人の気配があるかの如く見せておくことにより被害を防げるとされています。

3. 緊急連絡先

- (1) 何か緊急事態が発生した場合、隣人等近くの人に助けを求めることは当然のことですが、警察、救急車、消防車等緊急に呼ぶ場合の電話番号は90000です。
 - (2) その他、大使館関係の連絡先は次のとおりです。
 - (イ) 大使館事務所ストックホルム08/63 04 40
 - (ロ) 領事担当池野書記官自宅08/767 33 66
 - (八) 領事副担当河野書記官自宅08/766 39 40

スペイン【安全の基礎】 スペイン Spain

出入国時の留意事項

●杳証

観光目的の90日以内の滞在については、査証免除取極により査証は不要。

90日以上の滞在を目的とする場合、または就職、永住、興業、自営等を目的とする場合には、事前に在日スペイン大使館または領事館で、目的にあった査証を取得する必要がある。

特に、企業駐在者の入国査証の場合には、労働許可を前提とした居住査証を取得する必要があり、日本での査証申請後、在スペインの受け入れ企業側で、査証申請人に対する労働許可を事前に労働省に申請し、労働許可申請が認められた場合に入国査証が発給される。通常、査証申請から発給までには3カ月程度を要する。

入国後の資格変更は認められない。

●出入国審査

日本人の場合,入国には特に問題はない。ただし、過去にスペインから強制退去され規則に定める一定期間を経過していない者、外国の裁判所・警察または国際機関から重大な犯罪人である旨通報されている者、その他スペインの国益に反すると認められる者は、入国拒否の対象とされている。

出国の際、滞在期限が切れていると、罰金が科されるので要注意。罰金を支払わない場合は、出国できない。

●外貨申告

スペイン貨のペセタおよび外貨の持ち込みについては、居住者、非居住者とも、合計100万ペセタ以下相当額の場合は自由、合計100万ペセタ超相当額の場合は自由だが事前の届出が必要。

持ち出しについては、居住者、非居住者とも、合計100万ペセタ以下相当額の場合は自由、合計100万ペセタ超500万ペセタ以下相当額の場合は自由だが事前の届出が必要、合計500万ペセタ超相当額の場合は事前の許可が必要。

●通覧

入国時の通関は自己申告制で、強制的審査は実施しない場合が多い。15歳以上の旅行者は、以下の物を免税輸入できる。紙巻煙草(200本)、アルコール(1リットル)、香水(4分の1リットル)。麻薬・覚醒剤、猟銃以外の銃砲類、公安を害するような出版物等は持ち込み禁止。美術・骨董品類の持ち出しについては、当局の許可が必要である。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上滞在する目的で、査証を取得して入国した場合には居住許可(RESIDE NCIA)、就学目的の場合には学生証(TARJETA DE ESTUDIANTE)の取得が必要である。いずれも入国後3カ月以内に申請を行うが、許可取得までにかなりの時間を要するので、この間に官憲等から要求があった場合は、申請時に交付される申請受理票を提示する。

居住許可または学生証は、居住地を管轄する警察に旅券と必要書類を添えて申請する。 企業駐在者で労働許可申請が認められて居住査証を取得し入国した場合には、労働省の 出先機関で労働許可証を受理した後、管轄警察署に居住許可を申請する。

●旅行制限 特になし。

●写真撮影の制限

一般的には自由であるが、軍事基地および博物館・美術館等での撮影は禁止となっている場合があるので注意すること。特に、軍・警察関係施設については、テロリストと誤解されないためにも撮影は避けたほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬は、最近特に若者層に蔓延し、深刻な社会問題になっている。さらに、アフリカからヨーロッパへのルートの経由地となりつつあることを懸念して、当局は取り締まりを強化している。不法取り扱い者は、刑法内の麻薬関係取り締まり条項により処罰される。

深夜の繁華街、裏通り、公園等には、麻薬の不法売買を目的とする不審者の徘徊が認められるので注意すること。また一般的な常備薬でも、粉末状のものは誤解を受けるおそれがあるので避けたほうがよい。

●不法就労

不法に就労した場合、罰金または強制退去となる。失業率が高いこともあり、取り締まりは非常に厳しくなっている。

●治安維持

政治・出版活動に特別な制限はないが、テロ活動に対しては厳しい取り締まりを行っているので、テロリストと誤解されるような言動は慎むこと。

●その他特殊取締

(1) 1985年に施行された外国人法および1991年6月8日の閣議取り決め事項により、 不法滞在者、資格外活動者に対する取り締まりは厳しく行われている。

取り締まり当局の見解では、査証なしで入国した場合、その後一時的に近隣諸国に出国 し、再び無査証で入国した場合であっても、スペインでの滞在期間は当初の入国日から起 算するとされている。

列車,バス,車等で出入国した場合,入管当局が出入国許可印を押印しない場合が多いので,事後のため必要があれば,許可印の押印を求めるか,あるいは切符の控え等を保管しておくとよい。

(2) 1992年3月施行の「市民の安全保護に関する組織法」(通称:コルクエラ法)は ,麻薬取り締まり捜査にあたる警察の捜査権限を強化することを目的としているが、同法 がスペイン国内に滞在する外国人に対し、身分証明書の携帯を義務づけていることに留意 しなくてはならない。日本人旅行者には旅券(原本)のみが本件に該当するものと判断さ れ、警察官の職務質問に対し、旅券を提示できない場合には強制的に同行され、拒否、抵 抗には罰則が科される。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民はほとんどがカトリックで、一般的に親日的。生活はヨーロッパ・スタイルで、物質は豊富であるので生活に不便を感じることはない。なお通常、昼食は午後2時頃から、夕食は午後9時頃からとなっており、一般の商店も昼食時間帯は閉店し、午後は5時頃から開店するのが普通。

海岸地帯,バレアレス諸島,カナリア諸島などはヨーロッパの観光地として発展しており,夏のバカンス,冬の避寒と年中観光客で賑わっている。

安全のためのひとくちアドバイス

政情は安定しているが、観光地、繁華街、レストラン等での置き引き、ひったくり、スリ等の被害が多い。日本人観光客は狙われやすく、最近では、数名のグループによる強盗まがいのひったくり事件が多発している。特にカバン、ハンドバッグ等から常に目を離さないよう注意すること。家宅侵入の泥棒もあるので、旋錠は二重、三重にする必要がある。また、列車内で睡眠薬入りのジュースを飲まされ、持ち物一切を奪われるというケースも起こっているので、同席した外国人旅行者から、特に開缶・開栓した飲み物類を勧められた場合は注意すること。現行犯でない限り、犯人の逮捕はほとんど不可能である。旅券、航空券、トラベラーズ・チェックおよび現金等は、必ず分散して身に着けること(バッグなどを1カ所に入れておかない)。

●バルセロナ

凶悪な犯罪は多くないが、観光の中心となる旧市街では、置き引き、ひったくりなどの被害が恒常的に発生しており、発生件数は街の規模に比べて、きわめて高いといえる。白昼のランブラス通りで、バッグやカメラを強奪したり、地下鉄内で故意にマスタード、アイスクリーム等を引っかけて、親切そうに拭くふりをして懐中物を抜き取ったり、手荷物を持ち逃げするケースが非常に多い。特に、チーノ地区はバルセロナの住民も立ち入りを避けているほどなので、日中といえども立ち入らないのが無難である。また、一部地下鉄・国鉄の駅構内等の治安の悪い地域がある(国鉄サンツ駅、地下鉄カタルーニャ駅)。

防犯対策として、多額の現金や旅券、航空券は持ち歩かないようにし(やむを得ない場合は分散して所持すること)、空港、駅、ホテル、銀行などで手続きや電話をするときも 手荷物を手から離さないこと。「服が汚れている」などと言って話しかけてくる人物には 警戒するなどの心がけが必要。また、素性の明らかでない人に勧められた飲食物は絶対に 口にしないこと。

●ラス・パルマス

最近日本人を狙った路上強盗が多発しており、市内サンタ・カタリータ公園付近、カンテーラス海岸付近及び港地区一帯は十分に注意を要する。

強盗の手口は概ね2人乃至3人組で行動し、(1)一人がタバコの火を借りるふりをして近づき、もう一人が後ろから挟み撃ちをする格好で近寄りナイフ等により脅迫の上金品を強奪する。(2)歩いている際に突然後ろから突き飛ばし、怯んだ隊に金品を強奪する。の何れかのパターンで、上記地域では、夜間歩行はもとより、日中でも一人で歩行する事は極力避けた方が賢明である。

健康上の留意事項

医薬分業制のため、医師の処方箋がなければ原則として薬局で薬を購入できないので、常備薬は日本から持参したほうがよい。

特殊医療器具等については、日本に比べやや不備な面があるが、一般的な医療体制については特に問題はない。

マドリッド市内に限り水道の水は直接飲んで差し支えないが、バルセロナにおいては硬水のためできればミネラル・ウォーター(アグア・ミネラール)を勧める。

●ラス・パルマス

衛生状態は一般に良好だが水道の水は塩分を含み飲料に適さないので、ミネラル・ウォーターを購入している。

また時としてサハラ砂漠の砂塵が熱風とともに来襲することがあり、そのため特に子供は気管支喘息や咽喉系の病気にかかる事が多く注意を要する。

医療事情については施設、設備ともに揃っており、通常の治療については問題ないが医療及び検査の水準は日本と比較すると劣っているとの感を否定できず、複雑な検査や特殊な手術等は差し控える方が賢明と思われる。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.091 (国家警察) , 092 (市警察:交通事案)

(消防) Tel.080

●マドリード

(教急病院)

LA PAZ Tel.734-2600

12 DE OCTUBRE Tel.469-7600

GREGORIO MARANON Tel.586-8000

●バルセロナ

〈警察〉

国家警察外国人保護班 Tel.93-301-6666 (内線306)

(救急病院)

赤十字 Tel.9 3-433-1551

●ラスパルマス

Tel.370344, 091 (国家警察)

(治安警察) Tel.320400, 062

(教急車)

赤十字 Tel.222222

(消防署) Tel.418822, 080

(病院)

CLINICA INTERNATIONAL Tel.245643

HOSPITAL INSULAR Tel.313033

緊急時の言葉

「泥棒」=ラドロン

「助けて」=ソコーロ

「警察」=ポリシーア

「救急車」=アンブランシア

「病気」=エンフェルモ

「火事だ」=フエゴ

「日本大使館」 =エンバハーダ・デル・ハポン

「日本領事館」=コンスラード・デル・ハポン

在外公館アドレス

●大使館

在スペイン大使館

Embajada del Japon, Calle de Joaqu=n Costa, 29, 28002-Madrid, Espana Tel.562-5546

●総領事館

在バルセロナ総領事館

Consulado General del Japon, Edificio Banca Catalana, Planta 3, Avda.

Diagonal 662-664, 08034 Barcelona, Espana

Tel.280-3433

在ラスパルマス総領事館

Consulado General del Japon, Calle Santiago Rusinol No.12, 35005

Las Palmas de Gran Canaria, Espana (Apartado Postal No. 733)

平成4年9月1日

スペイン治安・防犯の手引き

在スペイン日本国大使館

一はじめに一

我が国の国際化の進展に伴い、海外で暮らす邦人の数が年々増加、それに伴い海外で事件や事故に巻込まれる事例が急増していることは皆様良くご承知のことと思います。

こうした状況下、海外生活における安全対策の確保が益々重要になってきました。

そこで、当スペインに在住の皆様が、安全に生活するための参考として、「治安・防犯の手引」を作成しました。

この手引は、決して目新しい資料では無く、当国に長く滞在されている方々には当然な事 ばかりと思いますが、大使館の日常業務の中で触れたいくつかの事例を元に作成いたしま した。皆様の安全で快適なスペイン生活を祈念いたします。

1. 基本的心構え

当国スペインは、「太陽の国」、「情熱の国」と称され、楽天的で友好的な国民性に加え、極めて親日的な国です。治安情勢も比較的に安定しており、犯罪発生率も他のヨーロッパ諸国、アメリカ等と比較した場合にも決して危険度の高い国とは言えません。

しかし、私たち日本人の感覚からすれば、やはり外国であり、想像もできない様な犯罪 も発生いたしております。そういった犯罪に皆様が巻込まれない為に、どう対処し生活し ていくべきなのかが重要な海外生活の上での課題となります。

当国に在留されている邦人の方々の安全確保、万一の事件・事故に対する第一義的責任は、当然のことながら、スペイン政府が負っております。

したがいまして、邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から、 必要な援護措置を講ずることとなりますが、事件・事故の捜査、処理は全て当国の主権の もとに、当国政府の責任により処理されることになります。

従いまして、邦人の皆様にとって最も大切なことは、事件・事故に巻込まれない十分な 安全認識と問題意識を常に自分自身で堅持することです。

皆様を取り巻く当国の社会実情を正しく認識され、危険な場所を避け、防犯の意識を常に持ち行動することが肝要なのです。こうした事は、日本国内で生活する場合にも、当然の事であった筈です。

(1)安全のための基本の理解

日本人は、海外での安全意識の欠如を指摘されます。無警戒・無防備・無認識。海外での安全の基本は、「不断の警戒」・「目立たない」・「行動を予知されない」の3原則の遵守です。

(2) 安全に関する情報収集

安全情報の収集こそ、海外生活におけるトラブル防止の必須要件です。

日頃から新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のニュースにの関心を払うと同時に、邦人代表組織であります、「日本人会」・「水曜会」を介しての情報収集は欠かせません。

皆様が生活するスペイン国内で、今、何が起き、どう推移しているかを知ることが安全な生活を送る上で最も大切になります。

(3) 緊急時の連絡先の把握

突発事件・事故に備え、警察、消防、大使館、あるいは、会社関係者、信頼できる近隣者(日本人・スペイン人)、病院等の緊急連絡先を常に整理しておくこと、また在留邦人相互間の緊密な連絡体制を確立しておくことが大切です。

特に、3カ月以上の長期に渡って滞在される方は、必ず大使館に「在留届」を提出して下さい。緊急時の連絡資料として活用されます。

2. 当国一般治安情势

では最初に、当国の治安情勢はいったいどうなのかを見てみましょう。

(1)スペイン警察制度

スペインの警察制度は、日本のそれと大部制度を異にし、やや違和感を抱いている邦人の方も多いと思いますので若干説明しておきたいと思います。

公共の安全と秩序維持が、政府の責務であるのは当然ですが、同時に自治州・地方公共 団体も、それぞれ法の範囲内で公安の維持責任を持ち、事実上国内に4つの警察組織が存在し、各個の土地管轄と職務権限を有しています。

イ. 国家警察総局(DIRECCION GENERAL DE LA POLICIA)

「091」のマーク入りパトカーに乗り、夏期には白色上衣の制服を着た警官を街頭で良く見掛けると思います。彼等が国家警察隊の警察官です。

組織的には最も日本の警察組織と似ております。文民の性格を有する武装警察官であり、内務大臣の指揮下、県都および市中心部の治安維持を担当しています。

一般的警察任務を担当する他、身分証明書・旅券の発給、外国人の出入国・在留管理、 賭博・薬物犯罪の捜査等を固有の担当職務としています。

口. 治安警備給局(DIRECCION GENERAL DE LA GUARDIA CIVIL)

緑色の制服、緑色のパトカーで街頭治安警戒を行っています。「グアルディア・シビル」 の名称をよく耳にされると思いますが、軍隊の性格を有する武装警察官です。

国家警察総局警察官と担当地域管轄を分け、郡部、都市間幹線道路、領海を管轄しています。

一般的警察責務は同一ですが、他に、武器・爆発物の規制、密輪・国税法違反の取締り、幹線道路における交通・輸送警戒、重要施設の警戒、自然環境保護等を固有の担当職務としています。

ハ. 市警察(SERVICIO DE LA POLICIA MUNICIPAL)

上記の2つの警察組織が国家レベルでの警察機関でしたが、地方公共団体が、その行政 区域内の治安責任を果たすため独自に設置しているのが市警察です。

職務管轄は、主に交通警察分野を担当しており、白・黒の蛇腹の着いた制帽で交通整理・取締りをしている警察官が彼等です。

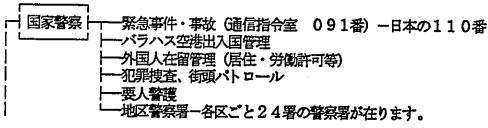
交通分野の他、管内の公共事業機関・公共建造物・施設等の警戒・保護、行政命令・条例の執行等を担当しています。

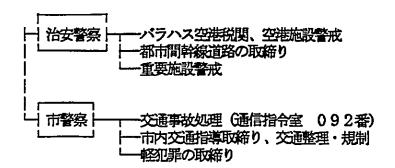
二. 自治州警察(POLICIAS AUTONOMAS)

自治州が独自に保持する警察機関で、現在は、バスク地方、カタルーニャ地方、ナバラ地方の3地方にのみ存在します。

バスク自治州警察隊は、ERTZAINTZAと呼ばれ、真っ赤なベレー帽と同色の制服は、バスク地方を旅行された方の目に止まった筈です。

こうした警察制度を、マドリッドに見てみますと以下の様な配置となります。





*国家警察と市警察の通信指令室はリンクされいますので、緊急時には、慌てずに速やかに「091番」または「092番」に電話連絡して下さい。

(2) 一般犯罪発生状況

イ.スペインでは、日本の様に毎年刊行される「犯罪白書」が有りませんので、犯罪の発生状況を国家レベルで詳細に把握することができませんが、新聞等報道内容を取りまとめ分析してみました。

過去10年ほどの犯罪発生状況は、1982年頃から急増状況が続き、当時警察が認知した犯罪総数が約40万件であったのが、5年後の1987年には倍増、80万件に達しました。以後、昨年までの4年間は、大体80万件前後を推移し、安定・平衡状態に在るといえます。

この数字をもう少し分かりやすく説明しますと、1990年中の日本での犯罪認知総件 数が約167万件でした。スペインの人口は約4千万人ですので、日本との犯罪発生率の 比較ができると思います。

次に、犯罪の罪種ごとに見てみましょう。(1990年)

	日本	
殺 人	639件(前年比 -1.1%)	1,308件
強 姦	1,392件(前年比 +1.9%)	1,556件
傷害	16,664件(前年比 -8.5%)	19,802件
強 盗	62,963件(前年比 +5.2%)	1,586件
窃盗	542,972件	1,483,590件
内侵入盗	176,277件(前年比 +2.4%)	235,079件
総 数	826,031件	1,673,268件

ここでは、皆様に分かり安いように、一応日本との対比を試みましたが、これは、どちらの国がより安全かという比較ではありません。

罪種ごとの犯罪分類の方法も違っていますし、被害申告の実情も違うからです。

(日本の窃盗被害の約45%は、自転車等の乗り物盗)

手元に、他の外国における犯罪統計がありますので、これも比較してみましょう。これは、1988年の犯罪認知件数の統計資料です。

	米	英	西独	仏
殺 人	20,675	3,722	2,543	2,567
強 姦	92,486	5,690	5,251	3,776
強盗	542,968	31,437	28,952	50,415
窃 盗	12,356,865	2,699,804	2,655,157	1,939,403
内侵入盗	3,218,077	817,792	1,612,447	375,851

繰り返しますが、上記の資料は、国ごとの安全度の比較ではありません。 各国の人口も、国民感情も、犯罪分類も異なりますから、数値だけで直接な比較はできません。

ただ、こんなことがお分かりになったと思います。

「スペインは、外国だからといって、日本に比べ飛び抜けて犯罪が多いわけではないな。ただ、外国では財産に対する犯罪、強盗や侵入窃盗が極めて多いんだな。」

この状況を、首都マドリッドに見てみましょう。昨年1991年の犯罪認知総数は、186、201件でしたが、この内財産に関する犯罪の3罪種

強盗 20、150件 (前年比 +3.6%) 侵入窃盗 38、777件 (前年比 -5.9%) ひったくり 8、520件 (前年比+17.6%)

で、全体の約40%弱を占めています。

ただし、ひったくり等は、警察への被害届出がなされない、いわゆる「泣き寝入り」といった犯罪案数が相当含まれるのが一般的です。

ロ. 邦人に関する被害発生状況

邦人に関わる犯罪被害発生状況については、残念ながら統計資料は有りません。 唯一、日本旅券を盗難に会われた方々に対する、大使館幹事部での旅券再発給件数が有る だけです。

この件数を、過去5年に渡って見てみましょう。

1987年 1988年 1989年 1990年 1991年 355件 334件 303件 268件 218件

この件数はあくまで旅券の再発給件数ですから、旅券以外の現金、貴重品等の被害にあった方々の件数は全くの未知数となります。

最近まで減少傾向にはあるものの、年間約300件。多いなと驚かれた方も多いと思います。

これら被害のほとんどが、ひったくり、置き引き、スリによる被害ですが、実情は日本では強盗罪と認定される程度に悪質、危険な被害が散見されます。

発生場所としては、観光客が集まる観光名所に集中しています。つまり、プエルタ・デル・ソル周辺、マジョール広場周辺、王宮・プラド美術館周辺、グラン・ヴィア通りといった場所です。また、空港、駅、地下鉄構内でも多発しています。

手口的に見てみますと、非常に危険なものが多数あります。私どもが取扱いました実例をいくつか上げてみましょう。

「実例1」

親しげに話しかけてきた外国人に、缶入りビールを勧められ雑談中に意識が昏倒、気が付いた時点では、財布等所持品を盗まれていた。(睡眠薬強盗)

「実例2」

通行中、突然背後から突き落とされ、馬乗りになってバックをひったくり逃走。 「実例3」

数名の男に囲まれ、ナイフを突き付けられ、バックを奪われる。

または、ナイフにてバック吊り紐を切られ奪取される。

「実例4」

通行中、服に汚物がついていると親切に注意され、これに注意を奪われた隙に足元の荷物を窃取される。 (クリーム状液体を故意に掛けての犯行)

その他、犯罪被害実例には枚挙に暇がありませんが、結論的には強力な威力を行使しての強盗・恐喝犯罪と、相手の注意を逸らしてのひったくり・置き引き窃盗の2つに分類できます。いずれも、単独犯行は少なく、数人が協力、任務分担をした上での組織的犯行が目立ちます。

前者に対しては、危険な時間帯・場所を避けること、後者に対しては、相手に隙を与えないこと、注意・警戒を怠らないことが予防策となります。

実際にこうした犯罪が多数発生している事実を忘れないことが大切です。

ハ、その他の留意すべき国内治安

(イ) 薬物事犯

スペイン国内問題の大きな1つが、薬物犯罪の蔓延、低年齢化です。

1990年には、麻薬の押収量においてヨーロッパ第一位を記録しました。

逮捕者約2万人、押収に関わるヘロイン約500Kg、コカイン4、200Kg、大麻32、000Kg、薬物中毒死亡者700名弱という数字は、どれを取っても日本人には想像を絶するものばかりです。

街頭における薬物密売、教育現場にまで波及した薬物渦、薬物に対する認識の薄い邦人にとって十分な認識と警戒を行うべき問題です。

これに伴い、本年3月13日より公布・発効されている、通称コルクエラ法「市民の安全保護に関する組織法」についても留意しなくてはなりません。

この法律自体は、麻薬犯罪捜査への警察権限の強化にありますが、第20条の規定により「身分証明書」の携帯・呈示が義務付られた点にあります。

街頭において警察官の職務質問を受け、身分証明証を携帯していない場合には、強制的 に警察署等に身分確認のため連行されます。

在留邦人として、薬物問題解決への協力という意味は勿論、法の遵守に心掛け、無用なトラブル防止の観点からも、外出時の身分証明証の携帯に心掛けて下さい。ここでいう、身分証明証には、当然のことながら、旅券(パスポート)のコピー等は含まれません。真正な旅券または当国発給の身分証明証原本を指します。

勿論、前項で説明いたしました盗難犯罪被害に会わないことの兼合いに十分配意して下さい。

(ロ) テロ犯罪

何等関係の無い多数の一般人が、テロ犯罪の巻き添えに会って爆死、飛行機ハイジャックに遭遇、企業間関係者の誘拐・殺害といった新聞記事に接する機会が非常に多くなりました。日本としても、日本赤軍という大きな問題を抱えたままの状況です。

すでにご承知の通り、スペイン国内にも多数の犯罪テロ・グループが存在し、警察官、 軍隊関係者、政府要人への暗殺テロ、爆弾テロが多発しています。

スペインのテロ組織としては、ETA(バスク祖国と自由)、GRAPO(10月1日 反ファッシズム・レジスタンスグループ)、EGPGC(自由ガリシア人民ゲリラ軍)、TERRA L IURE(自由な大地)などが有り、在留邦人の皆様も少なからず関心をお持ちの ことと思います。

現時点まで、邦人ないし日本権益が直接攻撃を受けたという事例は皆無です。それは、 彼等テロ組織が持つ革命理念に基づくものであり、その攻撃対象はあくまでスペイン政府 、それを援護・維持する軍・治安機関・刑務所等法治機関に限定されているからです。

しかし同時に、昨年1年間のテロ事件関連死亡者45名の内に19名の一般市民(子供の犠牲者6名)が含まれている事実も看過できません。

つまり、全く関係の無い市民が、ある日突然にテロ被害に遭遇する危険制を排除できない

ことです。テロ犯罪に巻き込まれないための予防策となりますと非常に難しい問題ですが、スペインに居住する以上、常にこうしたテロ犯罪に対しても最低限の関心を払い、危険場所にはできる限り近付かない、万一爆発音等を聞いた場合には遮蔽物を利用するなど逸早く避難する、走ったり、ヤジ馬的目立つ行動を避ける等が大切です。

また、会社等に対する不審電話、不審放置物件認知時への対応、小包・手紙爆弾経の対策等も常に念頭に置いておくべき事項です。

3. その他

(1) 住居における防犯対策

前述のとおり、侵入窃盗の発生率は非常に高く、加えて侵入犯罪には強盗、殺人等への移行の可能性が高いことを考慮し、自分の安全は自分で守る意識が大切です。 この意識が有れば、自ずと何をすれば良いか判断できるものと思います。

イ. 一般的チェック事項

- (イ) 緊急事態に備え、必要な電話リストは有るか
- (ロ) 自宅付近の地理・警察・消防・病院等を知っているか
- (ハ) 隣人・管理人等有事に援助を頼める人がいるか

口. 玄関施錠

- (イ) ワンドア・ツーロック以上にしてあるか
- (ロ)頑丈な鍵、頑丈な晶か
- (ハ)ドアチェーン、覗き穴は有るか
- (二) 鍵の紛失事実は無いか、予備鍵を玄関付近に隠していたりしないか

ハ、窓

- (イ)危険箇所に、鉄格子、鎧戸等の設備は有るか
- (ロ) 外出、不在時の施錠は励行しているか

二。寝室等

- (イ)可能な限り寝室入口に施錠設備を設け、賊の深部侵入を防止しているか
- (ロ)現金・貴重品等の保管方法は十分か

(2) 旅券盗難時の措置要領

- イ. 最寄り警察署への被害届出 (盗難証明書の受領)
- ロ・大使館領事部への再発給申請

必要書類

- (イ) 盗難証明書
- (ロ) 身分を公的に証明するもの (自動車運転免許証等)
- (ハ) 写真(5×5cm大) 3枚

*領事部旅券系給事務窓口時間

月~金 午前10時~午後1時30分(祭日を除く)

バルセロナ治安・防犯等の手引き

在バルセロナ日本国総領事館

1 犯罪発生状況等

(1) 国家警察の犯罪統計資料によると、1991年カタルニア州の犯罪認知件数は、約17万2千件で、1990年の約17万4千件に比較して若干減少。認知件数の多い犯罪は車上狙い(約3万6千件)強盗(約3万2千件)続いて自動車盗難(約2万4千件)、侵入盗(約1万7千件)となっている。

*バルセロナ県とマドリード県の1991年犯罪認識件数の比較

県 名 人 口 面 積 犯罪認知件数 バルセロナ 約470万 7,733Km 149,963件 マドリード 約500万 7.995Km 186.201件

また、1992年1月から9月までの間、バルセロナ県で治安警察が認知した犯罪件数は58,723件で前年同期の71,921件に比較して、18%減少しており、さらに次の特徴が見られる。

- (イ)犯罪認知件数全体の84%を占める財産犯(財物に対する犯罪)は20%減少。 (1991年62,052件、1992年49,603件)
- (ロ)盗難及び恐喝は32%、ひったくりは32%、銀行強盗は33%、自動車盗難は2 1%、アパートへの侵入盗は25%及び商店への侵入盗は36%それぞれ発生率が減少。
 - (ハ)殺人事件は1992年1月43件、1992年47件で微増。
- (二)逮捕者は1991年14,779人、1992年14,422人でわずかながら減少。

(2) 麻薬関係では

- (イ)1992年1月から9月までにバルセロナ県で161人が麻薬の急性中毒で死亡。この内、20才から25才が65人で最大、次いで26才から30才の51人、30才以上の39人となっている。また、20才以下では6人が死亡。
- (ロ)麻薬密売の防止対策を強化したことにより、本年1月から9月の間、バルセロナ県ではスペイン国内最大の麻薬押収量(5,838kg)を記録(1991年同期5,401kg)。また、麻薬密売に関連する逮捕者数も国内最高の8,795人であった(1991年同期7,140人)。
- 2 犯罪の低年齢化(11月11日付新聞記事抜粋)
- (1) 本年1月から8月までのバルセロナにおける16才以下の犯罪件数が1991年同期に比較して減少。
- (2) 16才未満の犯罪は1991年1,246人と前年1,335人に比べ若干減少。 但し、少女である被害者は81人から191人に増加。また、12、13才の犯罪者 数は1991年の262人が1992年には381人と45%の増加。
- (3) 16才以下の犯罪の主なものは、財産犯であり、特に強奪、粗暴犯、恐喝、自動車盗(特に原付自転車)増加。犯罪を引き起こす原因は、対象物を両親が購入することができない、又はこれらのものを購入することを好まないため。さらに、学校の成績の不振、経済困窮に加え親子関係の断絶が挙げられている。
- (4) 麻薬についても最近、Sant Cosme 地区でヘロインの小袋34個の密売を 行っていた15才の少女と、その母親及びその他5名が逮捕される事件が発生している。

3 邦人の旅券盗難

邦人の犯罪被害件数を示す統計資料は無いが、当館管轄地区で発生した過去5年間の旅 券盗難事件発生状況で見ると

1987年 1988年 1989年 1990年 1991年 204件 148件 189件 187件 158件

年間平均約177件が発生、警察への届け出がなされない泣き寝入りの被害が多いことが予想される。

(1) 旅券盗難の特徴

盗難の90%以上がバルセロナ市内で発生しており、他の地域では移動中の電車内及び 高速道路パーキングエリア等で極少数発生している。

市内で発生件数の多い地域はやはり観光名所であるランプラス通り、ゴシック地区に集中しているが、サグラダファミリア、モンジュイックの丘等の駐車場(路上駐車を含む)で自家用車を狙った車上狙いも発生している。

(2) 最近の旅券等次離事例

- (イ)ピカソ美術館付近の路上で4人組の男に後方からショルダーバックをひったくられた。
 - (ロ)カテドラル前にてカメラのフィルム交換中、足元の荷物を置き引きされた。
 - (ハ)ミロ美術館付近の路上でランニング姿の男に後方からバックをひったくられた。
 - (二)空港及び市内でタクシーの乗降の際バックをひったくられた。
 - (ホ)スーパーマーケットのカート内に置いてあった荷物を抜き取られた。
- (へ)市内及び高速道路バーキングエリア内で車両修理中(バンク)車内から荷物を窃取された。
 - (ト)列車で移動中、数分うたた寝をしたところ荷物を窃取された。
- (チ)空港ロビーでチェックイン終了後、時間待ちしているところ声を掛けられたすきに 手荷物を窃取された。
- (リ)サグラダファミリア付近路上で駐車中、後部トランクを開けられ入れてあった荷物を窃取された。
 - (ヌ)ゴシック地区にて3名の男にナイフを突き付けられ荷物を強取された。
- (3) その他、犯罪被害実例には枚挙に暇がないが、結論的には強力な威力を行使しての 強盗・恐喝的犯罪と、相手の注意を逸らしてのひったくり・置き引き窃盗の2つに分類で きる。いずれも単独犯行は少なく、数人が協力、任務分担をした上での組織的犯行が目立 つ。前者については、危険な時間帯・場所を避けること、後者については注意・警戒を怠 らないことが第一次的な予防策となる。

4 交通事故発生状況等

- (1) 在バルセロナ総領事館管轄地域(バルセロナ・レリダ・タラゴナ・ジローナ・アリカンテ・カステジョン・バレンシア・パレアレス)の交通人身事故発生は、1986年から1989年(ピーク約4万5千件)と増加傾向であったが、1990年約4万件、そして1991年には約3万8千件と減少傾向にある。しかし、バルセロナ県では年平均約540名の交通事故死亡者を出している。
- (2)人身事故の原因としては、歩行者が横断歩道を赤信号で歩行中、又は横断歩道以外を歩行中に事故に遭遇したケースが過半数であるが、歩行者が青信号で横断歩道を歩行中に発生した事故も24%と高い数字を示している。また、運転者側の過失原因としては、スピードの出し過ぎ(特に高速道路等)及び交通ルールの無視(侵入禁止等)が高い数字を示している。
- (3) 交通事故防止にあたっては、ルートの事前検討・確認(なお、当地では道路標識がカタラン語表示)、高速道路ではスピードの出し過ぎに注意、シートベルトの着装、長距

施運転は余裕を持ったスケジュール及び自己の運転技量をわきまえた運転等が必要である。また、歩行者が歩道で信号待ちする場合には、車道に近付く事がないよう注意すること、(以前子供が車両に引っ掛けられる等の事故が発生している)、青信号で横断歩道を歩行する時も十分注意、児童については特に交通ルールの指導を心掛ける必要がある。

5 事件・事故の対応

(1) 盗難・車上狙い等に遭った場合の措置(別添バルセロナ市内の警察署)

事件処理は主に国家警察(Cuerpo Nacional de Policia)が担当しており、バルセロナ市内では17の警察管轄地域割りがあり、盗難等は事件発生地を管轄する警察署で届け出を行うことが原則であるが、盗難証明書の発給であれば最寄りの警察署で可能である。なお、発生場所を管轄する警察署が不明の場合は、

国家警察代表電話「290-3000」

に通報することにより管轄警察署の確認が出来、緊急の場合には日本の「110番」とほぼ同様な運用が行われている国家警察「091番」に連動している。侵入盗・暴行及び傷害等重大な犯罪に遭遇した場合には、国家警察「091番」に通報し処理を委ねることが必要である。

(2) 交通事故の措置

バルセロナ市内で交通事故に遭遇した場合は、市警察(Guardia Urbana)が処理を担当する。市警察の電話は「092番」です。負傷者が発生した場合には救急車の要請も合わせ可能である。

市警察(Guardia Urbana)の管轄以外(バルセロナ市以外)で交通事故に遭遇した場合は 治安警察(Guardia Civil)(交通担当)が事故処理を担当する(高速道路も含む)。

郊外の町で事故に遭遇した場合、近郊都市であればバルセロナの治安警察代表電話「352-6161」で事故現場の管轄治安警察等を照会することが可能である。

(3) 駐車違反でレッカー移動された場合

市内で駐車違反でレッカー移動された場合は、市警察(Guardia Urbana)代表電話「426-0300」で確認することが可能である。

(4) その他

車両運転の際は必ずシートベルトを着装することが必要、1992年6月スペイン全土でシートベルトのを着装が義務づけられ、バルセロナ市内では1993年1月1日から罰金が課せられます。

6 旅券盗難時の措置要領

- (1) 最寄りの警察署へ被害届け(盗難証明書の受領)
- (2) 総領事館への再発給申請

必要書類

- イ盗難証明書
- ロ 身分を公的に証明するもの(自動車運転免許書等)
- ハ 写真(4.5×3.5cm)3枚

なお、総領事館の窓口業務時間は

月曜日~金曜日 午前10時から午後1時30分(祭日を除く)

OCMISARIAS DE POLICIA

					Centralita
Atarazanas	I	Distrito	2	Via Laietana,49	290.30.00
Atarazanas	H	Distrito	3	Ample,23	290.30.00
Audiencia		Distrito	4	Via Laietana,49	290.30.00
Hospital		Distrito	5	Doctor Dou,4	290.30.00

Concepcion	Distrito 6	Rosselio,285bis	290.30.00
Universitat	Distrito 7	Mallorca,213	290.30.00
Norte	Distrito 8	Clot,61	290.30.00
Sur	Distrito 9	Gran Via,420	290.30.00
Sants	Distrito 10	Creu Coberta, 104	290.30.00
Oes ta	Distrito 11	Iradier,11	290.30.00
Horta	Distrito 12	Sant Antoni	290.30.00
		Maria Claret,207	
Sant Andreu	Distrito 13	Gran Sant Andreu, 401	290.30.00
Poble Nou	Distrito 14	Rambla Poblenou.51	290.30.00
Gracia	Distrito 15	Nil Fabra, 17	290.30.00
Sant Gerbasi	Distrito 16	Copernic,54	290.30.00
Casa Antunez	Distrito 17	Foneria,24	290.30.00

在バルセロナ日本国総領事館

バルセロナにおける治安・防犯については、在スペイン日本国大使館作成の「スペイン 治安・防犯の手引き」が有効ですが、特に1992年のバルセロナ・オリンピック開催を 控えて当地を舞台とした国内外のテロリストの活動には十分警戒を要しますので、下記事 項には特に留意の上、不審な事件等の発生に際しては総領事館とも密接な連絡を保つよう お願い致します。

1. 社内における自主警戒体制

- (1) 保守担当責任者の設定、社内緊急警報装置の設置、緊急避難路の確保及び社員への 徹底
- ・緊急警報装置の押ボタンの位置の周知
- ・避難路順、避難口、避難先の確認
- ・避難に際し、各人が執るべき措置
- (2) 社内 (家族を含む) における緊急連絡方法の確立
- 「水曜会」の緊急連絡網ー社内内部の緊急連絡網
- ・連絡に際してはメモをとるなどして正確かつ迅速に
- ・家族に対する緊急連絡方法の徹底
- (3) 社内及び周辺における不審物のチェック
- ・出入口、受付、廊下等に不審な物はないか
- ・不審物に対しては、触らず、開けず、動かさずの原則
- ・警察への通報及び避難等の措置
- (4) 不審な郵便物・小荷物に対する注意
- ・差出人不明、宛名書の不正確な小包等は要注意
- ・開封したり、包みをほどいたりせず警察に通報
- (5) 脅迫電話等に対する措置・要領
- ・可能であれば録音装置を設置しておく
- ・可能な限り、通話時間を長びかせ、相手の言い分を聞く
- ・警察への通報
- ・外部にいたずらに公表しない
- (6) 社内の机等の配置の見直し
- ・緊急時の避難路の確保
- ・来訪者の行動を見渡せる配置
- ・屋外における爆発時の巻き添えを避け得る配置
- (7) 建物周辺の不審駐車車両の警戒
- ・盗難車両に爆弾を仕掛けるケースが多い ・見慣れない駐車車両、不審な二重駐車に注意
- ・不審な場合は警察に通報

2. 車を運転する際の留意事項

- (1) 車の整備
- 始業点検、定期点検の励行
- ・特に制動装置、ガソリンの残量、施錠装置の点検
- (2) 出退社の時間及びルートの不定化
- ・誘拐者、襲撃者及びテロリスト等の犯罪者は必ず犯行前に下見をする
- ・出退社には幅を大きくもたせた変化をつける
- ・ルートは渋滞が少なく、信号も少ない方が望ましい

(3) 駐車及び停車時の注意

- ・信号停止時は前車との間隔を十分に保つ
- ・駐車時は車内に物を残さず、確実な施錠の励行
- ・車に乗る前には、外回り、トランク、タイヤハウス等を点検する。
- (4) 走行時の注意
- ・不審な割り込み、追従、併走車には要注意
- ・逃げる際には大通りをなるべく選び、小道に入らない
- ・車は止めずに警察等に駆け込む
- (5) 有事の際の措置
- ・交通事故に巻き込まれても、あわてて車を離れず先ず事態(人通り、目撃者、相手の人数、車のナンバー等)を見極め、警察を呼ぶ
- ・夜間、多勢乗車した車にぶつけられるなど状況が不自然な事故に遭遇した時には場合によっては思いきってその場から脱出する。

在留邦人テロ対策注意事項

テロ対策は任地の事情によっても異なるが一般的注意事項の要点を以下に述べ世界各地に在住する在留邦人の皆さんの参考に供したい。

1. 基本方針

- (1) 在留邦人の安全確保は、所在国政府が第一義的責任を負っているので、在留邦人は 当該国当局との連絡について常日頃留意することが重要である。
- (2)かかる前提に立って在留邦人は、わが国公館との連絡を始め相互間の緊密な連絡網を確立するとともに現地住民との友好な関係維持に努めることが肝要である。
- (3) 在留邦人は常日頃適確な治安関係情報の入手に努めるとともに防犯対策を整えて、 犯罪発生を防止し、さらに緊急事態発生時の対応策を整えておかわばならない。

2. 一般的注意事項

- (1) 通勤・旅行時対策
- (イ)犯罪者は犯行前にその目標とする者の行動を下調べするので、通勤や買物の際はその経路や時間を変える。
- (ロ)任地の状況によっては不必要な夜間外出はできるだけ避け、外出する場合は帰宅予 定時間を家族ないし信頼できる友人に告げておく。
- (ハ) 過去の例を見ると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲に 居ないか注意する。また、待伏せ予防のために、自宅や事務所前などに駐車中のタクシー は可能な限り利用しない。
 - (二)車で走行する際は次の点に留意する。
- ・尾行車の有無に注意し、尾行されたら最寄りの警察署又は兵舎に避難する。
- ・道路ではなるべく中央車線を走り、交通改湍道路・事故発生現場・デモ等の集会地を回避する。
- ・ドアは必ずロックし、窓は僅かしか開けない。
- ・ヒッチハイカーなどを同乗させない。
- ・駐車時には短時間でも必ずドアロックする。
- ・淋しい田舎道を避け、用のない区域には立寄らない。
- ・乗車前には車の内部、車台の下を点検し不審物、紐、線などの存在を調べて爆発物を警

戒し、もしそのようなものが見つかれば自ら手を触れることなく当局に届け出る。

- (2) 自宅・事務所等における対策
- (イ) 然るべき安全設備を施す。
- (ロ) インタビュー等の際を含め、不必要に自分・家・事務所等の写真をとらせない。
- (ハ) 未知の者を家に入れない。
- (二) 使用人の身許を良く調査し身許不明の者は雇用しない。また使用人に旅行計画や取引の細部等を聞かせない。
- (ホ) 犯人は予め、セールスマン・道路工夫・公共労働者・露店の売子等を装い、目標とする者について事前脚査を行うことが多いので、不審な場合には警察に通報する。
 - (へ) 自分や家族の行動・所在を未知の者に知らせない。
 - (ト) 発送人不明の郵便物、小包等の処理に注意する。
 - (3) 誘拐対策
- (イ)誘拐事件に備え必要書類(旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リスト等)、医療関係記録(病歴、血液型、常用薬名とその入手先、特定の持病、かかりつけの医者名等)を整理しこれらの所在を同僚、家族に判るようにしておく。
- (ロ) 特に身代金支払問題については相談あるいは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚、家族に知らせておく。
 - (ハ) 誘拐された時の心得
- ・捕えられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在地国当局、わが国官民など多く の人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、苦しい拘禁生活下でも常 に冷静沈着に心掛け情勢を有利に導くよう努力する。
- ・犯人は一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をすると考えてはならない。
- ・犯人の指示には出来るだけ従い挑発したり刺激しないようにし特に肉体的争いは絶対にしない。
- ・一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には逃走を計らない。
- ・家族、友人、会社のことは出来るだけ話さない。
- ・連行される際は移動時期、方向、速度、距離を記憶し、道標、臭、声、音を含むすべての外界の動きに注意する。
- ・犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意する。
- ・犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくると有利なことがある。

1992年10月1日 在ラス・パンマス絵領事館

はしがき

概して当地について言えば旅行者、滞在者にとって特に注意を要する危険な環境にはないが、安全を期するため参考までに述べれば以下のとおりである。

スペイン領カナリア諸島は、アフリカ西岸サハラ沖に浮かぶ7つの島からなり、東側3島(グラン・カナリア島、フェルテベントウラ島、ランサローテ島)からなるラス・パルマス県及び西側4島(テネリフェ島、ラ・バルマ島、ラ・ゴメラ島、エル・イエロ島)からなるサンタ・クルス・デ・テネリフェ県の2県に分かれており、日本総領事館はラス・パルマス県のラス・パルマス市にあって、7つの島を管轄している。

カナリア諸島は、地理的、気候的条件から主としてヨーロッパからの避寒と避暑のための観光地である上、ヨーロッパ、アメリカ、南米大陸との海上交通の要衝ともなっており、同時にマグロ漁業基地でもあるため貨客船、漁船の出入りが盛んである。以上の環境下でラス・パルマス市と隣県のサンタ・クルス・デ・テネリフェ市には良港があり、港町として発展し、また周辺にリゾート地を具備しており、観光客、船員を含めカナリア諸島全体で年間約5百万人が訪れている。

1. 治安

一般に治安は良好であり、人命にかかわる危険はないが、近年悪化の傾向にあり、特に 当地がフリーポートという特殊性から、麻薬の密輸増大に伴う汚染による麻薬患者の増加 及び海外からの旅行者の増大によるエイズ患者の増加も原因して、強盗及び盗難事件に拍 車がかけられている。犯罪の発生は特に港に近い場所が多いが、住宅地であっても地域に よっては、ひったくり(路上強盗)に注意をする必要がある。

2. 治安状况

- (イ) 泥棒、空き巣の被害は近年増加傾向にある。このため、独立家屋のみでなくアパートでも総合警備会社の警報装置や鉄格子の設置など、自衛手段を講じている。路上駐車の自動車は外部より破られ盗難にあい易い。
- (ロ) スリの被害の多くは港近くの公園、繁華街の雑踏、バスの中で生じている。また、 同地区の路地裏等人通りの少ない場所での強盗被害も多い。通行中の女性が後方よりきた バイク強盗にバッグを盗まれる事件もみられる。

自衛策としては夜の単独行動は避ける。また駐車は人通りの多い明るい場所にする等が 考えられる。事件に遭遇した場合、強盗の場合は2~3人のグループによる犯行が多く無 用の抵抗はしない方がよい。

- (ハ)観光客を狙った殺人事件は殆どない。
- (二) 危険地域は港の近辺、サンタ・カタリーナ公園及びカンテーラス海岸通で、当地に 不慣れな日本人船員等が強盗に襲われ、金品を奪われるなどの被害がよくみうけられる。
- (ホ)夜間の外出は上記地域を除けば、一般に危険はないが、複数で出かけることが望ましい。
- (へ)タクシー利用に際しては不当な料金請求はなく、また安全でもある。
- (ト)テロ、誘拐事件は発生していない。
- (チ) 3つ星以下のホテル、宿泊所での盗難が増大しているので、安宿は避けること。

3.被害にあった場合の措置振り

現地より即時警察(電話 091)に被害状況を報告する。またパスポートの盗難、紛失も 警察にその旨届出、紛失証明書を発給してもらい在外公館に出頭し、旅券の再交付を申請 する。

4. 交通事情

駐車場が少なく場所を捜すのに苦労する。信号を守る等の運転マナーは悪くないが必要以上にスピードをだして走る車も多く、一般的に自己中心的な運転をするドライバーが多い。歩行者も信号を無視する者が多いので要注意。都市からリゾート地への交通は過大なスピードをだすため人身事故が目立つ。

5.特に注意すべき自動車規則 車は右側通行 市街地の殆どは一方通行 非優先道路は路上にSTOPマークがある。 車線幅が急に狭まる場合があり、特に夜間は注意の要あり。 KAN00010 スロバキア【安全の基礎】 スロバキア共和国 Slovak Republic

出入国時の留意事項

●査証

入国時には目的を問わず査証が必要であり、スロバキアの在外公館で取得することになる。スロバキアはチェコとともに連邦を形成していたが、1993年1月に分離、双方が独立国となった。在日のスロバキア大使館はチェコ大使館のある建物内に同居しているが、別々の公館であり、査証窓口も別になっている。スロバキアとチェコの両国を訪れるためには、あらかじめ両方の査証をそれぞれ取得しておかねばならない(ただし査証を含め、出入国関係の制度自体は今のところチェコの制度と類似している。チェコの頁も参照)。

最近は短期(30日以内)の観光査証の手続きは簡素化され、日本では2~3日以内に発給されている。陸路スロバキアを通過して他国へ抜けるなど旅程はさまざまであろうが、 短期または通過査証でも2回出入国ができるものなどもあるので、必要に応じて利用可能な査証をあらかじめ調べておくこと。

なお、ブラチスラバ国際空港から入る場合と道路国境のごく一部(オーストリアからブラチスラバに入る Petrzalkaなど)ではその場での査証取得も可能(写真 2枚と外貨での手数料支払い)とされているが、時間がかかり、また確実に取れるとはいえない。また滞在期間を絞られる可能性もあり、かつ国内での延長手続は面倒なので、事前に取得したほうがよい。鉄道国境駅での取得は不可能。ウィーンやブダペストなど近隣国内のスロバキア大使館で申請する方法もあるが、申請者が多くて難渋することもありうるので、一般旅行者には勧められない。

留学など長期の滞在が予定されている場合には、その旨スロバキア側からの受け入れを 証する資料などを提出して相談すると、事前に数次査証をもらえることもあるが、短期査 証で入国した場合には入国後特定の警察局で長期の査証(6カ月ごとの更新)と滞在許可 証を申請しなければならない。

●出入国審査

査証取得時には旅券面のスタンプのほかに申請書として記入した3枚つづりのスリップを渡される。入国の際には旅券面に入国スタンプが押されてスリップを1枚取られ、もう1枚は滞在届用、残り1枚は出国まで持っていなければならない。

最近,不法入国・不法滞在者の増加から,外国人に対する出入国審査は厳しくなっているようである。ただし,列車やバスなどで入国の際,旅券にスタンプが押されないこともある。出国時にやや問題といえるが,切符などを補完しておいて状況を説明して了解してもらうよりほかない。

なお、チェコとスロバキア間の国境は、現時点ではまだ完全な国際国境としての制度は 確立されておらず、車・列車での通過時にはスロバキアの出国スタンプを押していない (1993年秋現在)。

●外貨申告

1991年から強制両替の制度は廃止され、外貨申告の義務もない。ただし、国内通貨の持ち込み・持ち出しには中央銀行の許可がいることとされている。なお、1993年2月からそれまで通用していたチェコスロバキア通貨にシールを貼ってスロバキア通貨であることを区別したのち、徐々に新通貨に切り替えつつある。旧通貨は使えなくなるので要注意。

外貨からスロバキア通貨への両替は、銀行・ホテルなどで比較的容易にできるようになった(手数料にはかなり差がある)が、出国の際、外貨へ換金しようとするとかなり面倒である(外貨から換金した際の証明を提出しなければならない)。また、チェコの通貨からの両替はごく一部の銀行でしか扱っていない。

ちなみに、1米ドルー約31Kc(コルナ)、1Kc=約3.5円(1993年10月現在)。

■通期

法制度上、現在のところチェコと同じ(旧連邦時と変わらず)。

入国の際の1人当たりの持ち込み免税範囲は、ワイン2リットル、その他の酒類1リットル、香水50グラムまたはトアレ250ミリリットル、煙草は紙巻200本または50本ないし葉煙草250グラムまで、医薬品は個人の使用を目的としたもののみ、通常、自己申告制で、持ち込み・持ち出しの規制は身の回り品として常識の範囲であれば問われることはないが、通関はときに厳しく行われることもある。

高価な美術品・骨董品の類の持ち出し規制もチェコと同じ。持ち出しには文化省からの許可が必要(50年以上前のものおよび特定価格以上のものが対象)とされている。

滞在時の留意事項

●滞在届

2日以上宿泊する場合には、入国後48時間以内に外国人を扱う警察局に、前記の査証ス リップに宿泊所で裏書をしてもらって届けなければならないことになっている。通常、ホ テルが受け付けで代行してくれるが、個人宅やペンションなどに泊まった場合は自分でや らなければならない。

滞在を延長する場合には、査証の期限が切れないうちに、同じく警察局に行って延長許可を取らなければならない。

3カ月以上の滞在が予定されている場合には、滞在許可証の取得および携帯が義務づけ られているので、勤務先または留学先の組織を通じて手続きすることになる。

●旅行制限

特になし。ただしいったん他国へ旅行して戻ってこようとする場合は、再び査証が問題 となるので注意。

●写真撮影の制限

軍事施設等は禁止。美術館の中も一般に禁止されている。教会などの中も禁止されているところが多い。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みは一切禁止されており、もし発見されると厳しく罰せられる。

●不法就労

正規の手続きによらない限り,就労は一切認められない。一般旅行者は最大限30日の滞在査証しか与えられないので、事実上就労はできない。

●その他特殊取締

麻薬のほか、特殊な工業希少物質なども密輸されており、不審な物を預からないよう注意しなければならない。東側からの車での入国者には密輸物品のチェックが厳しく行われている。

街では外貨のヤミ両替を持ちかけられることもあるが、ニセ札等をつかまされることが多いので一切受け付けてはならない。知らずにニセ札を使っても厳しく取り調べを受ける

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

宗教はカトリック系が多く、国民を構成する主な民族としては、8割強のスロバキア人 に対し、ハンガリー人が1割強。 国民性は概して素朴で明朗、感情表現がはっきりしている。最近は不良外国人が増えており、治安を悪化させているので、不当な扱いを受けないためにも端正な身なりを心がけたほうがよい。一般の商店などでは、若干無受想と感じられるのが普通。英語はあまり通じない。公共施設の窓口では親切を期待しないほうがよい。

安全のためのひとくちアドバイス

以前に比べると治安は悪化している。暴力事件は目立って多くはないが、国際的な犯罪組織が流入してきていると言われる。雰囲気のよくないところへは立ち入らないほうがよい。また、急激に車が増加したため、車の交通マナーもあまり良くないので歩行時には注意したほうがよい。

旅行者があう犯罪被害では、国際線の列車(特に夜行)での荷物の盗難、街中や市電の中、ホテルなどでのスリ、窃盗の類。日本人は狙いやすいと見られており、旅慣れた人でも被害にあっている。親切を装って近づいてくることもあるが、毅然とした態度も必要。現金は分けて持ち歩くこと。旅券は盗難の対象とならないよう身に着けておくこと。

なお、スロバキアには日本の大使館・領事館がない(チェコの日本大使館が兼轄している)ので、トラブルに巻き込まれないように個人で十分注意をすること。万一旅券を紛失した場合には、旅券なしで国境を越えてプラハまで出て申請しなければならないが、今のところ、スロバキアの警察で盗難または紛失の届を出して証明書を書いてもらい、チェコとの国境で説明すれば、チェコへの入国は認められている。

健康上の留意事項

冬期には特に大気汚染がひどいため、喘息のある子供には注意が必要。また森林地帯にはダニ(ドイツ名 ZECKEN)がいて、これにかまれると脳炎になるおそれがあるので、発生(4~9月)期には森の中や茂みには入らないようにしたほうがよい。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.158 (教急車) Tel.155 (外国人警察局) Svoradova Tel.11 Bratislava Tel. (07) 2087211 (滞在届、査証延長の手続きなど)

緊急時の言葉

「助けて!」=ポモーツ! 「泥棒」=ゾロジェイ 「警察」=ポリーツィア 「警察を呼んで!」=ザボレイテ ポリーツィア! 「日本大使館」=ヤポンスケー・ヴェルヴィスラネツトヴォ

在外公館アドレス

●兼轄公館

在チェコ大使館

KAN00010 チェコ【安全の基礎】 チェコ共和国 Czech Republic

出入国時の留意事項

●査証

目的を問わずチェコに入国するには査証が必要である。査証はチェコの在外公館ならどこでも取得可能ではあるが、目的・期間等条件を十分に説明して取得する必要があるため、あらかじめ在日チェコ大使館で事前に取得しておくことが望ましい。最近、30日以内の短期の観光査証の手続きは簡素化され、日本では2~3日以内に発給されている。また、プラハのRuzyne空港と車で入る2カ所の国境(ドイツ国境のRozvadovとオーストリア国境のHate)ではその場での査証取得も可能(写真2枚と1000コルナ相当の外貨の支払いが必要)であるが、滞在を5日程度に絞られる可能性もあり、国内での延長手続は面倒なので、事前に取得したほうがよい。なお、鉄道国境駅での取得は不可能。

留学など長期の滞在が予定されている場合には、その旨チェコ側からの受け入れを証する資料などを提出して相談すると、最大6カ月の数次査証をもらえることもあるが、短期査証で入国した場合には入国後特定の警察署で滞在許可証と長期の査証(6カ月ごとの更新)の両方を申請しなければならない。

なお、チェコとスロバキアは1993年1月に分離・独立したので、スロバキアに入国する ためには別途スロバキアの査証も取得しておかなければならなくなった。したがってチェ コを滞在の足場にしてスロバキアへ往復旅行をしようとする場合には、チェコの査証は申 請時に十分説明したうえ、2回出入国のできるものを取得しておくべき。

●出入国審査

査証取得時には旅券面のスタンプのほかに申請書として記入した3枚つづりのスリップを渡される。入国の際には旅券面に入国スタンプが押されてスリップを1枚取られ、もう1枚は滞在届用、残り1枚は出国まで持っていなければならない。また、査証の滞在許可の期間が切れていると、出国させてもらえないこともある。

最近,不法入国・不法滞在者の増加から,アジア人に対する出入国審査は厳しくなっている。損傷した旅券を使っていると偽造旅券と見られて留置されることもある。

●外貨申告

1991年から強制両替の制度は廃止され、外貨申告の義務もない。ただし、100コルナを超えるチェコの通貨の持ち込み・持ち出しには中央銀行の許可がいることとされている。なお、1993年前半からチェコ独自の紙幣・通貨に徐々に切り替わり、それまで通用していたチェコスロバキアの通貨は使えなくなるので要注意。

外貨からチェコ通貨への換金は、銀行・観光地の両替所・ホテルなどでかなり容易にできるようになった(手数料にはかなり差がある)が、出国の際、外貨を換金しようとするとかなり面倒である(外貨から換金した際の証明を提出しなければならない)。ちなみに、1米ドル=約28Kc(コルナ)、1Kc=約4円(1993年9月現在)。

●選闆

入国の際の1人当たりの持ち込み免税範囲は、ワイン2リットル、その他の酒類1リットル、香水50グラムまたはトアレ250ミリリットル、煙草は紙巻200本または50本ないし葉煙草250グラムまで、医薬品は個人の使用を目的としたもののみ、とされている。通常、自己申告制で、持ち込み・持ち出しの規制は身の回り品として常識の範囲であれば問われることはないが、通関はときに厳しく行われることもあり、高価な製品や貴金属類は入国時に課税されることもある。

なお、高価な美術品・骨董品の類は原則持ち出しが禁止されており、持ち出しには文化

省からの許可が必要(50年以上前のものおよび特定価格以上のものが対象)とされている。対象となるか否がは購入時に店で確認しておくこと。

滞在時の留意事項

●滞在届

2日以上宿泊する場合には、入国後48時間以内に外国人を扱う警察局に、前記の査証スリップに宿泊所で裏書をしてもらって届けなければならないことになっている。通常、ホテルが受け付けで代行してくれるが、個人宅やベンションなどに泊まった場合は自分でやらなければならない。

滞在を延長する場合には、査証の期限が切れないうちに、同じく警察局に行って延長許可を取らなければならない。いったん出国して再度査証を取るよう指示されることもある

3カ月以上の滞在が予定されている場合には、長期の滞在許可証を取得し携帯することが義務づけられているので、勤務先または留学先の組織を通じて手続きすることになる。

●旅行制限

特になし。ただし、いったん他国へ旅行して戻ってこようとする場合は(前述のとおり)再び査証が問題となるので注意。

●写真撮影の制限

軍事施設等は禁止。美術館の中も一般に禁止されている。教会などの中も禁止されているところが多い。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みは一切禁止されており、もし発見されると厳しく罰せられる。

●不法就労

正規の手続きによらない限り、就労は一切認められない。一般旅行者は最大限30日の滞在査証しか与えられないので、事実上就労はできない。

●その他特殊取締

麻薬のほか、特殊な工業希少物質なども密輸されており、東側からの車での入国者には 厳しくチェックが行われている。不審な物を持たされないよう注意しなければならない。 街では外貨のヤミ両替を持ちかけられることもあるが、ニセ札等をつかまされることが 多いので一切受け付けてはならない。知らずにニセ札を使っても厳しく取り調べを受ける

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

カトリック系の教会が多く、観光の名所にもなっている。敬けんな信者が礼拝している場合、見物にも礼を失しないよう配慮すること。

国民性は概して温和で暴力を嫌う。ただし不良外国人がかなり入ってきており、治安を悪化させているので、不当な扱いを受けないためにも端正な身なりを心がけたほうがよい。一般の商店などでは若干無愛想と感じられるのが普通。ドイツ語を話せる人は多いが、英語はあまり通じない。公共施設の窓口では親切を期待しないほうがよい。

安全のためのひとくちアドバイス

以前に比べ、治安はかなり悪化している。暴力事件は目立って多くはないが、殺人事件は日本の2倍以上。雰囲気のよくないところへは立ち入らないほうがよい。

旅行者として最も被害の多いのは、路面電車や地下鉄の中でのスリ、観光スポットやレ

ストラン、ホテルなどでの置き引きの類。特にプラハには以前からも窃盗常習者が多く住んでいるほか、急増した外国人観光客を狙って国際的なプロの窃盗団がきており、いまやヨーロッパでも有数の窃盗の多い街となった。日本人観光客は最も狙いやすいと見られており、日本人と分かるとつけてくることもある。集団行動をしていても油断は禁物。人込みの中では背負っているリュックのジッパーを開けられていたりする。数人で組んでの犯行が多く、からかうように気を引かれている呼ばノ手荷物を持ち去られたりする。変に外国人に近寄られていると思ったら逃げることも必要。現金は分けて持ち歩くこと。また旅券も偽造グループに流されるため盗難の対象となっている。

国際線の列車 (特に夜行) での荷物の盗難も後を絶たない。同行者がいても安心は禁物 。貴重品は身に着けておくよう心がけること。また駅のコインロッカーはまず信用しない ほうがよい。合鍵がつくられていたり、番号錠であっても合わせるところを見られている ことがある。

ホテルはかなりの数ができてきたが、信頼できるホテルは西欧並みの値段が多いため、 安価な個人ペンションが流行っている。しかしトラブルや事故も時々起きており、信用の あるホテルや信頼できる知人の紹介によるペンションを選んだほうがよい。

健康上の留意事項

冬期には特に大気汚染がひどいため、喘息のある子供には注意が必要。また森林地帯にはダニ(ドイツ名 ZECKEN、チェコ名 KLSTE)がいて、これにかまれると脳炎になるおそれがあるので、発生期(4~9月)には森の中や茂みには入らないようにしたほうがよい。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.158 (牧急車) Tel.155 (外囯人警察局) プラハ3区 Olsanska 2 Tel.33541826 (滞在届,査証延長の手続きなど)

緊急時の言葉

「助けて!」=ポモツ! 「泥棒」=ゾロジェイ 「警察」=ポリツィエ 「警察を呼んで!」=ザボレイテ ポリツィエ! 「日本大使館」=ヤポンスケー・ヴェルヴィスラネツトヴィー

在外公館アドレス

●大使館

在チェコ大使館

Embassy of Japan, Maltezske namesti 6, 11801 Prahal-Mala Strana, Czech Republic

Tel.24510753

 チェコ 防犯の手引き」

 安全マニュアル

 ~安全な在外生活を送るために~

 1995年1月

 在チェッコ日本国大使館

1. はじめに	1
2. 防犯····································	1 2 2
3. 交通事故····································	4 4 5 6
4 . 医療···································	7
5 . その他····································	
6. 緊急事態に際しての心得12)
7. 在留届の提出13	}
1 74.7* 14.7	

1. はじめに

わが国の国際化の進展による海外邦人の増大に伴って、海外で邦人が事件、事故に巻き 込まれる事例が増大しており、海外における邦人の安全対策の問題が重要となっています

当国におきましても、いわゆる「ビロード革命」以降、当国を訪れる邦人観光客の数は1993年で19,334人となり、在留邦人数も約270名(チェッコのみ)になっています。この結果、当大使館に邦人が種々援護を求めてくる事案も増加しています。

このため邦人の皆様に事故を未然に防ぎ、安全な在外生活を送っていただくためにこの 度、「安全マニュアル」を作成しました。

本マニュアルでは、防犯、交通事故、医療、緊急避難について留意点と対策を示しました。当国に長く滞在している方にとってはごく当然の事で目新しい点はないかも知れませんが、新たに赴任される方あるいは旅行者の方にとっては少しなりともお役に立つのではないかと思いますので御活用いただければ幸いです。

2. 防犯

中東欧諸国の治安は良いと言うのは古い話となり、当国を始め最近の治安状況は残念ながら西欧諸国の水準に近付いていると思われます。

1993年の統計によりますと、当国の犯罪の増加率は、前年比で113%以上、具体的には殺人が約141%、窃盗・強盗が約119%、婦女暴行もかなり増加しています。また麻薬関係も相当増加しその取締りも厳しくなっています。

こうした犯罪の増加の原因としては、第1に当国の政治社会体制が一転し、拝金主義的な風潮など若干の社会的混乱が生じていること、第2に当国警察の権威が低下していること、第3に警察の人手不足などが指摘されます。

金銭狙いの犯罪は特に旅行者、居住外国人、成功しつつある当国人を対象に増加しているようですし、これらの犯罪の解決率は我が国と比べて相当低く、さらに犯人が逮捕されても盗品が返還されるのは極めてまれであるのが現状です。

以下犯罪の類型別に説明します。いずれも犯人が外国人の場合も少なくないことに留意して下さい。

(1) 強盗・傷害事件

ここ数年幸いにも邦人が強盗・傷害事件に遭遇した事例はあまり報告されていませんが、今年(1994年)、レトナーの公園を歩いていた邦人旅行者が、2人の男にナイフで脅されハンドバッグのひもを切られハンドバックを奪われるという事件がありました。また、数年前にはプラハ中央駅構内でスキンヘッドにからまれ殴られたり、夜間、繁華街で現地人から親切そうに声を掛けられ、一緒に酒を飲みながら歩いているうちに薬物を飲まされ意識不明になったり、列車の中でトイレから出てきた途端にグループに囲まれて殴る蹴るの暴行を受けた事件がありました。

対策としては次の方法が考えられます。

- ・人気のないところや夜間の一人歩きは危険ですので、できるだけ避け、特に日本人はお 金をたくさん所持していると思われており、チャンスを狙って付け回されることもありま すので、常時不審な人物がいないかどうか周囲に気を配る必要があります。
- ・スキンヘッド等たむろしているところの通行は避け、雰囲気の悪い場所と感じたら素早くその場を離れる。
- ・繁華街、特にレストラン、バーなどで親しそうに近づいてくるものには、男女を問わず、睡眠薬を入れた飲み物を飲ませ、意識不明にさせ、財布を盗もうとするものもいます。 親しそうに話しかけてくる人物には充分注意すると共に、一緒に飲み物を飲むことを勧められても避けるほうが無難です。

(2) 家宅侵入

在留邦人の被害事案も報告されています。これには施錠の忘れや、入口扉の小さなガラスの部分を壊し施錠を解除して侵入したもの、塀などが一種の隠れ蓑となり外部からの見通しが悪く誰にも発見されないで侵入されているケースなどがあります。

犯人は、犯行を行うに際し事前に下見を行いその家庭の外出傾向をチェックしていることが多いと言われています。犯人は発見された場合、逃走するタイプと居直り強盗に変じるタイプとがあり、特に後者の場合は危険なタイプであり、犯人が家屋にいる場合は、直接遭遇しないようにすることが身を守る道です。

主な対策は次の通りです。

- ・住居を決める際は、念入りに施錠、入口扉、窓等をチェックし、必要に応じ鉄格子や防犯センサーを設置する。特に入口扉にガラスがはめてあるものは鉄格子の補強が必要。
- ・不審な者が家の周囲をうろうろしている場合は、特に注意すると共に、場合によっては 警察に通報する。
- ・長期に家を留守にする場合は、メイド(及び隣近所)に留守を頼んだ上、一部部屋の雷

灯をつけておくこと。

- ・自宅には多額の現金、貴重品等はなるべく置かないこと。
- ・万が一被害にあった場合を考え、貴重品に保険をかけておくこと。また、警察への届上、商品番号を控えておくとよい。
- ・見知らぬ者は容易に敷地、家庭内に入れないこと、門扉は家人在宅時でも施錠しておくこと。
- ・番犬として犬を飼うのも一つの方法。

(3) スリ、置引き等

市内観光名所、デパート、繁華街等人の多く集まる場所で観光シーズンには極めて頻発しています。盗難旅券は高価で売買されるため、金銭だけでなく旅券を狙った犯行も増えています。主に4~5人のグループによるもので、手口は次の通りです。

イ・ホテル、レストラン、空港、観光地等で荷物を手から放し、何か話しかけられ目を離したスキに置引きされる。

- ロ. デパート、土産物店等で品物を見ることに集中しているとき、または支払いで並んでいるときにすられてしまう。
- ハ. 電車やトラムに乗るとき、前を立ちふさがれ、後ろから押されている間にハンドバッグやショルダーバッグの中から財布などをすられてしまう。
- ニ・ホテルのルームサービスを装って入室し客の隙をみて貴重品等を物色する。
- ホ. バッグを背負っていて、いつの間にかチャックを開けられ中から財布、旅券等の入ったバッグを抜き取られる。

主な対策としては次のような方法が考えられます。

- ・できるだけ荷物を手から放すことは避け、やむを得ず床に置く場合は両足の間に挟むなどの防衛が必要で、自分が座っている横に荷物を置く場合でも手を添えて置くなど一瞬なりとも目を離さない。
- ・混雑しているところではハンドバッグは両手で胸に抱くように持つ。
- ・人前でおおっぴらに財布を出したり、現金を数えたりしない。
- ・不必要な現金、貴重品はもち歩かない。
- ・他人から話し掛けられた時は、まず自分の手荷物が確保されているか否かを注意するよう習慣づける。

特に旅券の盗難は、すぐには再発給が出来ないので、取り扱いには十分気をつける必要があり、防止策としては次の方法が考えられます。

- ・旅券と現金は、別々の所に保管する。
- ・旅券は、ホテルのセイフティボックスや事務所の金庫に保管し外出の際は、同旅券のコピーをもち歩く。
- ・持ち歩く場合は、袋に入れ首から下げて洋服内にしまうなど肌身から離さない。

(4) 車の防犯

車のエンブレム、車輪のホイルカバー、更には車内のカーステレオセットを盗まれたり、タイヤの空気を抜かれる等車へのイタズラや、被害にあった邦人の方も多いと思われます。

これらの対策としては次の方法が考えられます。

- ・夜間は必ず車庫に駐車する(従って、住居は車庫付きを借りる)。敷地内に駐車場がない場合は、明るい街灯の下に駐車する。
- ・カーステレオは表の部分にカバーが出来て外側から見えないものや操作部分が着脱できるものをセットしたほうが安全。
- ・車内には貴重品を置かず、必要があればダッシュボードやトランクに入れ外から見えな

い鍵の掛かる場所に収納する。

・他人の迷惑になる駐車をするとイヤガラセとして、タイヤの空気を抜かれたりすることがあるので、他人の迷惑となる駐車はしない。

3.交通事故

当国では車の交通量が革命後急速に増えてきており、外国人を含め1993年の1年間に総計で約15万件余の交通事故が発生し、約1400人が死亡しています。その主な事故原因は、スピードの出し過ぎ、運転ミス、優先非優先の無視等であると言われています。

当国に長期に滞在している邦人の間で、在任中に何らかの形で事故に遭遇した方も少なくないと思われます。特に当地では冬期に道路が凍結することが多いこと、石畳の道路が多いこと、視界の悪い道が多いこと、市電軌道と一般道路が一緒になっていること、信号機が少ないこと等からスリップ事故や接触事故の被害にあう方が多い傾向にあります。

交通事故に遭遇しないための安全運転上の留意点及び万が一事故に遭遇した場合の処置 事項は、次の通りです。

(1) 必須携帯品

- イ、免許証、車検証、保険関係書類、身分証明書。
- ロ、事故表示三角板、スペアタイヤ、ジャッカ、スペア雷球、ヒューズ、救急箱等

(2) 注意すべき交通規制

- イ、日本と違い右側車線、右方車優先であること。
- ロ. 制限速度は指定がない場合、一般に市内60km/h、市街一般道路80km/h、高速道路110km/h。
- ハ、信号のない交差点での標識
- ニ、路面電車の信号標識
- ホ・特に指定のない限り、路面電車は自動車に対して優先。また、安全地帯のない停留所 に路面電車が止まったら、乗客の乗り降りが絶対優先で、その間車は路面電車の右側を通 行してはならない。

(3) 運転上の注意事項

- イ、信号が黄色に変わった時点で発進してくる車両が多いので、交差点への黄色から赤色に変わる瞬間の進入は危険である。
- ロ. 石畳や路面電車が敷設されている道路では、特に雨天時スリップしやすいので、急発 進、急ハンドル、急ブレーキをしない。
- ハ. 道路工事現場に夜間、場所を示すためのランプが設置されていない場合が多いので 、特に街灯のない道路の場合、前方をよく注意して走行すること。
- 二. 信号のない交差点で事故が発生した場合、非優先道路を走行していた車両の一方的過失とされることが多いので、特に優先道路、非優先道路の標識には充分留意する。
- 但し、優先道路を走っていても、他方からの進入標識が一時停止でないことが多いので、他方からの進入車両にも充分注意する必要がある。
- ホ。路面電車と自動車の信号表示が明確でない個所が多く、路面電車と自動車との接触事 故も多く発生している。特に路面電車のウィンカーには充分注意し、常に路面電車優先と 考えるくらいの運転に心掛ける。 従前
- 1) 電車の右折に気付かず自動車が直進して接触したケース
- 2) 一般道路内に電車線路が敷設され、急に道路の幅が狭まったので接触したケース
- 3) 左折時、前方からの路面電車や自動車に気を取られるあまり、後方からの電車に気付かず接触したケースなどがある。
- へ。 高速道路上でも、 工事標識が直前にならないと掲示していない場合が多いので前方注 意と特にスピードの出し過ぎには注意する。
- ト、道路の穴が何の注意の標識なしに放置されていたり、トラックの積荷から落ちたもの

が長く放置されていることもあるので注意する。

- チ. 高速道路でも整備水準はまだ西側ほどではなく、水はけが悪いと言ったこともあり、 雨天時の高速道路ではいわゆる「ハイドロ・プレイニング現象」が生じることが多い。大 事故につながる恐れがあるので、特にスピードをセーブするとともにポンピングブレーキ を心掛ける。
- リ. 車間距離を保たずピッタリくっついて走る車を見かけるが、追突事故に巻き込まれる 可能性があるので、その場合は速やかにパスさせること。

(4) 冬期の運転上の留意点

- イ.エンジン始動時の要領(下記1)~4)の順に従って操作)
- 1) エンジンキーを差し込み電源を入れる。
- 2) クラッチペダルを2~3回ゆっくり深く踏み込む。
- 3) アクセルペダルを2~3回半分くらいまで踏む。
- 4) 1) ~3) の操作終了の後2~3秒後に軽くアクセルを踏みエンジンキーを同時に始動する。

特にマイナス10度以下になると上記の傾で行うとエンジンが始動しやすい。

- ロ. 出発する5分位前からエンジンをかけておく。冬期間はクラッチやギャオイル等が、 固くなりやすいので、エンジンの負担を軽くし、運転操作を円滑にするためである。
- ハ・急発進、急ブレーキ、急ハンドルはスリップ事故の原因であるので要注意。
- ニ. 冬道はエンジンプレーキとポンピングブレーキを併用。
- ホ、後部トランク内に夏タイヤ2本位(または同重量の砂など)を積載すると良い。スリップやケツ振り防止に有効。また登り坂も割合スムーズに登ることが可能となる。
- へ. タイヤの空気圧は夏期間より少なめにすると良い。接地面が広がり、ブレーキも割合ききやすく、また始動時の横滑りも少なくなる。
- ト. 特にアイスバーンや石畳上の走行はアクセルを強く踏まぬこと。なるべく早目に軽いギャー(ロー・セカンド→サード→トップ)に入れる。アイスバーンではセカンド発進が効果的なこともある。
- チ. 冬の期間は市内では50キロ以上のスピードは出さないこと。また車間距離を、夏の倍以上保つ。アイスバーンになったら30キロ以上は出せないと思った方がよい。
- リ、屋外に駐車する場合にはサイドブレーキを引かず、ローギャーに入れておく。

(5) 事故発生時の措置

- イ・当国の交通警察が来るまで、事故車両はたとえ、道路中央でも移動しない。
- ロ・相手車両のナンバーをメモする。また、氏名、職業、連絡先を尋ねておく。
- ハ. 相手が過失を認めないことが多いので、目撃車の身元を確認し、目撃内容を供述して もらえるようにしておく。
- 二. 警察 (tel、158または2366464) に電話する。
- ホ. 人身事故に関しては、救急車 (tel、155または373333) を要請すること。

4. 医療

当地に長期に滞在する邦人、特に子供と一緒に滞在している邦人家族にとって医療対策は重要な問題の1つだと思われます。また日本語での相談ができないことや一部の方を除いて定期的に健康診断を受ける機会がないことなどから不安を感じている方もいると思われます。

外務省では在留邦人医療対策の一環として1989年から1年間に1回、10月頃当国に内科、小児科などの日本人専門医師を巡回させて日本語による健康相談を実施していますので、ご利用なさることをお勧めします。

以下は、当地での健康と医療に関する留意点です。

(1) 日常生活での留意点

当地は冬が長く年間を通じて日光が十分でないので夏期における日光浴と冬の間の外出と運動に心掛ける必要があります。

また水は硬水で、場所にもよりますがあまり良質ではないので、飲料する場合は一度フィルターを通し、沸騰させたものを冷やして飲むか、またはミネラルウォーターを用い、特に乳幼児の授乳にはミネラルウォーターを利用することをお勧めします。

更に後で詳述しますが、当地にはツェッケンというダニが媒介して脳炎に掛ることがあるので、あらかじめ予防接種を受けておくことが望ましいと思われます。

なお次のような常備薬及び救急用品を取り揃えて置くと便利と思われます。

抗生物質、かぜ薬、小児用薬、消毒薬、胃腸薬、便秘薬、湿布薬、頭痛薬、傷薬、目薬 、ビタミン剤、バンドエイド、ガーゼ等

(2) 当国の医療事情

当国の医療施設は一応整っており、特定の分野ではかなり高度な医療水準に達している と思われます。しかし大きな手術や難病の場合にはウィーン等の西側の医療機関を利用する方が安心でしょう。

当地プラハ市においては、外国人用の病院として、Na Homolce があり、英語等による受診が可能です。

イ、Na Homolce

住所 Roentgenova ul. Praha 5-Motol 電話 (成人用 7:30-16:00) 5292-2146 (小児用 7:30-16:00) 5292-2025 (成人用 土、日曜日、祭日及び夜間) 5292-2191 (小児用 土、日曜日、祭日及び夜間) 5292-2043 外国人専用緊急電話 (24時間体制) 526040

ロ. また、当地には英語による24時間体制の医療援助サービスとして、看護婦などで組織された Health Care Unlimited と言う会社があります。この会社は病院、医者とのネットワークをもち西側で実習し英語を話す内科、婦人科、小児科、歯科等の医者を紹介したり、医者・患者との通訳、緊急輸送サービスなど色々なサービスを行う会社です。

このサービスを受けるには会員になることが必要で、会費は10人までが月額4,500コルナ、1人追加ごとに月額450コルナの会費が必要です。勿論、この経費の外にサービスを受ければ別途経費が掛り、病院等の経費も掛ってきますが特殊語圏の国においては何らかの役にたつ組織だと思われますので、ご参考までにご紹介します。

住所等は次の通りです。

Health Care Unlimited s.r.o. Hospital Na Homolce, Room 120 Roentgenova 2, Praha 5 Tel/Fax 5292-2015

ハ. ウィーンの病院については、在オーストリア日本国大使館の医務官を通じ、入院等側面的援助も可能ですので、その際には当館へご連絡下さい。但し、オーストリアは極めて 医療費が高いので、医療保険の加入をお勧めします。

出産については欧米出身の夫人で当国の医療設備への不安感から本国又は西側の医療機関で出産する場合もありますが、在留邦人の夫人で当地の病院で出産した例もあります。

但し、当地で出産する場合は、病院や医師の間に技術格差がかなりあると思われますので、いわゆる名医といわれる医師に診断してもらうことが必要だと思われます。更に以前の出産において妊娠中毒、流産につながる出血などの症状を経験した夫人については、西側の医療機関で行った方が安全であると思われます。

歯の治療については当地では日本のような技術的に高い水準のものは望めないことにご留意して下さい。

(3) ツェッケン (独語 Schildzecken 英語 Tick チェッコ語 Kliste)

イ、ツェッケンと初夏脳炎

ツェッケンとは森林の樹木や繁みにいるダニで、大きさ1~4ミリの薄茶色の虫で人間 の頭部、手足などに付着し血を吸います(血を吸うと1センチ大となります)。

ウィルスに感染しているダニに噛まれた場合、その唾液からウィルスが人に伝染します。ウィルスを持っているツェッケンは200匹に1匹の割合で、そのツェッケンに噛まれた場合でも発病するのは3~5人に一人です。

しかし発病した場合、初夏脳炎という日本脳炎に似た症状に冒されます。即ち2日から28日の潜伏期の後、38度を超える発熱、頭痛、腰背部痛などがあり、一旦解熱しますが一部は発熱解熱を繰り返した後、意識障害、麻痺などの症状が現れます。またその死亡率は約2%程度です。

口。予防接種

お子様のいらっしゃる方、アウトドアライフの好きな方は予防接種を受けておくことを お勧めします。

接種は早春即ち2月~3月にかけて行います。接種は3回必要ですが、とりあえず1回の注射後4日たてば90%の予防効果があるとのことです。2回注射すればほぼ100%予防効果がありますが、1年で免疫機能が低下するため3回目が必要になります。3回目がすめば3年間有効。

また1回目と2回目の間に約1~3ヶ月、2回目と3回目の間に約9~12ヶ月の期間を入れなくてはなりません。

当国でも予防接種は受けられます。またウィーンの施設でも可能です。なお1才以下の小児については発熱等の副作用もありうるとのことですので、体調、体質について医師との相談が必要です。

予防接種を受けられる施設は次の通りです。

1) プラハでの予防接種

Na Homolce

住所 Roentgenova ul. Praha 5-Motol

- 2) ウィーンでの予防接種
- a. 各区保健所 (火・金、8~10時)

例えば日本大使館に近い4区のBezirksgesundheitsamt (Favoritenstr18, 1040 Wien Tel 5054734) で予約なしで接種を受けられる。料金は190シリング。

b. Rudolfiner Haus

1年を通じて接種が可能ですが予約が必要です。各個人が薬局でワクチンを購入(約160シリング)して持っていって接種してもらう。料金は約80シリング。

住所 Billrothstrasse 78.1190 Wien

Tel 476060

c. Virologisches Institut (3階の右側の部屋)

住所 Kinderspitalgasse 15, 1090 Wien

Tel 404900

(月~金、14~17時、木曜日は17~18時、料金は2回分で約400シリング)

ハ. 対応策

特に予防接種を受けていない人は、次の注意が肝要と思われます。

- 1) 林の中や木の下へ行くことは極力避けること、草むら等でも噛まれた例があり、決して素足で踏み入れないこと。
- 2) 上記の場所に入る必要がある場合は帽子、長袖のシャツ、スラックス、靴下等を着用し肌の露出を最小限にすること。
- 3) 帰宅したらすぐに裸になって、噛まれていないか全身をくまなくチェックすること。 運悪く噛まれた場合の措置は次の通りです。
- 1) あわてて引っ張るとツェッケンの頭がちぎれ皮膚内に残り、肉芽腫(硬結)になります。爪で円形にヒネルように回しながらとってください。その場にオイルやワセリン、アルコールなどがあれば取りやすくなります。
- 2) 予防接種をしていない場合、または1回目の接種から4日以内に噛まれたときは、免疫グロブリンの注射が必要です。1回目の予防接種から5日以降、あるいは2回目の予防接種を済ませている人は直ちに予防接種の追加をします。 予防接種を3回済ませている人はほぼ100%大丈夫です。

5. その他

(1) ガス中毒事件

1991年に邦人学生がプラハ市内でガス中毒事故によって死亡しましたが、捜査当局の 調べの結果、原因は煙突の構造上の欠陥であることが判明しました。また、92年中には整 備不良のまま営業していたホテルで、日本人観光客がガス中毒に遭い入院、危うく大事を のがれたこともあります。

(旅行者の方へ)

宿泊場所は信頼のおける営業をしているか否かに十分注意して選択して下さい。(居住される方へ)

日本人は特に入浴を好む傾向があり、ガスボイラーをよく使用しますが、特にガスボイラーが浴室内に設置されている場合、換気口がきちんと機能しているか、煙突がススなどでつまっていないか、また、構造上の欠陥はないか、ガスボイラーか古くなりすぎていないかなどの点について、入居前に、入居後も随時チェックなさることをお勧めします。

(2) 詐欺事件

今年(1994年)の後半には、主に邦人を対象にしたと思われる詐欺事件がありました。 被害者に話を聞きますと、非常に巧妙な手口で、わざわざ大使館へ電話を入れるなど相手 を信用させたうえ、緊急に査証料が必要だと言って寸借詐欺を働く事件が発生しました。 当地警察に通報はしてありますが犯人は捕まっていません。

一般に日本人は、相手を疑うのが下手で、見知らぬ相手の言うことでも従っていまうという傾向がありますが、上記のケースはこれをよく見抜いた典型的な事件と思われますので、安易に人を信じないよう、ましてや初対面の人にお金を貸すなどすべきではないでしょう。金銭の借用を申し込まれたらきっぱりと断るか無視するなど相手の話に乗らないことが大切です。

(3) 緊急時等の電話番号

イ. 警察 158

口. 消防 150

ハ. 救急車 155

二. 日本大使館 2451-0753

Maltezske nam, 6 Praha-1

木. 電話番号案内 市内 120

市外 121

外国 0149

(4) 緊急時の言葉

イ. 泥棒 ツロジュイ

ロ.助けて ポモーツ

ハ. 警察 ポリツィア

ニ・火事 ホジー

ホ. 救急車 アンプランツェ・サニトカ

へ. 日本大使館 ヤポンスケー・ヴェルヴィスラネツトヴィー

6.緊急事態に際しての心得

当国は革命後、政治、経済が安定し、騒擾など大規模な社会不安も今のとこ見られません。従って、緊急事態発生(内乱、戦争、クーデター、大災害等)の要素は今のところありませんが、万一に備え緊急時の対処につき常日頃より心掛けておく必要があります。そこで、緊急事態が発生した場合には大使館としては以下の要領で対処したいと思います。皆様のご協力が一番大切ですので、ご周知了解をお願いします。

- (1) 緊急事態が発生する恐れがある場合には、大使館は日本人会とも緊密に連絡を取りつつ、情報の収集と的確な状況判断に努め、その他取るべき対策等を連絡網を通じて在留邦人へ通報します。在留邦人の方も邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ、テレビ、外国放送等を聴取し、できるだけ正確な情報の把握に努めて下さい。
- (2) 緊急事態の緊迫化に伴い、大使館は日本人会とも協議し、避難勧告を出しますが、その際にはこれに従ってなるべく早く避難または引揚げを実施するようお願いします。また、避難勧告が出る前にも商業機の定期便が運航している間に緊急用務のない在留邦人は、日本への引揚げ、または安全な近隣諸国への避難をお進めします。引揚げる場合には、必ず大使館へ御一報下さい。
- (3) 緊急事態発生時の避難場所は、大使館、大使公邸としますので、大使館より連絡があった場合、または身に危険を感じる場合には上記場所に避難して下さい。(その際には、各自備蓄物資を持参下さい。)
- (4) 平時より旅券、航空券、外貨、物資の備蓄、自動車の整備などに心掛けることが重要です。自分の身柄の安全確保には、すぐに行動できるよう心掛けておいて下さい。
- (5) 緊急事態発生の際の退避手段については、当国の場合、航空機、鉄道、自動車により安全な隣国(オーストリア、独)への避難が先ず想定されます。緊急事態が発生した場合の状況により、個々のケースによりどれが最も安全かつ迅速な方法かを検討し、実施することにします。

7. 在留届の届出

外国に3ヶ月以上滞在する日本人は、旅券法第16条によって、日本大使館または総領事館に「在留届」を提出するよう義務づけられています。

当大使館におきましては、提出されました在留届に基づいて、当地における日本政府の行政サービスや、邦人が事故、事件等に遭遇された場合に、ご家族や関係者への連絡等が迅速に処理できますので、在留届の提出につき皆様のご協力をお願いします。

在留届の用紙は大使館にありますので、直接おいでいただくか、郵便で用紙を入手し郵送で届け出ることもできますので、詳細については大使館領事部までご照会下さい。

KAN00010 デンマーク【安全の基礎】 デンマーク王国 Kingdom of Denmark

出入国時の留意事項

●査証

デンマークは日本と査証免除取極を結んでいるので、3カ月以内であれば営利行為等に 従事しない限り査証は不要。ただし、駐在、留学など長期滞在が予想される場合は、事前 に在日デンマーク大使館に査証発給申請を行う必要がある。なお、在留許可の取得、在留 延長手続は外国人管理局へ申請して行う(外国人管理局 Tel.35361333)。

●出入国審査

入国審査は, 旅券に入国スタンプを押す程度で特別な事務手続はない。また, 出国審査も特になく, 搭乗券のチェックを受ける程度。

●外貨申告

1988年10月1日から,デンマークおよび他国の法定通貨も旅行者は原則として自由に無制限に持ち出し,持ち込みが可能になっている。

●通関

出入国の際、空港などで外国人の携行荷物の内容を検査することになっているが、伝統的に出入国は自由であり、税関検査も比較的簡単。ただし、出国の際にはハイジャック防止など治安上の観点から手荷物は厳重にチェックされる。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上の長期滞在者は、滞在している地区のコミューン(地方自治体)に外国人登録を行わなければならない。

●旅行制限

制限はないが、軍事施設など立ち入り禁止区域には、その旨表示してあるので、立ち入らないこと。

●写真撮影の制限

軍事施設などの特定地以外には、特に写真撮影が禁止されているところはない。しかし ,大使館施設等を撮影していて,不審者として警察官に連行されたケースもあるので,時 と場所を十分考慮して行動すること。

なお、博物館の内部等の撮影には、許可を必要とする場合もあるので、事前に確認すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

販売,製造,輸入,輸出等の罪は6年以下の懲役。ただし,加重すべき事情がある場合は10年以下の懲役。これらの麻薬犯罪は増加の一途をたどっており,当局では捜査員の増強,麻薬専用警察犬の導入等により取り締まりを強化している。特に中近東,東南アジアから麻薬が持ち込まれるケースが多く,同方面から入国する旅行者は抜き打ちに荷物検査を受けることがある。

●不法就労

デンマークでは労働許可なしで働くことも、仕事を探すことも禁じられており、就労する目的の人は、自国のデンマーク大使館に申請して、労働許可を到着前に取得しなければならない。現在デンマークでは失業率が高いため、外国人の就業は非常に困難で、不法就労者に対する取り締まりも強化されており、摘発された場合は即刻国外退去を命じられる

●治安維持

治安維持関係の取り締まりは特になし。

●その他特殊取締

飲酒運転の取り締まりは、日本に比べ寛大ではあるが、年々厳しくなっており、血液中のアルコール度により罰金、免許停止、拘留等の刑罰が科せられる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の98%が、国教であるルーテル福音派に属し、平等意識が国民の生活のなかに浸透している。服装等についても自由で格式張らないことから、外国人にとって非常に住みやすい国と言える。社交上、北欧共通の「スコール」(乾杯を何度も繰り返す)の習慣がある。これは、目と目を合わせて同時に「スコール」と叫んでグラスを口にするだけであるが、食卓のエチケットになっている。ディナーに招待される最初の訪問の際には、花束などを持参する習慣がある。

安全のためのひとくちアドバイス

治安状況はいわゆる暴力団の存在もなく,一般的に良好と言えるが,近年とみに増加している失業者(特に若年失業者)の生活の退廃から,アルコール中毒,麻薬の乱用に絡んだ犯罪が増加しつつある。

観光シーズンには中南米、南欧および中近東からプロの窃盗グループが入り込み、空港、駅、ホテル等で旅行者が盗難の被害にあうケースが多いので、油断は禁物である。特に、多額の現金を持ち歩く傾向にある日本人旅行者を狙った盗難が多発しており、多額の現金はなるべく持ち歩かない、アタッシェケース等の携帯品は不用意に身体から離さない、宝石は必要以上に身に着けないなどの注意が必要。

コペンハーゲン市内のクリスチャニア地区は、かつて若者の間で「自由都市」などと言われ注目されていたが、最近では、麻薬問題、殺人事件の発生など治安が悪化しているので、近づかないほうが無難である。

健康上の留意事項

特別に注意しなければならない風土病はないが、日照時間が極端に短い冬が長いため、 日光の不足からビタミンが不足がちとなり、疲れやすくなることがある。そのため、人々 は普段から野菜類を取ることに気を配ったり、総合ビタミン剤を服用している。

また医療体制は完備しており、医師・看護婦とも良心的で親切であり、特に問題はないが、一部家庭用医薬品を除き、医薬分業で医師の処方箋がないと薬は買えない。また、処方箋がなくても買える薬も日本人の体質に合わない場合もあるので、風邪薬、頭痛薬、胃腸薬等の家庭用常備薬は、ある程度持参したほうが便利である。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.112 (警察, 消防, 救急サービス共通)

公衆電話からの通報は無料

(病院) Tel.33936300, 33120041 (生命に危険ある場合等緊急時にはTel.112) コペンハーゲン市内の教急医は,24時間サービス。

緊急時の言葉

「助けて」=イェルプ 「警察」=ポリチ 「泥棒」=チュウ 「パトカー」=パトロリエ・ヴォウン 「救急車」=アンボランセ 「警察を呼んでくれ」=ティルカル・ポリチ

在外公館アドレス

●大使館

在デンマーク大使館

Embassy of Japan, Pilestraede 61, 1112 Copenhagen K., Denmark Tel.33-11-33-44 33-11-30-40 (執務時間外)

KAN00010 ドイツ【安全の基礎】 ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany

出入国時の留意事項

●査証

ドイツにおける査証は「滞在許可」(Aufenthalserlaubnis)(以下、滞在許可という)である。

(1) 滞在許可の取得

ア.3カ月以内の観光,知人訪問等営利目的(就労等報酬を得る行為)以外の短期滞在は不要である(日独査証免除)。

イ.営利目的または3カ月以上の滞在は、日本での取得が必要である。 (注意)

滞在許可を所持せずに入国したのち、3カ月以上の滞在の必要が生じた等の理由でドイツ国内で滞在許可を申請しても、まず認められず、1~2週間の猶予期間付きで国外退去勧告措置を受ける場合がある。

また、ドイツ近隣国での滞在許可申請も認められない。

ウ.滞在許可取得に要する期間は、滞在目的等により異なるが、通常1~3カ月。なお、 駐在等で長期滞在する場合は赴任地の労働局から労働許可(Arbeitserlaubnis)取得が 必要となるので、滞在許可取得に約4カ月を要した例もある。

したがって、相当時間的余裕をみた申請が必要である。

エ.提出書類はドイツ大使館(東京)または総領事館(神戸)に照会,確認するとともに ,留学先等滞在予定先からの情報入手が重要となる。

(2) 滞在許可の延長

滞在許可は期限(当初の入国時は通常3カ月)を付して付与されるので,入国後これを 延長する必要がある。

ア.延長申請は居住地を管轄する外国人局 (Auslanderamt) で行う。

イ.申請時には、ドイツ入国後の健康診断証、住民登録証、職業証明証等の提出が求められる。

ウ.延長される滞在許可も通常期限が付される。

エ.なお、滞在許可延長申請に際して、各地の外国人局ごと、その対応ぶり等に少なからず差異が見受けられ、場所によっては許可取得に相当期間を要する場合もあるので、管轄外国人局への事前の問い合わせあるいは日本人会等からの申請要領についての情報入手に努めたほうがよい。

(3) 滞在許可(目的)の変更

ア.たとえば、留学目的の滞在許可で滞在し、その後営利目的に滞在目的を変更することは認められていない。

イ.ただし、語学留学目的 (語学学校入学等) から留学目的 (大学への入学等) 等のよう に、報酬を得ることのない活動の間で、しかも両者の活動目的に連続性がある場合は、必要書類 (大学仮入学許可等) が整っていれば、滞在目的の変更が認められる場合がある。 なお、このような場合も、日本における申請の時点で、単に「語学学習目的」の申請ではなく、「その後大学等へ進学予定」を明確にしておくほうが、その後の滞在目的変更申請に際し、スムーズに許可が得られる。

●出入国審査

ドイツでは、出入国審査時に日本人の場合には入国印が押印されない。これを悪用して 、当初から3カ月以上の滞在が予定されているにもかかわらず、滞在許可無所持で訪独し ,出入国を繰り返して違法滞在となる者が多くみられる。何らかの違法滞在(たとえば、 不法就労等)が問題となる場合は、外国人法令により、滞在許可を所持せずに滞在可能な 3カ月はすでに超過していると見なされるので注意すること。なお、滞在許可を取得せず に3カ月以上滞在した者がいったん出国して再入国しようとしたが、入国を拒否された例 がある。滞在許可が必要との規定を知らなかったなどの申し立ては認められない。

繰り返しになるが、3カ月を超える滞在の場合は、観光、知人・家族訪問、ドイツ語学習、大学入学等が目的の人も、必ず入国前に滞在許可を取得すること。

(必要書類)

渡航目的に従って、具体的に必要となる書類を事前にドイツ側受け入れ先に確認し、日本で入手・作成可能な書類は準備しておくこと。たとえば医学研究の場合、短期研究滞在であっても医療行為の一時的遂行のためには、警察証明書(海外からの申請には約2ヵ月を要する)および医師国家試験合格証明書(ドイツではドイツ語訳が必須)を用意する必要がある。

●通関

税関検査は原則自由申告制。

免税の範囲は、煙草200本または細巻葉巻100本、葉巻50本、パイプ用煙草250グラムのいずれか、アルコール飲料1リットル (22%超) または2リットル (22%以下) 、ワインは2本、香水50グラム。紅茶100グラム、コーヒー豆500グラム、インスタントコーヒー200グラムで。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在許可を事前に取得してドイツに入国した場合は、入国後遅滞なく居住地を管轄する外国人局に届け出ること。また3カ月以上滞在する者は、住所が決まりしだいその地区の住民登録局所で住民登録を行うこと。

●旅行制限

旅行制限地区はない。

●写真撮影の制限

通常自由であるが、軍事施設の写真撮影は禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬は社会問題となっており、取り締まりは厳重。しかも、摘発された場合には処罰は 重く、入国審査でコカインの不法持ち込みが発見され、懲役4年の実刑判決を下されたケースや、日本へ強制送還されたケースがある。

また,入国時に税関でたまたま荷物検査をされた際,バッグに入れていた日本製の風邪 薬がコカインと酷似しているとして,採尿検査をされた例もある。

●不法就労

就職、自営業等営利活動を意図している人は、入国前に在日ドイツ大使館または神戸のドイツ総領事館で滞在許可と同時に労働許可を申請すること。入国後は労働許可の申請は認められていない。不法就労で摘発された場合、日本へ強制退去させられる。

また、訪問販売、装飾品の路上販売等を許可なしで行うことも不法就労であり、日本へ強制退去ないしは他の在留国の滞在許可を取得している場合には、その在留国当局の同意があるときに限り、その在留国へ即時退去させられるので注意すること。強制退去に関する費用はすべて退去させられる者が支払わなければならない。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ドイツ人は動勉、節約、几帳面で合理性を尊び、秩序を重んじ、組織力に優れているという資質をもっている。他方、あくまで理屈を重んじ、正しいと信じるときは徹底的に自分の主張を押し通し、中途半端な妥協をしないところもある。先方に意思をはっきり伝え、言うべきことは遠慮せずに言い、納得するまで筋道を立てて説明することを心がけることが必要。生活面では西欧のエチケットを心得ていれば十分で、特に留意しなければならない事項はない。ただ旧東独地域の人たちは、長年社会主義体制の下で生活してきた後、西独との統一を達成したこともあって、心中複雑・微妙であり、また生活水準、物の考え方なども旧西独人とは異なる面がある。

交通事故等で軽々しく相手に関ってしまうと、自分の非を認めたことになるので、自分の意見ははっきりと言う必要がある。署名(サイン)は絶対であるので、いかなる場合でも内容を十分理解したうえでサインを行うこと。

どんな場合でも相手を侮辱するような言葉を使わないこと。また、中指を立てたり、人 差指をこめかみにあてたりすると、相手を侮辱したことになるので、絶対にしないこと。 侮辱を受けたと相手が感じると、訴えられることがある。さらに、住居で夜10時以降に入 浴したり、昼間1時から3時まで、たとえばピアノの練習等で音を出したりすると隣家の住 人から苦情が寄せられることがある。

ドイツは、キリスト教国で、キリスト教は個人生活および社会の重要な要素となっている。日曜・祭日は宗教的伝統から休息日とされているので、周囲の平安を乱さないように気をつけること。教会内は神聖な場所であり、教会内での写真撮影は遠慮するなど、信者の迷惑にならないよう行動する必要がある。また、ビアホールおよびクナイベ(居酒屋)を除き、レストラン、ワインハウスでは、周囲の雰囲気を乱さないよう気をつけること。

安全のためのひとくちアドバイス・

空港、駅、ホテル、レストラン、観光地などでスリ、ひったくり、置き引き等の被害が 多発しているので、相応の注意は必要である。特に、ドイツは安全という従来の固定観念 は改めて訪問したほうが無難である。

旅券, 現金, トラベラーズ・チェック, 身分証明証等を, 空港や駅, ホテル・ロビーでの不注意等で紛失したり盗難にあうケースが多い。日本人に多い問題点は, 旅券から現金・身分証明証まですべてハンドバッグ等に一括して持っていることで, それが被害を大きくしている。旅券等の貴重品はハンドバッグやカバンには入れずに, 所持すべきである。また, 駐車場での犯罪, 空き巣被害等も増加しているので, 注意する必要がある。ドイツ国民では犯罪対策を加味した自動車車両保険や家財総合保険に入る人が多い。

健康上の留意事項

医療事情は良く、また特に留意すべき風土病もないが、いまだ破傷風菌の問題がある。 また時折、特定地域について狂犬病、有毒ダニの発生注意報が出されることがある。したがって、そのような地域(特に森林、山岳地帯)を旅行する場合は、注意報発令中であるか否か確認を行う等、十分気をつけること。

ドイツの上水道は石灰分が多いので、飲料・調理にはミネラル・ウォーターや濾過した水道水の利用を勧める。

継続治療を要する者は、渡独時に日本の医療機関発行のドイツ語または英語の診断書を 携行すべきである。

ドイツで救急車を利用した場合は、経費は自己負担であることに留意。

また、交通事故への遭遇あるいは急病にそなえて、出発前に海外旅行傷害保険等に加入しておくことが望ましい。日本への移送の場合には、患者への医者・看護婦などの付き添い等の配慮から、非常に高価であるので、十分な保険加入が望まれる。

緊急時の連絡先

●ドイツ共通

(消防, 教急サービス共通) Tel.112 (警察) Tel.110

●デュッセルドルフ

(病院)

デュッセルドルフ大学病院 Tel.0211-3111 (緊急時の病院案内) Tel.0211-19292 (遺失物取扱所) Tel.0211-8993285

●ハンブルク

病院

エッペンドルフ大学病院 (UKE) Tel.040-4681 (遺失物取扱所) Tel.040-351851

●フランクフルト

(病院)

フランクフルト国際空

緊急病院 (Flughafen-Klinik)

Tel.069-690-3000, 069-690-6565

(緊急の場合の病院・薬局案内) Tel.11500

●ケルン

(病院)

マリーエン病院 (Marienhospital) Tel.0221-16290

(緊急時の病院案内) Tel.0221-720772

(警察)

空港警察 Tel.02203-564212

中央駅警察 Tel.0221-1415419

市内警察本部 Tel.0221-2291

●ミュンヘン

〈教急サービス〉 Tel.089-558661

(警察)

空港警察 Tel.089-908027

中央駅警察 Tel.089-1285567

市内警察本部 Tel.089-2141

●ベルリン

(病院)

緊急医療相談 Tel.030-310031

緊急歯科 (医薬) 相談 Tel.030-1141

〈遺失物取扱所〉

郵便局 Tel.030-2681

交通局 Tel.030-2161413

警察署 Tel.030-69936446

(車両故障)

ADAC (全独自動車クラブ) Tel.030-19211

〈タクシー〉 Tel.030-6902, 261026

緊急時の言葉

「泥棒」=ディープシュタール
「バッグ」=タッシェ
「お金」=ゲルト
「助けて」=ヒルフェ
「警察を呼んでくれ」=ビッテ・ポリツァイ
「火事です。助けて」=ヒルフェ・エス・プレント
「至急救急車を呼んで」=ルーフェン・ズィー・ビッテ・ディ・エルステ・ヒルフェ
「日本大使館に連絡して下さい」=ビッテ・ルーフェン・ズィー・ディ・ヤパーニッシェ・ボートシャフト・アン
「電話番号は、○○○○です」=ディ・テレフォンヌーマー・イスト・○○○○

在外公館アドレス

●大使館

在ドイツ大使館

Japanische Botschaft, Godesberger Allee, 102-104, 53175Bonn 2, Bundesrepublik Deutschland Tel.8191-0

●総領事館

在デュッセルドルフ総領事館

Japanisches Generalkonsulat, Immermannstr. 45, 40210Dusseldorf, C/O. Deutsch-Japanisches Center, Bundesrepublik Deutschland

Tel.164820

在ハンブルク総領事館

Japanisches Generalkonsulat, Rathausmarkt 5, 20095

Hamburg, Bundesrepublik Deutschland

Tel.3330170

在フランクフルト総領事館

Japanisches Generalkonsulat, Hamburger Allee 2-10, 60489 Frankfurt am Main 90, Bundesrepublik Deutschland

Tel.770351

在ベルリン総領事館

Japanisches Generalkonsulat, Wachtelstr. 8, 14195 Berlin33, Bundesrepublik Deutschland

Tel.850893-0

在ミュンヘン総領事館

Japanisches Generalkonsulat, Prinzregentenplatz 10, 81675 Munchen 80, Bundesrepublik Deutschland

Tel.47-10-43~5

KAN00010 ドイツ「防犯の手引き」 防犯の手引

> 1992.11 在独大使館

在留邦人の皆様方には常日頃防犯対策について既に色々と注意を払っておられるとは思いますが、治安が基本的には良好と考えられている当国においても、特にケルン市等都市部においては種々の犯罪が目立っており、在留邦人或いは邦人旅行者の中にもこれらの被害に遭う例が散見されます。

大使館では従来から皆様の当地における安全対策の参考として「防犯の手引」なる資料を作成配布しておりましたところ、今般、その内容を全面的に改訂し、皆様が自宅玄関のドアの裏等に貼付て、時々、軽易に「自らに注意喚起する」為の手助けとなるような一枚のパンフレット「防犯対策のポイント」を別紙のとおり作成しました。

なお、「外務省」では、先ごろ海外邦人安全対策資料として次のような各種「小冊子」を作成し皆様方に提供しております。御希望の方は大使館領事部までご連絡下さい。

- (1) 海外赴任者のための安全対策チェックリスト
- (2) 海外旅行のご注意~安全のためのバスポート~
- (3) 海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策、Q&A
- (4) 海外における脅迫事件対策
- (5) 海外における誘拐対策、Q&A

防犯対策のポイント

在独大使館

1. 注意を要する犯罪は?

何と言っても「窃盗」(所謂、物盗り等)。

更に、同じ物盗りの中でも、特に「侵入盗」(空き巣等)に注意。

因みに、90年、ボン市警察管内で取り扱われた犯罪総件数の約3.3万件のうち、「侵入盗」が約36%(約1.2万件)、「その他窃盗」が約24%(0.8万件)。次いで「傷害」、「強盗」、「強姦」、「殺人」(6件)等の順となっています。

- 2.注意すべき場所、時期は?
- (1) 住居 特に、「留守中」の備え~戸締まり、鍵、警報装置、等~。
- (2) 外出先、旅行先 市場(マルクト)、レストラン、駅、空港、ホテル、観光地(ケルン大聖堂)等。
- (3) 車(駐車場)の防犯も忘れずに。

- 3. その他の要注意事項は?
- (1) 脅迫
- (2) 誘拐
- (3) 爆弾テロ
- (4) デモ等への「巻き込まれ」
- 4. 何かの時の緊急連絡電話番号は?
- (1) 家族相互間 =お父さん: 学校:
- (2) 警察 =110
- (3) 救急車 (消防) =112
- (4) 大使館 (領事部) = 0228-8191 (255, 257, 258) (閉館時は81910が留守番電話) 改行キーを押して下さい

ボン 防犯の手引

防犯の手引

1991年5月現在

在独日本大使館

在留邦人の皆様方には、日頃の防犯対策について既に色々と注意を払っておられるとは思いますが、治安が基本的には良好と考えられて、ケルン市、ボン市等都市部においては空巣、スリ、置き引き、窃盗等の犯罪が目立っており、邦人の中にもこれらの被害に遭う例が散見されます。

この度、当館で日頃気付いた諸点を「防犯の手引」として取り纏めて見ました。何かの時のお役に立てれば幸いです。なお、皆様方が日頃主に注意を要するのは空巣、スリ、置引き、窃盗等の一般犯罪ですが、ご参考までにテロリスト等による爆発物設置及び誘拐に対する一般的注意事項についても付記しましたので併せてご参照ください。

なお、何かの時の「緊急連絡先」は次のとおりです。

*警察 : 110 *救急車 : 112

*大使館(領事館): 0228-8191 (255, 257, 258)

次の時間帯は0228-8191の「留守番電話」のみ。

月一金 : 17:00-翌朝09:00

土、日、祭日 : 終日

A. 一般的注意事項

- 1. 自宅の住所・電話番号は不用意に他人に知らせない。レストラン等公共の場での会話でもこのような情報を他人に聞かれない様に注意する。第三者に自分や家族、自宅について不要な説明は避ける。
- 2.住居の玄関のドアには覗き穴とチェーンを必ず取付ける。集合住宅に於いてはアパートメント全体の玄関ドア(Haustuer)と個々の住宅のドア(Wohnungstuer)とが別になり、、個々の住宅から玄関ドアを遠隔開錠することが多いが、しばしば他の住居に向かう者が、関係のない住宅の呼び鈴を利用することがある。この場合、一々応答することが面倒であるとの理由で安易に玄関ドアを開錠する例のあるが、犯罪に利用され易いので注意する。
- 3. 住宅には可能であれば警報装置を取付け、窓からの侵入を防ぐために内側からの施錠を十分にする。火事等の為一時住宅を離れる際にも(地下室に行く等)窓は必ず閉める。
- 4. 旅行等により長期間家を留守にする時は、施錠を完全に行うと共に、窓にシャッター (雨戸: Fensterladen) があれば閉めておくが、隣人の助けがある場合には、適宜シャッターを開けるなり、郵便物を預かってもらうまどすることも良い。
- 5.空巣等の犯罪に対しては、場合により家財総合保険(Hausratsversicherung)に加入することも検討に値する。
- 6.旅行・外出時には、家族や同僚等に行き先と帰宅時間を知らせておく。
- 7. 住宅近辺を徘徊する者や不審な行動を取るものに気付いた時は、直ちに最寄りの警察

に通報する。(110)

- B. 独における犯罪防止の為の留意事項
- 1. 空港、駅レストラン、ホテル等でスリ、置き引き等がしばしば発生しているので、旅券等携帯品には十二分な注意を払う必要がある。ボン近辺で特にかかる事例の多いのが、ケルン・ボン空港、ケルン中央駅、ケルン大聖堂前である。
- 2. このような場所のみならず、人の多く集まる所ではスリ等に注意する必要がある。手口例は、
- ●ジプシー風の子供複数、或は複数の親子ずれがすりでであり囲み注意を逸らすか、又は暴力を加えている間に財布等をスリとる。
- ●駅、空港等で一人がジスクリーム等を邦人男性の背広後部に密かにかけ、親切を装ってこれを注意し、アイスクリーム等を拭くのを手伝うと称して背広を脱がせ、貴重品を盗む、或は他の一人が当該邦人の手荷物・トランク等を盗む。更には、一見親切に電車等の切符の購入方法を教えると称して、他の一人が窃盗に至る。
- ●駅プラットホームで混雑時に荷物を車内に搬入中注意を逸らした隙に置き引きに合う。
- 3. これを避ける為には、基本的には独は治安が良いとの先入観を捨て、重犯罪は比較的少ないが、窃盗・強盗等は増えていることを十分に肝に命ずるべきであり、例えば次の注意が必要である。
- ●公共の場で多額の紙幣を見せないようにする。所持する現金は毎日の生活に必要な額に 限定する。また、寂しい所、人の少ない所、照明の暗い所は歩かないようにする。
- ●夜歩いていて誰かにつけられているような感じがあれば、最初に目につくカフェー等公 共施設に入り、必要があれば警察に電話する。
- ●一ヶ所にたむろしている者や歩行者に良く注意する。
- ●歩道を歩く時、車道を走行するオートバイ、モベットがハンドバッグ等奪取する例があるので、歩道の車道寄りを歩かないなどの注意が必要である。
- ●レストラン等に入るときはオーバー等に貴重品を入れたままでハンガーに掛けない。また、自分で監視できるハンガー等にかける。入り口近くに客席から離れてハンガーがある店の場合、オーバー等をすりかえて店を離れる手口がある。
- ●レストラン等でハンドバッグ等をテーブル・椅子の上に安易に置かない。必ず、自分の背中の後ろに置くなり、足元で足で挟むようにする。
- ●駅、ホテルのレセプション等で荷物は必ず複数で監視するか、足元で足で挟むようにし、僅かな間であれ、決して荷物を放置しない。
- ●ホテルの部屋内でも貴重品はみだりに放置しない。旅券は身につけるか、ホテルのセーフティ・ボックスに預ける。ホテル部屋内での盗難例あり。
- ●特に旅券を所持して外出する場合は、安易にすられないようなポケットに入れるか、旅券用の袋に入れ首から吊ることも必要である。邦人の場合、男女を問わず、ハンドバッグ等に旅券・財布・航空券・クレジットカードなどを一括して入れている為被害を大きくしている。旅券や身元確認に緊る運転免許証などはコピーを事前に作成し、万一に備える(特に旅行中はこのような措置が必要である)。
- ●人の多いところでも、周囲に注意する。特に、観光の場合、写真を撮るなどする際には 周囲に十分注意する。特に有名な観光地(ケルン大聖堂等では邦人はしばしば狙われてい る。 買物の際も周囲に注意し、財布などの所在を常に意識する。

4. スリ・強盗等の被害に遭った時

- ●平静に努める。身体の安全の方がお金より大事である。
- ●ケルン大聖堂広場でよくある親子又は複数の子供によるスリ・かっぱらいの場合には、 近くにいる人に助けを求めるとか、大きな声を出すことも必要である。
- ●犯人の特徴(身体、年齢、顔の特徴、服装、言語等)を記憶する。、犯人の使用した武

器(ナイフ、拳銃等)を記憶に努める。現在のところ、邦人に対しては武器の使用の例は承知していない。

●直ちに警察に届けるが、宝石等貴重品であれば事前に写真を扱っておくとか、宝石に刻印をするとかの措置をとっておくことが望ましい。万一品物が発見された場合、所有者を認識し得るものは所有者の手に戻る可能性がある。

5. その他の注意事項

カーステレオ等自動車備品の盗難が増えているので自動車使用の場合は次の点に注意。

- ●駐停車には必ず施錠する。窓も完全に閉める。西独駐車場での警察の抜き打ち検査では20台にもはこれを怠っている。ひどいのは上着に財布を入れたままトランクに入れている、買物をそのまま車内に残しているとのことである。
- ●被害時に備えて自動車車両保険 (Kaskoversicherung)に加入する。
- ●駐車するときは、車内に外部から見えるようには何も残さない。グローブボックスも場合により施錠する。ハンドルロックもカチッと音がするまで完全に行う。貴重品は車内に絶対放置しない。僅かな間の停車でもイグニッションキーは必ず携行する。
- ●駐車場内、公共の駐車場内及び管理人が居る駐車所場内でも強盗の例がある。このため一部の地域では女性専用の駐車場がある程である。(特定の一角はビデオで監視されている)。従って、出来れば明るい箇所、管理人の近くに駐車し、公共駐車場言えども危ないことを十分に留意する。特に女性一人での買物などの際には注意すべきである。駐車場への入り口が複数ある場合には、人の出入りの多い箇所を使用する。頻繁に利用する駐車場では管理人と預馴染みになるなど監視して貰えることが望ましい。
- ●南欧等への旅行時には、西独車は狙われやすいので、旅行中は屋内の専用駐車場のあるホテル等に泊まることが望ましい。貴重品はほてるに預ける。必要以上の物は身に付けず、車内に置かない。
- ●カセットレコーダーは、窓を破り盗み出す例が多いので、カセットレコーダー等は製品名のみならず、製造番号等を控えて置くことが望ましい。
- ●リアウインドウから身の回りの品が見えないように注意する。
- ●場合により警報装置を設置することも検討に値する。

C. 爆発物に対する注意

- 1. 自動車乗車前にボデー下部、車輪、エンジンルーム周辺に異物がないか注意する。
- 2、未知の人物から贈物を受理しない。
- 3. 発信者名のない、又は未知の人物からの郵便物などは開封せずに警察に通報する。
- 4. 知人からの送達物であっても心当たりのないものは送り主に照会する。
- 5、置き去りの物には爆発物の疑いがある。
- 6. 住宅等の付近で爆発物とおぼしき物を発見した場合には、次の点に注意する。
- ●不必要に物に接触しない。
- ●絶対に物を振ったり、投げたり、曲げたり、開いたりしない。
- ●喫煙しない。
- ●付近の人達に警告する。
- ●直ちに警察署に通報する。

D. 誘拐に対する注意事項

(当区にでは邦人が狙われる恐れは余りないとは思われるが、念の為)

- 1. 自宅外で
- ●住宅・事務所への出入りに当たり、付近に不審者がいないか確認する。特に駐車している車の中に注意する。
- ●通勤・帰宅時の時間及び経路を随時変更する。但し、出発点と終着点は同じであるので、この両地点付近では特に不審者・不審車に注意する。
- ●自動車運転の際には追跡されているか否か注意する。通常追跡されていないが同じ車に

間隔をおいて出会うときは注意する。

- ●未知の人物は乗車させない。ヒッチ・ハイカーは乗せないようにする。未知の人物の停車には応じない。どうしても応じざるを得ない場合には(事故現場と見える場所の通過の際など)ドアロックを確認した上で窓を通話可能な最小限度のみ少し下げるのみとする。警官等と称する場合は身分証明書の呈示を求める。必要がなけれが降りない。
- ●駐車時には可能な限り屋内駐車場を利用する。人目の多いところに駐車する。
- ●人目のない場所に駐車した場合には、乗車前に車の状況の異常の有無を確認する。エンジンをかけ、発車するまではドアをロックし、窓は閉めておく。
- ●日没後の帰宅に備えて、自宅及びその周辺の照明は不満のないようにし、且つ、その異常の有無を確認する。
- ●未知の人物との面会等が要請される場合はなるべく避ける。止むを得ない場合には予め相手の身元を調べる。
- ●盗難・強盗などにも該当することであるが、淋しい場所・夜間の一人歩きは極力避ける
- タクシー乗場以外に駐車しているタクシーの利用を避け、止むを得ない場合でも正規の タクシーか否か確認する。

2. 自宅内

- ●玄関は常に施錠し、窓の開閉状態を把握しておく。
- ●未知の人物に対してはドアを開けない。 開扉の場合でもすぐにはチェーン・ロックは外さない。
- ●家の修理などに際して職人等の来訪を要請する場合でも、時刻についてはっきりした打ち合わせを行う。職人の身元を確認し、必ず立ち会う。
- ●鍵の管理は極めて厳重にし、紛失の場合には即刻作り替える。
- ●自宅内外の照明を十分にする。
- ●発信人名を名乗らない電話や通話目的の不明な電話が頻発する場合には警察署に通報する。
- ●近所に転入者がある場合には、転入者に監視されていないか注意する。

KAN00010 ●デュセルドルフ「防犯の手引き」 防犯の手引き

平成4年10月1日 在デュッセルドルフ日本国総領事館

在留邦人の皆様には、既に色々と工夫して防犯対策を独自に立てておられるとは思いますが、最近当地でも空き巣、置き引き、スリ、窃盗等の犯罪が目立ち、思わぬ被害に遭っている人が増えています。

このたび当館で日頃気付いた諸点を「防犯の手引き」として簡単に取りまとめてみました。爆発物の疑いのある場合、誘拐の場合も併せ取りまとめましたが、当国で主に注意を要するのは通常スリ、置き引き、空き巣、強盗等ですので、この点を中心にまとめました。ご参考になれば誠に幸いです。

<1>—般的注意事項

- 1 未知の人物に自分及び家族について話すことは避ける。
- 2. 住居に警報装置を取り付ける。
- 3. 理由なく住居の近辺を徘徊する者に注意する。
- 4. 家族ないし同僚に、自分の行先及び帰宅時刻を知らせておく。
- 5、家族ないし同僚に、自分の行動計画を知らせておく。
- 6. 知らない場所で面識のない人物と会うことは避ける。
- 7. 犯人の計画的犯行を防止するため、できるだけ規則的反復的行動を避ける。
- 8. 不審な者に気付いた時は、直ちに最寄りの警察署に通報する。

<2>日常生活における注意事項

自宅外

- 1. 住居あるいは事務所への出入りにあたっては、付近に(特にパークしている車の中に)不審な者がいないか注意する。
 - 2. 通勤等のルートを時々変える。
 - 3. 自分の車が追跡されていないか注意する。
- 4. 見張りのない場所への駐車を避け、駐車の場合はドアをロックする。自宅では路上駐車を避けロックされたガレージに駐車させる。見張りのない場所に駐車した場合は乗車に先駆けて車の状況を調べる。車の中に品物を置かない。
- 5. 未知の人物の停車要求には応じない。未知の人物を自分の車に乗せない。アウトバーン等で対助を求められた場合でも直ちに停車せず、最寄りのガソリンスタンド等から警察に連絡する。
 - 6. タクシー駐車上以外に駐車しているタクシーの利用を避ける。
 - 7. さびしい場所を避け、一人歩きは避ける。

住居内

- 8. 玄関は常にロックし、窓の開閉状態を把握しておく。
- 9. 訪問者がある場合、のぞき窓等により人物を確認してからドアを開ける。未知の人物に対しては、ドアを開けない。止むを得ず開ける場合でも、チェーン・ロックは外さない。
- 10. 職人の来訪については、時刻についてはっきりした打ち合わせを行なう。職人の氏名等身元を確かめる。職人が退去するまで家を開けない。
 - 11、鍵を紛失したときは、錠をとりかえる。

- 12. 住居内外に適当な照明を行う。
- 13. 近所に転入者があるときは、転入者に監視されていないか注意する。
- 14. 不審な電話が度々かかる場合には、警察に連絡し相談する。
- 15. 防犯装置の設置にあたっては地元警察のアドバイスを求める。

<3>旅行中の注意

- 1. 一人が大声で話しかける等注意を逸らしている間に他が財布を擦るという手口が多い(駅等の人混みにおいて)ので気をつける。
 - 2. 公共の場で多額の紙幣を見せないようにする。
 - 3. 一カ所にたむろしている者や歩行者に良く注意する。
 - 4.駅、ホテルのレセプション等で決して荷物を放置しない。
- 5. ホテルの部屋内でも貴重品はみだりに放置しない。旅券等は身につけるか、ホテルのセイフティ・ボックスに預ける。特に旅券を大切に。ホテル部屋内で盗難例あり。
 - 6. スリ、強盗等の被害に遭った時

平静に努める。身体の安全の方がお金などより大事である。

状況により近くにいる人に助けを求めるとか、大きな声を出すことも必要である。 直ちに警察に届ける。犯人の特徴(身長、年齢、顔の特徴、服装、言語等)の記憶 する。

犯人の使用した武器 (ナイフ、拳銃等) を記憶に努める。

<4>爆発物に対する注意

- 1. 自動車に爆発物を仕掛ける方法は多様である。乗車前に特にボディ下部、車輪などに異物がないか注意する。異物があるときは、専門家に見てもらう。
- 2. 不審な郵便物は開かない(例えば発信者名のないもの、また発信者名が未知の人物であるもの、また重量過剰の郵便物)
- 3. 送達物を受理した場合でも、疑わしい点がある場合は、送達物を開けずに警察に連絡する。
- 4. 置き去りの物、忘れ物(カバン、クローク・ルームの衣類、車内のハンドバック)は爆発物の疑いがある。
- 5. 付近(住居、庭、ホテルなど)にて爆発物とおぼしき物を発見した場合は、次の点に注意する。

喫煙しない。

不必要に物に接触しない。

絶対に物を振ったり、投げたり、曲げたり、開いたりしない。

発見場所から遠ざかる。

付近の人達に警告する。

直ちに警察に通報する。

KAN00010 ●ハンブルグ「防犯の手引き」 防犯の手引き (改訂版)

平成4年10月1日 在ハンブルグ日本国総領事館

ハンブルグ在留邦人の皆様へ

在留邦人の皆様には、家庭、職場、学校等でそれぞれ多忙ながらも快適な毎日をお過ごしのことと存じます。

ハンブルグは国際色豊かな大都市でありますため、また各種犯罪も多く、その上最近麻薬の横行、難民の流入に伴う新たな諸問題が発生するなど、皆様の身辺にも日常生活を送っていく上で注意すべき事柄が多くなってきております。

皆様も日頃から種々の工夫をこらし、各種事件に巻き込まれないよう心がけておられることと思いますが、ちょっとした心がけ次第で被害を未然に防ぐこともできるものです。ここに当館で日頃気づいた諸点をとりまとめ、また最近の具体的な被害の事例も踏まえ、「防犯の手引き」の改訂版を作成しました。 皆様のお役に立てれば幸いです。

A. 一般的な注意事項

- 1. 自宅または知人宅の住所・電話番号は不用意に他人に知らせない。
- 2. 日本人会会員リスト等法人名簿の管理は適切に(余分なコピーは作らない)。
- 3. 未知の人物に自分や家族のことについて不必要なことは教えない。
- 4. 住居のドアには覗き穴またはドア・チェーンを取り付け、来訪者との応対はまずインターホンかドア越しに行い、不審点があるかぎりドアは絶対に開けない。(当国では不意の来訪はまずありえず、来訪者の身元を問い質し電話で所属先に照会するぐらいの用心深さが必要)
- 5. 住居に警報装置・かんぬきを取り付けたり、窓からの侵入を防ぐため内側からのロック方式とするのも効果的。(賊に対し一見して明らかな警戒体制を見せつけることが侵入防止に役立つ)
 - 6. 近隣の人と日頃から仲良くし、緊急時には助け合える体制を整えておく。
 - 7. 企業内、組織内で緊急連絡網を整備する。
- 8. 外出するときは、家族や同僚に行き先と帰宅時刻を知らせておく。また、外出先よりこまめに連絡を入れるよう心がける。
- 9.休暇等で長期間家を留守にする時は、外部から不在であることがわからないように 工夫をする。例えば、一部の部屋の照明を点燈したままにしておく(各部屋の照明を自動 的に点滅させるタイマーも市販されている)とか、郵便受けに新聞、郵便物がたまらない ように、管理人や隣人にこれらを毎日とってもらうか、不在の期間中配達を一時停止する 手続きをしておくことが望ましい。
- 10. 住居の近辺を徘徊する者や不審な行動をとる者がいないかどうか日頃から注意し、何等かの不審に気づいたときは警察に通報し注意喚起をする。

B. 当地におけるその他の注意事項

1.空港、ホテル中央駅等でスリ、置き引き等がしばしば発生しているので、トランク、バッグ等携帯品には十分注意を払う必要がある。特にハンドバッグ、アタッシュケース等一見して貴重品がはいっていると思われるものは狙われやすい。路上ではハンドバッグはしっかり保持する。また、親切そうに近寄ってくる人、何かを尋ねてきたりする人には

まず警戒する。

2. 自動車の車内留置物の盗難や空き巣の被害が発生しているので、次の点に気をつける。

(1) 自動車

車を離れる際には確実にロックをし、また車内には荷物を残さぬようにする。 持ち物をトランクにしまうだけで盗難を未然に防止できる。自動車本体及びカーステレオ 等の付属品は、盗難に遭っても車両保険(Fahrzeugkaskoversicherung)に加入していれば 保険がおりるが、車内留置物については保険は適用されないので要注意。

(2) 家屋

盗難等の被害に備えて家財総合保険(Hausratversicherung)に加入するのが賢明である。 ドア、窓に鍵をかけないで外出した際に空き巣等の被害に遭った場合は、保険がおりない ので要注意。

3. 最近、麻薬常習者及び「難民」が増加の一途をたどっていることと関連し、これら常習者や一部の「難民」から路上等で金銭等の提供を要求される事があるが、このような場合相手にしない事が最上の策。

C. テロ、誘拐、強盗に対する注意事項

常日頃から新聞、テレビ等で治安状況を把握しておくことがまず大切ですが、具体的には次の点に注意して下さい。

[屋外で]

- 1. 住宅や事務所への出入りにあたっては、付近に(特に駐車している車の中に)不審な者がいないか。
 - 2. 通勤のルートを時々変える。
 - 3. 自分の車が追跡されていないか。
 - 4. 未知の人物の停車要求には応じない。未知の人物を自分の車に乗せない。
- 5. 駐車するときはなるべく管理人のいる有料の屋内駐車場を利用する。やむをえない場合には人目の多い所に駐車する。自宅ではなるべく路上駐車を避け、ガレージに駐車する。
- 6. 人目のない場所に駐車した場合には、乗車に先がけて車の状況に異常がないかを調べる。エンジンをかけ発車するまではドアをロックし、窓は閉めておく。
 - 7. 人気のない場所(特に夜間)での一人歩きは極力避ける。

「屋内で)

- 1. 玄関は常にロックし、窓の開閉状態を把握しておく。
- 2. 未知の人物に対しては迂闊にドアを開けない。
- 3. 職人の来訪に際しては時刻まで打ち合わせておく。また、職人の身元を確認し、職人が退去するまで家を空けない。
 - 4. 鍵の管理を厳重にし、鍵を紛失した場合には錠を新しいものに替える。
 - 5. 住居の内外には適切な照明を行う。
- 6. 通話の目的を述べなかったり自ら名乗らない者からの電話が頻発する場合には、警察に通報する。

D. 外国人敵視

最近、当地においても「外国人敵視」という言葉を頻繁に耳にするが、日本人が直接敵 視されているという状態にはないものの、常日頃より外国で生活しているということを忘 れることなく、不用意な発言をしたり、当地では一般に受け入れられないような行動、態 度等はとらないように注意することが肝心。

E. 事件に遭ってしまったら

- 1. 大声で助けを求める (Hilfe (ヒルフェ)!)。
- 2. 警察に連絡する (TEL 警察: 110 、救急車: 112)。

3. 総領事館に連絡する (TEL (040)3330170) 。

(旅券の盗難・紛失等を避けるためには、むしろ普段は旅券のコピーを携行し、旅券そのものは厳重に保管しておくことが望ましい)

被害の具体的実例

[犯罪の種類] (1)場所・時間帯

(2)状 況

(3)予 防 策

「置き引き」

- (1)空港のチェックイン・カウンター
- (2)国際線・国内線乗り継ぎの際や搭乗手続きの際に、足元やカウンターに置いた手荷物をほんの一瞬目を離したスキに持ち去られる。(多発)
 - (3)常に手に持つ。足元に置く場合には足でカウンターに押さえつけている。
 - (1)空港・中央駅等の銀行・両替所
- (2)窓口で両替などの手続き中に足元やカウンターに置いた手荷物を僅かのスキに持ち去られる。
 - (3)同上
 - (1)ホテルのレストラン (朝食時)
- (2) 宿泊客が朝食をとっている間に、机や椅子の上に置いたバッグを持ち去られる。あるいは、ビュッフェ形式の朝食で食事をとりに席を離れたスキに持ち去られる。(多発)
 - (3) 貴重品は常に身につけておく。アタッシュケース等はレストランに持ってこない。

[スリ]

- (1)市内デパートの入り口付近、観光スポット
- (2)子供の浮浪者多数に取り囲まれ、バッグから財布等を抜き取られる。子供たちは四方に散って逃げてしまうので追いかけようがなくなる。
- (3)不審な子供の集団が近付いてきたら、とりあえずその場から逃げる。取り囲まれたら、大声で助けを求める。
 - (1)デパート・中央駅
 - (2)人込みが多い時スリの被害に遭う。駅等での引ったくりにも注意。
 - (3)ハンドバッグ等はしっかり保持。

[車上狙い]

- (1)市内で路上駐車中の車
- (2)座席にバッグやアタッシュケースを置いたまま路上駐車し、ほんの短時間車を離れたスキに、ドアのロックを壊されたり窓ガラスを割られて、車内の貴重品を持ち去られる
- (3) 車内の外から見えるところに物を置かない。トランクに移しておく。管理人のいる駐車場や人通りの多い通りに駐車する。

「空き単〕

- (1)邦人の多く住む住宅地 (夕方)
- (2) 夕方数時間外出したスキに、通りから見えない中(裏)庭に面した窓をこじ開けら

れて侵入される。 (3)警報装置。外出時に室内灯をつけておく。

KAN00010 ●フランクフルト『防犯の手引き』 防犯の手引き

在フランクフルト総領事館 1992年10月

ーはじめに一

欧州統合に向けて、金融センターとしてのフランクフルトの重要性から、また国際的な見本市の開催地として、さらに欧州大陸最大の空港を擁し、かつ鉄道、アウトバーン等交通の拠点として、フランクフルトはその地位を高めるとともに、人々の動きが大きくなってきております。

当総領事館では、そのようなフランクフルト市、ヘッセン州に生活する邦人の方々が安全に生活できるよう、治安・防犯の手引きを作成しました。

ご一読いただければお分かりになりますように、防犯対策といっても何等目新しいものはありません。要は日々の細かな注意をどれだけ実行に移せるか、がポイントであろうと思われます。

今後のフランクフルト市、ヘッセン州での滞在が無事に終わりますよう、お祈り致しますとともに、本ペンフレットが皆様の防犯の一助となれば幸甚です。

1. フランクフルトの治安状況

ドイツは安全な国である、と神話のように言われた時代は過ぎ去りました。ドイツの治安も悪化の一途をたどっております。

当市フランクフルトはそのようなドイツにあって、次のように残念ながらドイツにある 在外公館所在地(ボン、ベルリン、ハンブルグ、デュッセルドルフ、ミュンヘン)中、犯 罪発生率が一番高い地域となっております(1990年。10万年当たり発生率)。

	殺人	強姦	強盗	窃盗 (侵入盗)	主要犯罪
フランクフルト	1.29	2.09	31.00	1257.08(780.31)	2064.75
ベルリン	0.52	1.56	23.52	1049.08(501.60)	1649.99
ボン	0.12	0.84	4.73	441.79(258.62)	683.72
ハンブルグ	0.48	1.70	26.30	1138.44(741.97)	1699.72
デュッセルドルフ	0.24	1.23	8.91	762.86(484.28)	1157.15
ミュンヘン	0.50	1.30	8.19	513.89(248.75)	857.24
ドイツ全体(統一前)	0.38	0.81	· 5.60	429.52(246.48)	710.81

幸い、これまで当地の在留邦人が殺人などの重大事件に巻き込まれる例は発生しておりませんが、上述のように犯罪多発地帯にいるとの自覚を持ち、今後もこれまでと同様、自分は事件に巻き込まれないだろうと考えず、積極的に防犯に努めることが重要です。

また、当地に出張して来る企業関係者が旅券等の盗難に会うことが多いことから、当地に滞在される皆様より右関係者の方々にも当地の事情につき周知いただければ幸甚です。

2. 一般的防犯について

- (1) 殺人などの凶悪犯については、危険な場所、例えば暗い所、風俗営業街や人通りの少ないところ、麻薬常習者のたまり場及び危険な時間帯(深夜の一人歩きなど)などを避ければ、被害にあうことはほとんどないでしょう。
- (2) 置き引きなどの屋外での盗難については、その手口がほぼ限られており、①荷物か

ら目が離れたすきに持ち去る、②話しかけ気をそらせているすきに別の人が持ち去るとの 2点に集約されます。

これらの対策としては、荷物からは常に目を離さず、手を掛けるなどして注意する。ロッカーに荷物をしまったりし、荷物から体が離れる場合でもアタッシュケース、バッグなど貴重品が入っている(ように見える)ものは足で挟む、肩にけさ掛けにするなど、十分注意した上で荷物を動かす、といった対応が必要です。また、外人に話しかけられた場合、犯意のある者はまともな質問をしないことが多く、相手の話しを初めから聞かないか、聞く場合でも荷物に手をかけるなど用心しながら聞くようにする。

また、ケチャップ、マヨネーズ、アイスクリーム等を背広に付けられ、拭いてあげると親切を装い近付き、背広から財布を抜き取るといった手口もありますので、体には触れさせないようにしましょう。

当地では特に中央駅構内でこの種の盗難事件が多発しているので、駅構内での挙動には十分注意を払う必要があります。

なお、こちらから場所を聞いたりする場合、巡回中の警察官、駅職員に問い合わせ、通りすがりの人にはなるべく聞かないようにした方がよいでしょう。また、何かを探している様子を見せることは犯人につけいるすきを見せることとなるので、あまりキョロキョロしないようにしましょう。

(3) また、盗難事件の発生が多いのがホテル内です。

朝食時では、当地のホテルはブッフェ式が多く、一度席を確保した後、ついカバンを席に置いたまま食事を取りに立ってしまいますが、カバンを席においたままにしておくのは持って行ってくださいと言わんばかりの行為です。荷物は同行の人に頼むなり、フロントに預けるようにすればよいでしょう。また、女性の場合でポーチなどをいすの背もたれにかけておくのも危険です。

チェックイン、チェックアウト時ではカウンターの下、足元に置いたバッグや、手続き のためソファーに置いたバッグの盗難にあうことが多いようです。

置き引きを防ぐには体から離したり荷物から目を離さないようにすることです。

(4) 住宅への侵入盗は最近邦人の被害が聞かれます。

日常の対策としては、①家を窺っている者がいるかどうか(いついなくなるかを知るため)を確認する、②鍵の掛け忘れなどがないように確認する、といった対策が考えられます。また、長期間留守をする場合の対策として、①荷物の出し入れは人目につかないように行う、②タイマーなどを使い夜間照明をつけたり、ラジオを鳴らすなどして無人であることがわからないようにする、③新聞購読は配達の一時中止が可能ですので、忘れずに手続きする。また、郵便物が郵便受にたまらないよう知人、友人に依頼し、定期的に取り保管してもらう、④可能な限り常日頃から近所の人と付き合いをこころがける、といった対応が有効かと思われます。

- (5) 車中のラジオなどが狙われる事件もかなり発生しておりますが、ラジオを取り外し可能なものにするなどといった対応が考えられます。
- (6) 海外に居住する邦人が盗難の被害に会い困るのが旅券の盗難です。旅券は自分の身元を証明する重要な書類ですので、特に盗難には気をつけてください。しかし、万一旅券の盗難に会った場合、警察への盗難届け、写真2葉、身分を証明する書類(免許証など身分事項と顔写真が記載されているもの)が必要となり、再発給には早い場合、平日で2-3日、時には1週間程度を要する場合もあります。

当地では旅券そのものが盗難の標的となるケースは少ないといえますが、旅券をバッグに入れるなどして、バックごと盗難にあっているケースが多いこともあり、旅券については現金などと一緒にすることなく、単独で肌身離さず所持していることが盗難を避ける最良の方法です。

なお、現金、クレッジトカードなどについても一か所にまとめて持たず、分散して持つ とリスクが少なくなり、万一盗難に会っても、被害を最小限におさえられます。

2. テロ、誘拐対策

当地では邦人を対象としたテロおよび誘拐事件は発生しておりませんが、政治、経済、 社会状況の変化によっては邦人を対象としたテロが発生しないとも限りませんので、次の 点につき検討しておいたほうがよいでしょう。

(1) テロ対策

新聞、ニュース等からの情報の収集 企業への脅迫状、脅迫電話等の有無 不審(人)物に対する注意

(2) 誘拐対策

日頃の通勤経路、通勤時間の非定型化

家族の行動予定の相互連絡

自宅での不審電話、郵便物への対応(要すれば警察への通報)

家族への指導(特に幼児は見知らぬ人について行かぬよう言い聞かせる)

人質となった場合の心得(家族内で話し合うことが望ましい) (人質が殺害されるケースは全体からすれば非常に少数であり、必ず救出されると信じて、犯人を刺激するような軽率な行動はとらないこと)

3. 在留届の提出

海外で発生した重大な事故については、警察から管轄の在外公館に連絡があります。 海外居住者の場合、その通報に基づき在外公館が連絡先等を調査し、必要があれば連絡を とったりしますが、その調査の際手掛かりとするのが在留届です。

在外公館と海外居住者の接点ともいえる在留届の提出にご協力ください。在留届の用紙は領事部窓口にあります。

4. 総領事館への通報

不幸にして事件に巻き込まれた場合、当館に事件の概要につき通報いただければ幸甚です。当館では通報をもとに必要に応じ警察・本邦留守宅への連絡等の側面的援助を致します。また必要に応じて他の邦人の方々に対する警報、外務省を通じての旅行者への警告などの情報を流すことにより類似事件の発生を未然に防止することにも役立ちます。なお、その際関係者の方々のプライバシーに関わる事項は公的機関(警察、在外公館等)以外には出されることはなく、プライバシーの秘密を期しますので、できる限り迅速に通報をお願いします。

平成4年10月1日 在ベルリン日本国総領事館

在留邦人の皆様へ

東西ドイツが統一して丸2年が経過し、外国人排斥運動に象徴されますようにドイツ国内の社会情勢にも微妙な変化がみられるように思われます。特に、ベルリンにおきましては社会秩序の変化や壁崩壊による内外国人の移動の自由化等に伴い犯罪が急増し、統計からも窺い知ることができますが、かなりの治安の悪化を招いているように思われます。また、犯罪も単純な軽犯罪から凶悪犯罪へと凶悪化、多様化しているようです。

ベルリンに在住の邦人の皆様におかれましてはこのような昨今の微妙な社会変化を敏感に感じ取られ、常日頃から防犯には心を配られていることと思いますが、ここで改めて認識を新たにして更に一層防犯に心掛ける必要があるように思われます。

そこで、皆様の防犯の一助として活用していただけますように旧版を全面改定しました本「防犯の手引き」を作成致しました。

「手引き」としては甚だ不十分な点もあるように思います。今後、皆様の御協力を得て 充実したものにしていきたいと思っておりますので、お気付きの点及び御意見等がありま したら、遠慮なく当館までお寄せ下さいますようお願い致します。

1. ベルリン市内の犯罪状況

1991年1年間におけるベルリン市内における犯罪給件数は、約50万件を越え、急増しています。中でも、家宅侵入、強盗、殺人、性犯罪などの凶悪犯罪が高い伸び率を示しているほか、スリ、置き引きなどの単純な犯罪も、約31万件強と、高い数字を示しています。

犯罪発生率(人口10万人当たりの件数)だけをみてみますと、国内的にも国際的にみてもそう高いものではありません。犯罪発生率を国内的にみてみますと、フランクフルトの2万200件、ブレーメンの1万7,400件、ハンブルクの1万6,600件に次いでベルリンは4番目の1万4,600件となっており、昨年比で6。6ポイント減少しています。これを国際的にみてみますと、ベルリンと同規模の350万人の人口を擁するロスアンジェルスでは、強姦、暴行、自動車窃盗がそれぞれ4倍、強盗が5倍、殺人に至っては12倍とベルリンより犯罪発生率が高くなっています。

しかし、ベルリンの犯罪の脅威は大きいと言われています。これには、壁によって犯罪面でもこれまで不自然に守られてきたのが、壁開放で一挙に大都市並みになったというベルリンの特殊事情がひとつあります。また、マスコミによる、特に、最近のセンセーショナルな報道の繰り返しもひとつの要因になっているようです。統計でも明らかなように犯罪は将来的に増えることはあっても減ることはないでしょうし、又、犯罪も凶悪化していく傾向にあると思われます。

また、ドイツ各地で現在問題になっている外国人に対する暴力行為につきましては、ベルリンでは今のところそれ程問題になっていませんが、将来的にはこれも問題になる可能性が大きく、治安悪化の一要因となると思われます。

2. 日本人を狙った犯罪の特徴

上記1.のような状況の下で、在留邦人、邦人旅行者の被害例も次第に増加しつつあります。

これまでのところ日本人を狙った犯罪としては、空港・駅・ホテル・レストラン・観光 名所等ありとあらゆる所で、何らかの方法で注意をそらされた隙に、スリ、置き引き等に 遭うという例が大半を占めていますが、最近では、家宅侵入や自動車窃盗、暴力行為等の 被害も出て来始めています。

特に、邦人旅行者が、日本と同じような感覚で行動したがために被害に遭う例が多くなっています。

具体的な実例につきましては、別紙を御参照下さい。

3.安全のための基本原則

まず、ドイツ及びベルリンは安全であるという「神話」(固定観念)は捨て去らなければなりません。在り来たりですが、海外においては次の「安全のための基本原則」を常に 念頭に置いて行動する必要があります。

○常に、用心を怠らない。

チェックリストを作成する等により、常に細心の注意を払うことが大切です。

〇目立たない。

服装、言動等、とにかく目立たないことです。また、行動のパターン化は避けた方が良いでしょう。要は、隙のある日本人と思われないことです。

○危険地域及び土地勘のないところには行かない。

特に、初めての土地・場所ではやたらと歩き回らないことです。また、夜間の行動は できるだけ避けた方が良いでしょう。

4. 犯行の一般的手口と予防策

(1) 「スリ」、「置き引き」

複数による犯行がほとんどでグループの一味が話しかけるなどして何等かの方法で注意をそらしている隙に、他の仲間がバッグ等を持ち去るというのが典型的なパターンになっています。

注意をそらす方法としては、①背中にアイスクリームやケチャップを付け、それを教え、 ふいてやるなどして親切を装う、②時刻や道を尋ねるなど話し掛ける、③突然仲間同士が大声で喧嘩を始める等があります。

また、本人が不注意その他で手荷物等から注意をそらした隙に持ち去られるという例も 少なくありません。空港や駅に到着した時が一番狙われやすく、次にホテルでのチェック イン・チェックアウト時、朝食時(特に、ビュッフェスタイルの食事の時)に多く発生し ています。

見知らぬ人の見せかけの親切には注意が必要です。アイスクリームやケチャップ等はとりあえず、その場を離れて必ず自分で拭くようにしましょう。

旅券、現金等の貴重品は、バッグ等に入れず必ず身に付け、止むを得ない場合でもバッグ等の口を手でしっかり握っておくなどの細心の注意が必要です。また、大きなバッグ等は自分より前に置いて常に目の届くようにするか、足の一部で触れているようにすることが肝要です。レストラン等では、バッグ等のバンドを椅子の足に通しておくのも一つの方法です。

いずれにしても"手から離さない! 目から離さない!"に心掛けて下さい。

(2) 「列車強盗」

夜行の国際列車、長距離列車内で、特に眠っている間に盗難の被害に遭う例が多いようです。疲れている時や、1人旅の時にはできるだけ列車利用を避けるのが賢明でしょう。

また、車内において親日派を装うなどして言葉巧みに近づき飲み物を勧め、知らぬ間に 睡眠薬を混入させ貴重品等を強奪するという手口もありますから、列車を利用する場合に は細心の注意が必要です。

(3) 「車上荒らし」、「自動車窃盗」

駐車中にドアの鍵をこじ開けられたり、窓ガラスを割られたりして、車内の貴重品を盗まれるという事例が多いようです。また、施錠して路上に駐車していて乗り逃げされたケースもあります。

駐車場不足の当地としては路上駐車はやむを得ないとしても、路上でも駐車場でも決して車内に貴重品等を放置しないことが肝要です。荷物等は後部トランクに収納して外部から見えないようにするのがよいでしょうが、収納するのを見られて後でトランクの鍵をこじ開けられることも考えられますので、車から離れる時は周囲に怪しい人影がないかよく確認するぐらいの注意が必要です。

具体的には、各種防犯装置・警報装置を装着したり、カセットデッキを着脱式にする方法があります。

(4) 「侵入窃盗」

侵入窃盗の場合、事前に周到な準備をするのが常套手段ですから、まず、不審な兆候がないか十分に注意することです。

鍵の強化、各種防犯装置・警報装置の設置を考える他、休暇などで長期に住宅を開ける場合には、照明、テレビ・ラジオ等にタイマーをつけて在宅を装う等の方法があります。

また、日頃から隣近所と親しく付き合い、長期間留守にするような場合には、一声かけて郵便物や新聞の保管を依頼したり、異常の有無の確認を依頼しておくとかなり効果を上げるようです。

5. 緊急時の連絡先

(1) 警察	110
(2) 消防、救急サービス	112
(3)緊急医療相談	(030)31 - 0031
(4) 在ベルリン日本国総領事館	(030) $832-7026$
(5) 同広報文化部事務所	(030)391-3865

6. 緊急時の言葉

「助けて!」 "Hilfe!" (ヒルフェ) 「警察を呼んで!」 "Bitte Polizei!" (ビッテ・ポリツァイ)

7. 参考図書等

「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」 外務省領事移住部 「海外安全ハンドブック2」 [ヨーロッパ、アフリカ編] トラベルジャーナル編 (外務省監修)

「海外生活の危機管理」 樋口健夫・容視子、実業之日本社

・置き引き

- 1. SXFに到着直後、キャスターにスーツケース、ショルダーバッグを乗せて駐車場に向け移動中、女性に地図を見せられながら道を聞かれたため、これに応対していたスキに、仲間と見られる男数名に、これら荷物を盗まれた。
- 2. SXFから都心へ向かうシャトルバスに乗車。出発直前になって男が突然乗り込み運転手との間で何事か口論になったのを傍観していたところ、出発後、積み込んだ荷物がないことに気づく。
- 3. TXL到着後、いきなり見知らぬ男に声をかけられ、言葉が解らない旨応対している うちに、"肩にかけていた"ショルダーバッグを知らぬ間に盗まれた。
- 4. TXLチェックイン後、機内持ち込み荷物を他の団体旅行者15名の手荷物と一緒に 一ヶ所に集め、談笑していたところ、比較的中央部に置いていたショルダーバッグを盗ま

れた。

5. SXFにてチェックインのため列に並んでいたところ、ドイツ人と見られる男に話し掛けられ応対している間に、キャスターに積んでいた荷物を盗られた(ストライキ中で、SXFが特に混雑していた)。(TXL:テーゲル空港、SXF:シェーネフェルト空港)

[ホテル]

- 1. H.Berlinチェックインの際、足元に荷物を置いて宿泊カードに所要事項を記入している間に、荷物を盗まれた。
- 2.25人の団体でGrandに到着。チャーターバスから荷物をおろし、ホテルのポーターがこれら荷物を取りまとめて、各自の部屋へ運ぼうとした際に、スーツケース1個がなくなっていた。
- 3. Stadt Berlinチェックイン後、団体旅行の世話役が、旅行者の部屋割り等について、ロビーで伝達していたところ、足元に置いてあった荷物を盗られた。
- 4. ホテルの朝食バイキングの際、座席を確保するため椅子にスーツケース等を置いたまま料理を取りに行ったスキに、取られた(多数: Dom, Stadt Berlin, Metropol, Interconti, Esplande等)。
- 5. Domホテルで朝食中、椅子の間に置いていたスーツケースを、後の座席に座っていたと見られる2人連れに盗られた。
- 6. Stadt Berlinで朝食中、椅子の背もたれに掛けていたハンドバッグが無くなっていた
- 7. 同行者のチェックアウトを待つべく、Domホテルロビーにて雑誌に目を通していた際、ソファ横に置いていたスーツケースを盗られた。
- 8. Stadt Berlinロビーにて、談笑中、ソファの上に置いてあったケースを急ぎ足で近付いてきた男に持ち去られた(同様多数; H.Berlin等)。
- 9. Stadt Berlinロビーにて休憩中、夫がトイレに立った直後、数人の男に取り囲まれるようにして話し掛けられ、気が付くとショルダーバッグが無くなっていた。

[レストラン]

- 1. カフェ・クランツラー(外)で喫茶中、複数の男に同時に話し掛けられ、混乱しているスキにバッグからパスポートを盗まれた。
- 2. Zoo駅前メービンピックで食事中、トイレに立った2分くらいの間に、座席に置いていたショルダーバッグを盗まれた。
- 3. Ku-DAMMマルシェで食事が終わり、席を立とうとした際、2人組の男が近寄ってきて 1人が肩を叩くなどしているうち、他の1人に荷物を持ち去られた。

〔鉄道〕

- 1. Friedrichstr.駅で、切符を購入した際、窓口に財布と旅券を置き忘れたまま、ほんの十数秒離れたところ、なくなっていた。
- 2. Zoo駅構内レストランにて食事中、見知らぬ男がメニューを見せながら何やらしつこく話し掛けてきたところ、再三断った結果、男は諦めてレストランを出ていったが、椅子の下に置いてあったショルダーッパッグがなくなっていた。
- 3. Uバーン内で、知らぬ間に"背中側に回っていたウエストバッグ"から中身が盗まれた。
- 4. Zoo駅ホームで、荷物を "足の間に挟んで" 時刻表を見上げていたところ、足の間から抜き取られ、犯人を追い掛けたが見失った。
- 5. Friedrichstr.駅でタクシーに乗車しようとトランクに荷物を積込み中、同行者の1人がクリームをつけられ、これに気を取られているほんの5~6秒の間に、足元においていたバッグを盗られた。
- 6. 列車にてポーランドへ向かう途中、フランクフルト(O)駅構内にて写真撮影を行な

っていたところ、"税関職員を装った男"に、写真撮影禁止区域であることを理由にカメラを没収され、詐取された(預かり証の交付なし)。

7. フランクフルトからベルリンへ向から(夜行)列車内で就寝中、荷物すべてを盗まれた(同様多数:ドレスデンーベルリン、ワルシャワーベルリン、プラハーベルリン、ミュンヘンーベルリン等)。

8. ワルシャワーベルリン間で、同席した男にジュースを執拗に勧められ、飲んで眠り込んだスキに、所持品を盗まれた。

〔観光地〕

- 1. マイセン陶器店(東)にて買物中、男1人に背中に何かがついていると注意を引かれ、後を向いた瞬間に、他の男2名に小型バッグを盗まれたもの(マイセン西でも同様多数)。
- 2. ドレスデン大聖堂出口を出ようとしたところ、数人の男に取り囲まれるように押し合いとなり、ようやく他の旅行者が間に割って入って開放されたものの、気が付くとハンドバッグの口金が空いており、中身がなくなっていた。
- 3. ベルガモン博物館入り口横のカフェーにて、椅子の背もたれにショルダーバッグを掛けてお茶を飲んでいるスキに、盗まれた。後の席にいた男性客がいなくなっていた。
- 4. ペルガモン博物館で、博物館職員にVTRカメラの持ち込みは禁じられている旨注意されたため、同 "荷物預かり所に同カメラをバッグに入れて預けた" ところ、観覧が終わって引換証を提示したにもかかわらず、このバッグが無くなっていた。
- 5. 三越入り口付近で、知人と遭遇し立ち話をしている間に、"一瞬"足元にブリーフケースを置いたところ、なくなっていた。

車上荒らし

1. 自宅付近に駐車していた乗用車の後部ガラスをはずされ、車内のものすべてを盗まれた(同様数件:運転席ガラスを割られるなど)。

自動車窃盗

- 1. 自宅付近に駐車していた乗用車が、何者かに持ち去られた。
- 2. サンスーシー宮殿を観覧後、付近に駐車していた自分の乗用車に戻ろうとしたところ、女が何やら話し掛け、行く手を遮ろうとするので、これを振り切って乗用車まで戻ったところ、男2~3人が逃げだした。乗用車の運転席建穴に切られたような傷が残っていた

侵入窃盗

- 1. 年末年始休みを利用して4泊5日の旅行から帰ってきたところ、1下の住宅の庭側の窓がこじ開けられ、貴金属などがすべて持ち去られていた。
- 2. 休日の夕刻から深夜にかけて留守にしたところ、パスポート等の重要書類の入った箱が持ち去られていた。
- 3. 事務所が無人の間に、何者かが侵入し、パスポート等を持ち去った。

強奪

1. Friedrichstr.駅に深夜到着し、友人に電話しようとしたところ、男6~7人が近付いてきていきなり顔面を殴られ、所持品を奪われた。

暴行

1. Leipzig駅に到着する直前、同じ車両に乗り合わせていた男1人が突然近付いてきて、いきなり顔面を殴打され、足蹴にされた。ワイマールからずっと一緒で、特に恨みを買う言動はしていない。

KAN00010 ●ミュンヘン「防犯の手引き」 防犯の手引き

1992年10月現在 在ミュンヘン日本国総領事館

ミュンヘン在住邦人の皆様へ

在留邦人の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、ミュンヘンは国際色豊かな大都市である反面、各種犯罪の発生も多く、皆様の中にも自転車の盗難、置き引き、スリ等の被害に遭われた方も少なからずいらっしゃることと思います。

防犯対策に関しては、既に皆様には独自の工夫をされていらっしゃることと思いますが、最近の空巣、置き引き、スリ等の犯罪傾向を見ますと、従来に増して自己防衛の必要性が求められているのが現状です。

この度当館で日頃気付いた注意を要する主な諸点を「防犯の手引き」として簡単にまとめました。ご参考にしていただければ幸甚です。

第一 居住地に於ける一般的注意事項

- 1 自宅の住所、電話番号は不用意に他人に知らせないで下さい。
- (1)レストラン等公共の場での会話でもこのような情報を他人に聞かれないように注意することが大切です。
- (2) 第三者に自分や家族、自宅について不要意に説明することは避ける方が賢明です。
- 2 住居の玄関のドアには覗き穴とチェーンを必ず取り付けて下さい。 集合住宅においては、アパートメント全体の玄関ドア(Haustur)と個々の住宅のドア (Wohnungstur)とが別になり、個々の住宅から玄関ドアを遠隔開錠する方法が多く取り入れられています。この場合、しばしば他の住居に向かうものが、別の住宅の呼び鈴を利用することがあり、一々応答することが面倒との理由で安易に玄関ドアを開錠するケースが見られますが、犯罪に利用され易いので注意して下さい。
- 3 住宅には可能であれば警報装置を取り付けて下さい。
- (1)窓からの侵入を防ぐために内側からの施錠は確実に行って下さい。
- (2)買い物等一時住宅を離れる際には窓は必ず閉めて下さい。
- 4 旅行等により長期間家を留守にする時は、施錠を完全に行って下さい。
- (1)窓にシャッター(雨戸: Fensterladen)があれば閉めて下さい。
- 5 空巣等の被害に備え、家財総合保険 (Hausratsversicherung) への加入も必要に応じ 検討して下さい。
- 6 旅行、外出時には、家族や同僚等に行き先と帰宅時間を知らせておく。
- 7 住宅近辺を徘徊する者や挙動不審な者に気付いた時は、直ちに最寄りの警察署に通報

して下さい。(TEL~110)

第二 犯罪被害防止上の留意事項

1 基本的な心構え

ドイツは治安が良いとの先入観を捨て、凶悪犯罪こそ比較的少ないものの窃盗、置き引き等の事案は増加傾向にあることを充分念頭において下さい。

2 具体的留意事項

(1)空港、駅、レストラン、ホテル等、スリ、置き引き等がしばしば発生している場所では、旅券等貴重品は必ず身に付け、携帯品にも十分注意を払って下さい。

※ミュンヘン近辺での要注意場所

ミュンヘン空港、ミュンヘン中央駅、マリエンプラッツ、カールスプラッツ、

ミュンヘナーフライハイト

各ホテルのロビー

(2)公共の場では、多額の紙幣を見せないで下さい。 必要以上の現金は携帯しないで下さい。

(3)人の少ない所、照明の暗い所は避けるようにして下さい。

誰かにつけられているような気がしたら、最寄りのカフェー等公共施設に入り、必要があれば警察に通報して下さい。

- (4)一か所にたむろしている者や挙動不審な歩行者には充分注意を払って下さい。
- (5)歩道の車道寄りは歩かない方が賢明です。

オートバイ等でハンドバック等を奪取されることがあります。

(6)レストランでは、オーバー等に貴重品を入れたままハンガーに掛けないで下さい。また、自分で監視できるハンガーに掛ける等の注意も必要です。

客席から離れた場所にハンガーを置いている店では、オーバー等をすり替える手口が使わています。

(7)レストラン等でハンドバック等をテーブルや椅子の上に安易に放置しないように心がけて下さい。

貴重品の入ったハンドバッグ等は、自分の背中の後ろに置く、足元では足で挟む等身から離さないようにする配慮が必要です。

(8)切符購入、買物の際等わずかな隙に注意して下さい。

代金を払っている一瞬の隙に置き引きに遭うケースが散見されています。荷物は決して放置せず、必ず複数で監視することが大切です。また、財布等の所在は常に意識しておくことが必要です。

(9) ホテルの部屋内でも、貴重品はみだりに放置しないで下さい。

旅券等貴重品は身につけるか、ホテルのセーフティ・ボックスに預けて下さい。ホテルの部屋内でも盗難に遭った例はあります。

(10)特に旅券を携帯する場合は、完全に身につけて下さい。

容易にすられないようなポケット、または旅券用の袋に入れ帯胴することも場合によっては必要です。

※ 邦人旅行者の場合、ハンドバック等に旅券、財布、航空券、クレジットカード等 貴重品を一括して入れ、大きな被害を招くケースが散見されています。

※ 旅券は、事前にコピーを作成し、旅券とコピーをそれぞれ別に携帯して万一に備えることが必要です。

(11)人の多いところでも、周囲には注意を払って下さい。 特に有名な観光地で写真撮影する場合には、周囲に十分注意することが必要です。

3 車両使用時の留意事項

(1)駐停車時には必ず施錠し、窓も完全に閉めて下さい。

ドイツ警察による駐車場での一斉調査によれば、20台に1台はこれを怠っています。次の事項は必ず励行して下さい。

- ・僅かな間の停車でもイグニッション・キーは必ず携行する。
- ・ハンドル・ロックもカチッと音がするまで完全に行う。
- ・グロープ・ボックスも場合により施錠する。
- (2)駐車時には、外部から見える車内に物を置かないで下さい。
- ・貴重品は車内に絶対に放置しないで下さい。
- (3)駐車場に駐車する場合は、可能な限り明るい場所、または管理人の近くに駐車するよう心掛けて下さい。
 - ・公共の駐車場内、管理人が居る駐車場内でも窃。、強盗の例はあります。
 - ・駐車場への入口が複数ある場合には、人の出入りの多い箇所を利用して下さい。
 - ・管理人と顔なじみになり、監視してもらうことが理想です。
- (4) 南欧等への旅行の際には、屋内専用駐車場をもつホテル等に泊まる事が安全です。
 - ・ドイツの車は、狙われています。
- ・貴重品はホテルに預け、必要以上の物は身に付けず、車内に置かないで下さい。
- (5)カー・ステレオの管理に注意して下さい。
 - ・盗難に備え、カー・ステレオ等の製品名、製品番号等を控えておくことが必要です。
- (6)被害時に備えて、自動車車両保険 (Kaskoversicherung)に加入することも検討に値します。
 - ・警報装置の設置も必要により検討して下さい。
- 4 スリ・強盗等被害遭遇時の措置
- (1)身体の安全が先ず第一です。平静に努めて下さい。
- (2)集団によるスリ・かっぱらいの場合には、近くの人に助けを求めるとか、大声を出すことも必要です。
- (3)犯人の特徴(身長、年齢、顔の特徴、服装、言語等)、使用した武器(ナイフ、拳銃等)をできる限り記憶して下さい。

現在のところ、邦人に対しては武器の使用例は承知していません。

(4)直ちに警察に届け出て下さい。

万一被害品が発見された場合、被害品と所有者を特定し得る事前措置(貴重品の製品番号等の記憶、宝石等に刻印等)を講じておくことが重要です。

第三 爆発物に対する注意事項

- 1 自動車には乗車前にボデー下部、車輪、エンジンルーム周辺に異物がないか注意することが必要です。
- 2 発信者名のない郵便物、未知の人物からの贈り物等は開封せずに警察に通報して下さい。
- 3 知人からの送達物でも心当たりのないものは、送り主に照会して下さい。
- 4 置き去り物は、爆発物の疑いがあります。
- 5 爆発物の疑いがある物を発見した場合の措置
- (1)不用意に接触しないで下さい。
- (2)発見場所からできる限り遠ざかって下さい。
- (3)付近の人に警告し、直ちに警察に通報して下さい。

第四 誘拐に対する注意事項

1 外出先

- (1)住宅、事務所への出入りに際し、付近に不審な人物がいないか確認することが必要です。特に駐車中の車両に注意して下さい。
- (2)通勤、帰宅時の時間及び経路を随時変更することも必要です。但し、出発点と終着点は同じですから、この付近では特に不審者及び不審車両に注意して下さい。
- (3)車両運転中には尾行されていないか注意を払って下さい。同じ車両に度々出会うときは要注意です。
- (4)未知の人物は乗車させないで下さい。
 - ・ヒッチ・ハイカーは乗車させないことが賢明です。
- ・未知の人物の停車に不用意に応じないで下さい。
- ・止むをを得ない場合には、ドアロックを確認した上で窓を通話可能な最小限度のみ下げ応対する等の配意が必要です。
 - ・警察官等と称する場合は、身分証明書の呈示を求めて下さい。
 - (5)駐車時は可能な限り屋内駐車場を利用し、人目の多い所に駐車して下さい。
- (6)人目のない場所に駐車した場合には、乗車前に車両の状況に異常が無いか確認することが必要です。乗車すればドアをロックし、窓は閉めて下さい。
- (7)日没後の帰宅に備えて、自宅及びその周辺の照明は不備のないようにし、その異常の有無を確認することが必要です。
- (8)寂しい場所、夜間の一人歩きは極力避けて下さい。
- (9) タクシー乗場以外からのタクシー利用は極力避け、止むを得ない場合でも正規のタクシーか否か確認して下さい。

2 自宅内

- (1)玄関は常に施錠し、窓の開閉状態を把握して下さい。
- (2)未知の人物に対してはドアを開けない。開扉の場合でもすぐにはドアチェーンを外さないで下さい。
- (3)家屋の修理等職人の来訪を要請する場合でも、時刻についてはっきりした打合せを行い、職人の身元を確認し、修理等には必ず立ち会って下さい。
- (4)鍵の管理は確実に行い、紛失した場合は即刻作り替えることが必要です。
- (5)発信人名を名乗らない電話や通話目的の不明な電話が頻発する場合には、警察署に通報して下さい。
- (6)近所に転入者がある場合には、転入者に不審な動向がないか注意を払うことも必要です。 以上